

人口増強・興亞の基

# 人口問題研究

第三卷 第一號

昭和十七年一月刊行

## 調査研究

初婚者の結婚費——大阪市に於ける調査の結果について——……根村當三郎（一）  
農家人口に關する一觀察………内藤雅夫（二五）

## 彙報

人口問題研究所研究報告會並に研究懇談會

勞務調整令並に同令施行規則の公布——國民徵用令及同令施行規則中改正——醫療關係者徵用令並に同令施行規則の公布——勞働者年金保險法の一部施行期日の件並に同法施行令及び施行規則の公布——米穀生産獎勵金交付規則の公布——財團法人人口問題研究會の同會主催人口問題東北地方協議會報告書の刊行

## 文獻

邦文人口問題關係文獻（二〇）

厚生省

人口問題研究所

昭和	20	10	11
3	19	4	

# 人口問題研究

## 第三卷 第一號

### 調査研究

#### 初婚者の結婚費

— 大阪市に於ける調査の結果について —

根村 當三郎

#### 一 序 言

婚姻奨励の一方策として、婚資貸付制度の実施が提唱せられてゐる今日、所得と結婚費用との關係に關する統計資料の缺如してゐることは甚だ遺憾であるので、本研究では、所得と結婚との關係より結婚年齢遅延の原因を究明し、もつて我が國人口政策に關する一基資料を整備する目的で、東京市三十五區の内、本所區外四區に於いて本籍を有し又は寄留せる者で、昭和十五年十月一日乃至同年十二月三十一日の三ヶ月の間に婚姻した雙方初婚者について「初婚者所得調査」を實施したのである。

#### 初婚者の結婚費

本調査の結果の一部については本誌第二卷第七號(昭和十六年七月刊行)に發表したから、ここでは繰り返し縷述するを省略することとするが、本研究所に於いては此の種統計資料を一層整備する目的で、同様の調査を都市及農村について實施したいと計畫を進めてゐた。前回東京市について實施してから約一ヶ年を経た昭和十六年九月一日乃至同年十一月三十日の三ヶ月間、大阪市内の六區並に山形、長野、滋賀、廣島及熊本の五縣下に於ける農村について、前回と同一趣旨に基いて實施したのである。

右の内、大阪市について實施した初婚者の職業別による所得と結婚費用との關係に關する調査結果は漸く整理がついたので、次にそれを發表しようと思ふ。

尚、今回發表する大阪市についての調査は、前回東京市について實施した調査と、二、三の點を除けば、調査項目其の他は全く同一であるから、本稿を讀まれる方は右を参考とせらるるならば、一層興味あるものと思ふ。

本調査の要綱は既に本誌第二卷第十號(昭和十六年十月刊行)に記載されてゐるから、ここでは詳述するを省くこととするが、都市については、大阪市を選び、同市内に於いて俸給生活者並に工場勞務者の比較的多數住居してゐると見られる北區、此花區、天王寺區、西淀川區、東成區及住吉區の六區に於いて本籍を有し又は寄留せる者にして、昭和十六年九月一日乃至同年十一月三十日の三ヶ月間に婚姻した雙方初婚者であつて、且つ普通婚姻による者に「初婚者結婚費用調査票」を配付して、所定の調査事項の記

入を依頼したのである。

回答を得たる調査票の内、記入不完全なものを除去し調査に使用し得た調査票は全部で五八八であつた。尙今回の調査に際しては、前回東京市について行つた経験に鑑み、普通婚姻についてのみ調査することとした。

本調査期間内に於いて婚姻せる初婚の夫を職業別に分類すれば次の如くである。尙、参考の爲前回行つた東京市に於ける數を括弧内に掲げることとする。

俸給生活者	二四一(二一九)
自由業者	一五(二一)
中小商工業者	一一〇(一一〇)
工場勞務者	一七八(二二二)
交通勞務者	二五(二三)
日傭	三(七)
其の他の勞務者	一六(七四)
合計	五八八(六七五)

初婚の妻を夫の職業別に分類すれば、夫の場合と同數であることは言ふ迄もない。次に初婚の妻を婚姻前に於ける妻の職業別に分類すれば次の如くである。(括弧内は東京市)

女子事務員	五五(四六)
女子勞務者	七九(八〇)
自由業者	一八(一四)
中小商工業者	三九(七)
家事使用人	二三(三四)
農業	二〇(三〇)
無職	三五四(四六四)
合計	五八八(六七五)

右の統計によれば、夫の無職の者は皆無であるが、妻にあつては、婚姻前に於いて無職の者は極めて多數であつて、全體の六割を占めてゐる。又東京市に於ける場合に比較し婚姻前に於いて中小商工業に従事してゐた者の多數あることは注目されるべきである。

## 二 職業別による夫の平均月收入

婚姻當時に於ける初婚の夫はどれだけの平均収入があるかを職業別に示せば第一表の如くである。

尙、本調査に於ける平均月收入とは、過去一ヶ年間の總収入の平均月額を算定して記入して貰つたのであるから、俸給生活者について謂ふならば平均月收入は毎月受くる月給のみでは勿論ない。その外に賞與其の他の手當の類を月額にしたもの一切を含むのである。例へば月給八十圓の會社員たる初婚の夫の本調査に於ける平均月收額は、假りにその初婚の夫が月給の外に過去一ヶ年間に六ヶ月分に相當する額の賞與又は慰勞金を得たとするならば、その賞與又は慰勞金を月額に算定した四十圓が月給に加算せらるるから百二十圓となるのである。

第一表 職業別による夫の平均月收入

夫の職業	平均月収入		合計
	俸給又は賃銀	其の他の収入	
俸給生活者	一〇六・九〇	六・五〇	一一三・四〇
自由業者	八七・二〇	四六・七〇	一三三・九〇
中小商工業者	—	一六六・九〇	一六六・九〇
工場勞務者	九八・八〇	二・三〇	一〇一・一〇
交通勞務者	八九・四〇	一〇・〇〇	九九・四〇
日傭	五六・七〇	三〇・〇〇	八六・七〇

其の他の勞務者	九二・六〇	—	九二・六〇
總平均	八五・〇〇	三四・一〇	一一九・一〇

右の第一表で、先づ初婚の夫全體の平均月收入を見ると、百十九圓十錢であり、これを俸給又は賃銀と其の他の収入とに區別すれば、俸給又は賃銀は八十五圓、其の他の収入は三十四圓十錢である。更にこれを職業別に見ると、中小商工業者の百六十六圓九十錢が最高である。中小商工業者の収入は職業の性質上、俸給又は賃銀によるものではなく、全部が其の他の収入に屬することは右の表に示す通りである。之に次いで自由業者の百三十三圓九十錢が高いが、俸給の八十七圓二十錢に比し其の他の収入は四十六圓七十錢であつて、其の他の収入は俸給の五割三分に當り、又全體の収入の三割五分に相當する。これは自由業者には教師、新聞雜誌記者の如く専ら俸給によつて生活してゐる者と、醫師、マツサージ師、僧侶、遊藝師の如く必ずしも俸給によらないで生活してゐる者とが含まれてゐるから、俸給と其の他の収入との割合が右のやうな關係になるのであらう。俸給生活者(主として銀行、會社員)の収入はこれよりも稍、少く百十三圓四十錢である。そして収入の大部分は俸給であつて、百六圓九十錢、其の他の収入は僅かに六圓五十錢である。

これに反して収入の少いのは日傭の八十六圓七十錢であつて、賃銀収入の五十六圓七十錢に比し其の他の収入は三十圓であつて、俸給と其の他の収入との割合は、前述の自由業者と殆ど同じやうな關係になつてゐるが、回答を得た調査票が日傭としては僅かに三件に過ぎなかつたのにもよると思はれる。因に東京市に於ける調査に於いては、日傭の収入は他の職業に比し、順位はやはり最低であつたが、其の収入七十一圓四十錢は全部が賃

初婚者の結婚費

銀収入であつた。其の他の勞務者の収入は九十二圓六十錢で其の全部は賃銀収入である。左官、疊職、鳶職等がこれに含まれてゐる。又、工場勞務者及交通勞務者の収入はこれよりも更に幾分多くなつてゐるが、いづれも百圓内外であつて、工場勞務者では百一圓十錢、交通勞務者では九十九圓四十錢である。兩者共に賃銀以外の其の他の収入は極めて僅少である。

今回の調査によつて、大阪市に於ける初婚の夫の平均月収は、全體としては百二十圓見當であるが、併し職業の種類によつては差等があり、中小商工業者の収入は全體の平均収入よりも四割も大である。自由業者も亦全體の平均収入に比し一割二分餘大であるが、其の他は皆平均収入よりも少くなつてゐる。即ち、俸給生活者は五分、工場勞務者は一割五分、交通勞務者は一割六分餘、其の他の勞務者は二割二分、日傭は二割七分夫々全體の平均収入よりも少くなつてゐる。

これによつてみれば、大阪市に於ける初婚の夫の平均収入は、約一年前東京市に於いて行つた同様の調査の結果に比し、全體の平均収入に於いて十七圓三十錢大であるが、これを職業別に示すならば最高の中小商工業者に於いて四十圓の三割二分大、最低の日傭に於いて十五圓三十錢の約二割大であるのをはじめ、自由業者の七圓五十錢の約六分、工場勞務者の十七圓の約二割、交通勞務者の四圓二十錢の約四分五厘、其の他の勞務者の十四圓九十錢の約一分九分夫々大であるのに對し、俸給生活者に於いては、極めて僅かではあるが、東京市の百十四圓二十錢に比し大阪市の百十三圓四十錢と八十錢だけ少くなつてゐる。併し、これを俸給と其の他の収入との夫々について比較するならば、俸給に於いては大阪市の於ても九十錢だけ大となつてゐる。

これを要するに大阪市に於ける初婚の夫の全體の平均収入は東京市に於

けるそれに比し十七圓餘大となつてゐるが、職業別に見て、俸給生活者を除いては、大小の差等はあるが夫々大となつてゐる。殊に中小商工業者に於ける差等は極めて大であつて、これが大阪市の初婚の夫の全體の平均月収を大ならしめたものと謂へよう。この事實は大阪市と東京市の都市としての性格の差異を反映したものと見られないこともない。

### 三 職業別による夫の平均結婚費用

夫の結婚に要したる費用は結納金、結婚式費用、披露宴費用、支度費及世帯を持ちたるために特に要したる費用の五項目に分ちて調査したのであるが、先づ第一にこれらの費用を總括したものを職業別に觀察し、平均月収入に對する平均結婚費用の割合を示せば次の如くである。

第二表 職業別による夫の平均結婚費用及平均月収入に對する平均結婚費用の割合

夫の職業	結婚のために要したる費用			合計に對する自己負擔の割合	平均月収入に對する平均結婚費用の割合
	自己負擔	自己負擔以外	合計		
俸給生活者	三〇五七〇	二八七〇〇	五九二七〇	五二・六	五三・六
自由業者	二八〇三〇	二九三三〇	五七三六〇	四九・六	四七・五
中小商工業者	三五九一〇	三七四〇〇	五八六五〇	六二・三	三五・四
工場勞務者	二〇八五〇	一六六一〇	三七七四〇	五五・六	三七・〇
交通勞務者	三三〇七〇	一七一〇〇	四九一七〇	六五・九	四九・五
日傭	九六七〇	一六七〇	二六三四〇	三六・七	三〇・八
其の他の勞務者	二〇四八〇	二二六九〇	四三一七〇	四八・五	四五・三
總平均	二八二四〇	三三三〇〇	五二五四〇	五四・九	四三・九

右の第二表で、職業別による夫の平均結婚費用を見ると、俸給生活者の五百九十二圓七十錢が最も高い。これに次いで中小商工業者の五百八十六

圓五十錢、自由業の五百七十二圓五十錢が高い。更にそれに次ぐものを順次に掲げるならば交通勞務者の四百九十二圓七十錢其の他の勞務者の四百二十一圓七十錢、工場勞務者の三百七十四圓七十錢といふ順序となり、日傭の二百六十三圓四十錢が最も低い。全體の平均について見れば、結婚費用は一人當り五百十四圓四十錢である。

次に、いづれの職業に於ける夫も結婚費用の一部は他人によつて負擔されてゐる。尤も個々について見れば結婚費用の全部を自ら負擔してゐるものもないではないが極めて例外的である。そしてあらゆる職業を通じてこれを見れば、結婚費用總額に對する自己負擔の割合は約五割五分であるから、結婚費用の約半額に近い額は他人の負擔になつてゐる。併し、結婚費用總額に對する自己負擔の割合は職業の種類によつて差等がある。即ち自己負擔の割合は交通勞務者の六割五分が最も多く、これに次いで中小商工業者の六割一分二厘、工場勞務者の五割五分六厘の順で、以上は全體の平均よりも多い部に屬するのであるが、これに反して自己負擔の少いのは、日傭の三割六分七厘、其の他の勞務者の四割八分五厘、自由業者の四割八分九厘であり、俸給生活者の五割一分五厘も亦全體の平均に比して稍、少くなつてゐる。

これによつて見れば、大阪市に於ける初婚の夫の結婚費用の總額に對する自己負擔の割合は、職業別に見たる場合には交通勞務者が最も多く、これに次いで中小商工業者、工場勞務者の順序となるのであるが、此の順序は東京市に於ける場合と全く同じであつて、これらの職業に従事する人々は、結婚費用の負擔については比較的多くの部分を自己の負擔としてゐると謂ひ得るわけである。又俸給生活者、自由業者及其の他の勞務者の自己負擔の割合はいづれも全體の平均結婚費用よりも稍、低く五割一分五厘乃

至四割八分五厘であつて、一般的に言つて、東京市に於けるが如く最高最低の差が大でない。即ち東京市に於ける初婚の夫の結婚費用の總額に對する自己負擔の割合は、交通勞務者が最高でその割合は七割四分七厘、最低は自由業者の二割五分四厘であつたが、大阪市内に於ける最高は前記の通りやはり交通勞務者ではあるがその割合は六割五分、最低は日傭の三割六分七厘であつて、その間の開きは大阪市のほうがはるかに少なう。

次に平均月収入に對する結婚費用の割合は、全體の平均では四十三割一分強となる。即ち、結婚費用は平均月収入の四倍強に達してゐる。併し、この場合にも職業の種類によつて大なる差等がある。俸給生活者は五十二割二分強を支出して、最も大であり、これに次いで交通勞務者の四十九割五分強、其の他の勞務者の四十五割五分強の順で、其の他の職業に於いては、全體の平均よりもいづれも少い。即ち、自由業者の四十二割七分、工場勞務者の三十七割、中小商工業者の三十五割一分強であつて、日傭の三十割三分強が最も少い。ここに興味あることは全體の平均が四十三割強となつてゐること、俸給生活者が結婚費用を平均月収入の五十二割強を支出してゐること、前回東京市について調査した場合と全く同一であることである。東京市と大阪市とについて一般的に言ふならば、夫の平均月収入に對する平均結婚費用の割合に於いても、結婚費用總額に對する自己負擔の割合の場合と同様、最高及最低の開きが大阪市内に於ける方が東京市に於けるよりも少ない。

次に結婚費用は結納金、結婚式費用、披露宴費用、支度費、世帯を持つに要したる費用の五項目に分類することが出来るが、結婚費用總額に對する夫々の費用の百分比を、職業別に示せば第三表の如くである。

第三表 職業別による夫の結婚費用の支出項目別

夫の職業	區分	結婚費用				世帯を持つに要する費用	合計
		結納金	結婚式	披露宴	支度金		
俸給生活者	實數	1,238.00	688.00	1,081.00	1,483.00	1,047.00	5,927.00
	百分比	37.7%	21.1%	18.3%	25.3%	27.6%	100.0%
自由業者	實數	1,700.00	694.00	1,488.00	860.00	993.00	5,725.00
	百分比	29.7%	22.3%	25.9%	15.0%	17.5%	100.0%
中小商工業者	實數	1,690.00	820.00	943.00	1,436.00	977.00	5,666.00
	百分比	29.8%	14.5%	16.6%	25.2%	17.3%	100.0%
工場勞務者	實數	1,076.00	697.00	497.00	771.00	760.00	3,741.00
	百分比	28.5%	18.6%	13.2%	20.6%	20.5%	100.0%
交通勞務者	實數	1,480.00	794.00	569.00	948.00	1,184.00	4,975.00
	百分比	29.7%	15.9%	11.5%	19.2%	23.7%	100.0%
日傭	實數	500.00	334.00	367.00	333.00	1,000.00	2,534.00
	百分比	18.8%	12.6%	13.3%	12.4%	39.9%	100.0%
其の他の勞務者	實數	1,100.00	690.00	713.00	1,094.00	700.00	4,377.00
	百分比	25.1%	15.9%	16.3%	25.2%	15.9%	100.0%
總平均	實數	1,460.00	718.00	854.00	1,170.00	919.00	5,141.00
	百分比	28.4%	13.9%	16.6%	23.0%	17.7%	100.0%

第三表で見ると、全體の平均では、結婚費用に對して、結納金は二割八分一厘、結婚式費用は一割三分九厘、披露宴費用は一割六分六厘、支度費は二割三分四厘、世帯を持つに要したる費用は一割七分八厘である。これによつて見ると、夫の結婚費用の中では結納金の二割八分一厘が最も多く、支度費の二割三分四厘がこれに次いで多く、世帯を持つに要したる費用の一割七分八厘、披露宴費用の一割六分六厘の順となり、結婚式費用の一割三分九厘が最も少い。此の傾向は職業の種類によつて、多少異つてゐる。結婚費用の全體に對する各支出項目の占むる割合も亦、職業の種類によつ

て相當の差等を示してゐる場合も少くない。

先づ、結婚費用總額に對する結納金の占めてゐる割合は、全體の平均について見ても、又其の他の職業に於いても日傭を除けば最も多くなつてゐる。即ち交通勞務者及自由業者についてみると、夫々二割九分三厘、二割九分一厘に達してゐる。これに次いで、中小商工業者の二割八分八厘、工場勞務者の二割八分七厘、俸給生活者の二割七分四厘、其の他の勞務者の二割六分一厘の順でいづれも結婚費用總額に對する割合から見て第一位を占めてゐる。唯、日傭について見ると、其の割合は一割八分九厘で、第二位となつてゐる。夫の結婚費用總額に對する結納金の占むる割合は、前回東京市について行つた調査の場合に比し、大阪市のそれは遙かに大である。即ち、東京市に於ける結納金の結婚費用總額に對する割合は、全體の平均では一割八分三厘で、結婚費用總額に對する割合は他の支出項目に比し最も少いのを對し、大阪市に於ける今回の調査に現はれた所によると、二割八分一厘でその割合は第一位を占めてゐる。各職業別について見ると、東京市に於いては、自由業者の二割六分五厘、俸給生活者の二割六厘が全體の平均より大であるのに、大阪市に於いては日傭の一割八分九厘を除いては、各職業に於いても、結婚費用總額に對する結納金の占めてゐる割合は、二割九分三厘乃至二割六分一厘でいづれも第一位を占めてゐる。結婚費用總額に對する結納金の占むる割合の東京、大阪兩都市に於ける以上の如き差異は、これら兩都市に於ける結納金の支出に關する長い間の慣習がかかる異つた結果を生ぜしめたのではないだらうか。

次に、結婚式費用について見ると、全體の平均では一割三分九厘で、結婚費用總額に對する割合は最も少い。いづれの職業に於いてもその割合は最も少いか又はこれに次いで少い。即ち俸給生活者の一割一分六厘、自由業

者の一割二分二厘、中小商工業者の一割四分、其の他の勞務者の一割四分四厘はいづれも夫々の結婚費用總額に對して最も低い割合を占めて居り、交通勞務者、工場勞務者は夫々一割六分一厘、一割八分六厘で披露宴費用に次いで最も少い部分を占めてゐる。又、日傭は一割二分六厘で世帯を持つに要する費用に次いで最も少い割合である。

次は披露宴費用であるが、二割五分九厘に達してゐる自由業者が最も多く、一割八分二厘の俸給生活者がこれに次いで多い。其の他の勞務者の一割六分九厘、中小商工業者の一割六分は全體の平均である一割六分六厘に極めて接近してゐる。少い方では交通勞務者の一割一分九厘、工場勞務者の一割三分二厘で、兩者とも其の結婚費用總額に對する割合は最下位である。

尚、前回行つた東京市に於ける調査に於いては、結婚費用の分類中、結婚式及披露宴に要したる費用を一括し一項目としたのであるが、今回は前に述べた如く、結婚式の費用と、披露宴に要したる費用とは夫々別個の項目として調査し、その結果を集計したのである。従つて東京市に於ける調査では、結婚費用の中で、結婚式及披露宴の爲に要したる費用の割合が最も多く、全體の平均に於いて三割七分二厘を示し、職業別に見るならば、日傭の如きは四割二分三厘に達してゐるものもあるが、いづれの職業に於いても平均の三割七分二厘に極めて接近した割合を示してゐる。今回の大阪市の調査に於いては、結婚式の費用と披露宴の費用とは夫々別個の項目としたのであるが、東京市に於ける調査と比較する爲、假りに右を合計して見るならば、大體に於いて次の如くなるのである。即ち、大阪市の於ける夫の結婚式及披露宴に要したる費用の割合は、全體の平均に於いては三割五厘となり、更にこれを職業の種類に見るならば、自由業者の三割八分一厘が

最も多く、これに次いで工場勞務者の三割一分八厘、其の他の勞務者の三割一分三厘、中小商工業者の三割一厘、俸給生活者の二割九分八厘の順であつて、最低の交通勞務者に於いても二割八分で、いづれの職業に於いても平均の三割五厘に極めて接近してゐる。これによつて見ると、夫の結婚費用中結婚式及披露宴に要したる費用の總額に對する割合は、全體の平均に於いても、いづれの職業に於いても例外なく大阪市に於ける方が東京市に於けるよりも少い割合に於いて費用を支出してゐる。尤も、その支出したる額については必ずしも東京市に比し大阪市の方が少ないと言ふわけではない。即ち、俸給生活者、中小商工業者及日傭に於いては割合のみならず支出したる額に於いて夫々東京市に於けるよりも少い額に止まつてゐるが其の他の職業に於ては大となつてゐる。

次に支度費であるが、ここに支度費とは、擧式する爲に要したる費用を言ふのであつて例へば、紋付、羽織、袴、國民服其他式服の調製費、箆等購入費竝に媒酌人への謝禮金等がこれに屬する。これら支度費の割合は、今回の調査に於いては日傭の五割六厘が最も多い。前回の東京市に於ける調査に於いても日傭が最も多かつたが、その割合は二割七分八厘であつた。これに次いで其の他の勞務者の二割五分九厘、俸給生活者の二割五分、中小商工業者の二割四分三厘で、いづれも平均の二割三分四厘を凌駕してゐる。工場勞務者及交通勞務者に在つては極めて接近してゐて夫々二割五厘及一割九分二厘である。最も少いのは自由業者の一割五分三厘であつたが大した差等がなく、いづれの職業に於いても平均の二割二分三厘に可なり接近してゐたのに反し、今回の大阪市に於ける調査に於いては、職業別に見たる場合相當差等がある。尤も、日傭に於いては回答を得て、調査に

#### 初婚者の結婚費

使用し得た有効調査票が僅かに三と言ふ極めて少いものであつた點を考慮に入れる必要があらうと思はれる。

次に、世帯を持つに要したる費用に於いては、交通勞務者の二割三分三厘が最も多く、日傭の三分八厘が最も少なく、いづれも平均の一割七分八厘に比し相當大なる差があるが、その他の職業に於ける世帯を持つに要したる費用の割合は、大した差等がなく工場勞務者の一割八分八厘乃至其の他の勞務者の一割六分六厘であつて、いづれも平均の一割七分八厘に極めて接近してゐる。

大阪市に於ける初婚の夫の結婚費總額に對する世帯を持つに要したる費用の割合は右の如くであるが、これを東京市に於ける調査の結果に比較するならば、全體の平均に於いて大阪市の一割七分八厘なるに對し東京市は二割二分一厘であり、職業の種類について見ても、大阪市に於ける割合は、自由業者を除いては、東京市に於けるそれに比し夫々低くなつてゐる。

最後に職業別による夫の平均結婚費用について、東京市と大阪市とに於いていかなる差等があるかを觀察するならば、俸給生活者に於いて、東京市の五百九十九圓に對し大阪市の五百九十二圓七十錢と六圓三十錢だけ大阪市の寡少なるを除けば、いづれの職業に於いても大阪市の初婚の夫は、東京市の場合に比し結婚費用に於いて多額を支出してゐる。そして全體の平均に於いては東京市の四百三十九圓十錢に對し大阪市の五百十四圓三十錢と七十五圓二十錢だけ多く支出してゐる。此の差等は單に東京市と大阪市といふ都市として持つあらゆる事情の差異、換言するならば都市として持つ性格の差異から生じたものとはかり言ふことは出来ない。それは又調査の時期の差異も亦幾分か影響してゐるのではなからうか。即ち、大阪市に於ける調査は東京市に於いて行つた時から約一ヶ年を経過した時期に行はれたの

である。

四 夫の職業別に見たる妻の平均結婚費用

妻の平均結婚費用を夫の職業別に示せば次の第四表の如くである。

第四表 夫の職業別による妻の平均結婚費用

夫の職業	結婚のために要したる費用			合計に對する自己負擔の割合
	自己負擔	自己以外の負擔	合計	
俸給生活者	一二五・九〇 <sup>円</sup>	六三五・三〇 <sup>円</sup>	七六一・二〇 <sup>円</sup>	一六・五四 <sup>%</sup>
自由業者	一五五・三〇	七六二・六〇	九一七・九〇	一六・九二
中小商工業者	一八九・八〇	四〇九・三〇	五九九・一〇	三一・六八
工場勞務者	八五・〇〇	二八〇・三〇	三六五・三〇	二三・二七
交通勞務者	九三・二〇	三九七・五〇	四九〇・七〇	一八・九九
日傭	四三・三〇	一〇〇・〇〇	五三・三〇	八一・二九
その他の勞務者	九〇・七〇	三二八・九〇	四一九・六〇	二一・六二
總平均	一二三・四〇	四六七・一〇	五九〇・五〇	二〇・九〇

第四表で妻の全體の平均結婚費用を見ると、五百九十圓五十錢である。

併しこの平均結婚費用は夫の職業の種類によつて大いに異つてゐる。即ち、夫が自由業者である妻の平均結婚費用は最も多く九百十七圓九十錢に達してゐる。これに次いで俸給生活者に於ける七百六十一圓二十錢が多い。次に中小商工業者の五百九十九圓十錢、交通勞務者の四百九十圓七十錢の順となるのであるが、妻の結婚費用の最も少いのは日傭の五十三圓三十錢である。日傭については前にも述べた如く、本調査に於いては回収し得た有効調査票が僅かに三といふ極めて少い點がかくの如き著しき差異を生ぜしめた一つの原因となつたのではなからうか。又第四表に示すが如く工場勞務者

及其他の勞務者は夫々三百六十五圓三十錢及四百十九圓六十錢であつて、いづれも妻の全體の平均結婚費用よりも遙かに少ない。これによつて見ると、比較的知識階級と見られる夫と結婚する妻は比較的多くの結婚費用を使用し、一般に勞務者と結婚する妻は比較的僅かの結婚費用を使用してゐることがわかる。同様の傾向は東京市に於いて行つた調査の結果にも見られたところである。尚、この外に大阪市に於ける妻の結婚費用を夫の職業別に見たる場合、東京市に於ける結果と比較して如何なる差異があるかを觀察すると、日傭については前述した理由から一と先づ除外することとして、俸給生活者の夫と結婚した妻の結婚費用七百六十一圓二十錢が東京市の八百四十九圓五十錢に比較して八十八圓餘も少いのを除いて、其の他はすべて大阪市に於ける方が多くの結婚費用を使用してゐることが見出される。就中、交通勞務者及其他の勞務者に嫁した妻の結婚費用は著しく多く、東京市に於けるそれらの職業に従事する夫と結婚した妻の結婚費用の倍額以上を使用してゐることがわかる。

次に、結婚費用總額に對する自己負擔の割合を見ると、全體の平均では二割一分弱であつて七割九分は他人の負擔になつてゐる。更にこれを夫の職業別に見ると、自己負擔の最も少いのは俸給生活者の夫と結婚した妻の一割六分五厘、自由業者の夫と結婚した妻の一割六分九厘で、俸給生活者或は自由業者と結婚した妻は最も多くの結婚費用を使用してゐるにも拘らず自己負擔の割合は最も少いのであつて、これらの妻の大部分は結婚前に職業を持たず、従つて結婚費用を自ら準備する者の最も少いことが推測される。これに反して中小商工業者の夫と結婚した妻は三割一分六厘強の結婚費用を自ら負擔してゐるのである。工場勞務者、交通勞務者及其他の勞務者たる夫と結婚した妻は、いづれもその中間に位してゐて、結婚費用

の二割内外を自ら負擔してゐる。尙、第四表によれば、日傭の夫に嫁した妻はその使用した結婚費用の八割一分強を自ら負擔してゐることになつてゐるが、これは極めて例外に屬するものと認められるので暫く除外しておくこととする。

次に、大阪市に於ける妻の平均結婚費用總額に對する自己負擔の割合を、東京市に於いて行つた調査の場合と比較して觀察するならば、職業別に見て大阪市に於ける自己負擔の割合は、日傭の如き例外的なものを除けば、東京市に比し概して著しき高低なく平均されてゐると言ふことが出来る。

次に、平均結婚費用は夫と妻との間でどれ程の差異があるかを、夫の職業別に觀察して見よう。夫の職業別による夫妻の平均結婚費用を示せば次の第五表の如くである。

第五表 夫の職業別による夫妻の平均結婚費用

夫の職業	夫の結婚費用	妻の結婚費用	夫の結婚費用に對する妻の結婚費用の割合
俸給生活者	五九二・七〇	七六一・二〇	一二八・四三
自由業者	五七二・五〇	九一七・九〇	一六〇・三三
中小商工業者	五八六・五〇	五九九・一〇	一〇二・一五
工場勞務者	三七四・七〇	三六五・三〇	九七・四九
交通勞務者	四九二・七〇	四九〇・七〇	九九・五九
日傭	二六三・四〇	五三・三〇	二〇・二四
其の他の勞務者	四二一・七〇	四一九・六〇	九九・五〇
總平均	五一四・四〇	五九〇・五〇	一一四・七九

第五表で見ると、全體の平均では、夫の結婚費用は五百十四圓四十錢で

初婚者の結婚費

あつて、夫の結婚費用に對して妻の結婚費用は約一割四分多いことになつてゐる。併しこれを夫の職業別に見ると、妻の結婚費用が夫の結婚費用よりも多くなつてゐるのは、自由業者、俸給生活者であつて中小商工業者も亦僅かではあるが多くなつてゐる。其の他の職業に於いては日傭を除いていづれも妻の結婚費用と夫の結婚費用とは殆んど同額である。即ち、自由業者に於ては一・六倍であり、俸給生活者に於ては一・二八倍であり、又中小商工業者に於ては一・〇二倍である。これに反して、其の他の職業に於いては極めて僅かの差等はあるが、妻の結婚費用と夫の結婚費用は殆ど同額といふことになつてゐる。即ち、九割七分四厘乃至九割九分五厘である。尤も日傭の二割といふのがあるがこれは除外する方が穩當であらう。

ここで前回行つた東京市に於ける結果と比較して觀察してみれば、東京市に於いてはやはり自由業者並に俸給生活者は大阪市と同じく妻の結婚費用は夫の結婚費用よりも多くなつてゐたが、其の他の職業に於いては、妻の結婚費用は夫の結婚費用の六割乃至八割であつた。それが大阪に於いては殆んど同額と言つて差支ない程夫妻の結婚費用は接近して居るのである。

次に、妻の結婚費用總額に對する結婚式費用、披露宴費用、支度費及世帯を持つに要したる費用の百分比を、夫の職業別に示せば次の第六表の如くである。

尙、本調査に於ては普通婚姻についてのみ調査したので、妻の結婚費用の中に結納金は一つも現はれなかつたから結納金の項目は本表には掲げないことにする。

第六表 夫の職業別による妻の結婚費用の支出項目別

夫の職業	區分	結婚式費用		披露宴費用		支度金		世帯を持つに要する費用		合計
		實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	
俸給生活者		4000	51.3%	5000	64.1%	6500	82.5%	9000	112.5%	76000
自由業者		5000	64.1%	8000	101.3%	7000	87.5%	3000	37.5%	91000
中小商工業者		4700	59.4%	4000	50.6%	5000	62.5%	1600	20.0%	59000
工場勞務者		2800	35.4%	3300	41.3%	3000	37.5%	700	8.8%	36500
交通勞務者		3600	45.0%	3800	47.5%	4200	52.5%	3000	37.5%	49000
日傭		1000	12.5%	1100	13.8%	1200	15.0%	1100	13.8%	50000
その他の勞務者		1700	21.3%	2600	32.5%	3700	46.3%	1400	17.5%	49000
總平均		3900	48.8%	4600	57.5%	5000	62.5%	2300	28.8%	59000

結婚式に要したる費用の割合は、妻の場合には比較的少く、全體の平均で六分七厘である。其の金額から見ても、夫の七十一圓八十錢に對して、妻の場合には四十圓にも達しないで僅かに三十九圓九十錢であるに過ぎない。そして結婚費用總額に對する結婚式に要したる費用の割合は、日傭の一割八分七厘、其の他の勞務者の一割一分二厘を除けば其の他は、いづれの夫の職業に於ける妻も、五分七厘乃至七分九厘を支出してゐるに過ぎない。又披露宴に要したる費用の割合も亦、全體の平均に於いて僅かに七分であり。その金額は四十一圓六十錢であつて、職業の種類によつて見ても

自由業者の八分七厘を最高として其の他は皆全體の平均に接近してゐる。日傭の妻に於いては此の支出は皆無である。更に又世帯を持つために要したる費用の割合も、全體の平均に於いて僅かに一分二厘であり、その金額は七圓三十錢である。職業の種類別に見ると、自由業者の妻が二分五厘を支出してゐる以外は、其の他の夫の職業に於ける妻は僅かに六厘乃至一分九厘を支出してゐるに過ぎない。日傭の妻に於いては、この支出も亦皆無である。

然るに支度金の割合は妻の場合に於いて著しく大きい。全體の平均で八割四分九厘に達し、これを金額で示すと五百一圓七十錢である。夫の場合の二割三分四厘、百二十圓七十錢に比較すれば、結婚費用總額に對する割合に於いても、又金額に於いても甚だ大である。故に、妻の場合には、結婚費用の大部分は支度費に支出されてゐることがわかる。更にこれを職業別に見れば、いづれの職業に於いても八割以上に達してゐて全體の平均に接近して大なる差等はないが、俸給生活者の妻の八割五分八厘が最も多く、これに次いで中小商工業者の妻の八割四分四厘、交通勞務者の妻の八割四分一厘、工場勞務者の妻の八割三分九厘、自由業者の妻の八割三分の順となり、其の他の勞務者の妻の八割四厘が最も少い。併しこれを金額で示すと自由業者の七百六十二圓が最も多く、これに次いで俸給生活者の六百五十三圓八十錢となり、反對に少い方から見れば日傭の妻の四十三圓三十錢が例外的ではあるが最も少く、工場勞務者の妻の三百六圓五十錢、其の他の勞務者の妻の三百三十七圓五十錢が之に次いで少い。そして全體の平均は五百一圓七十錢であつて、中小商工業者の妻はこれに極めて接近して、五百五圓八十錢となつてゐる。

最後に前同行つた東京市に於ける調査の結果と今回の大阪市の於ける結果とを比較して見るに、比較の便宜上大阪市の妻の結婚費用の支出項目別の内結婚式の費用と披露宴の費用とは合計して一項目として見ることにするが、結婚費用總額に對するこの項目の割合は全體の平均では一割三分八厘となり、更にこれを職業の種類に於いて見るならば、日傭の妻の一割八分七厘が最も多く、これに次いで其の他の勞務者の妻の一割八分強、中小商工業者の妻の一割五分三厘、交通勞務者の妻の一割五分二厘が多く、最低は俸給生活者の一割二分八厘で職業の種類に於いて見るも大なる差等がない。これに對し東京市に於ける調査の結果は、全體の平均では一割二分五厘となり、更にこれを職業の種類に於いて見るならば、其の他の勞務者の妻の一割七分を除けば、いづれの職業に於ける妻も、一割乃至一割四分を支出してゐるのであつて、全體の平均に於いても、又いづれの職業に於いても大阪市の方が稍、多くの割合を支出してゐる。併しこれを金額にて示すならば、全體の平均に於いては東京市の妻の六十圓三十錢に對し大阪市の妻は八十一圓五十錢であり、又職業の種類について見ても、俸給生活者の妻及日傭の妻を除いては他のいづれの夫の職業に於ける妻も大阪市の於ける妻は東京市に於ける妻よりも多くの額を支出してゐる。

次に支度費について比較するならば、妻の結婚費用總額に對する支度費の割合は、全體の平均に於いて東京市の七割九分に對し大阪市の八割四分九厘、即ち殆ど八割五分に達し、又いづれの夫の職業の妻も大阪市の於ける妻は、其の割合に於いて八割以上を支度費に支出してゐる。又支度費に使用したる金額について一瞥するならば、兩市共自由業者の妻が最も多く、これに次いで俸給生活者の妻、中小商工業者の妻が多く、最も少いのは、東京市に於いては其の他の勞務者の妻の百三十三圓九十錢であり、大阪市の於いては、極めて例外的と見らるる日傭の妻の四十三圓三十錢を除けば、工場勞務者の三百六圓五十錢が少い。そして、全體の平均では、東京市の三百七十八圓八十錢であるに對し大阪市の五百一圓七十錢で、大阪市の方が遙かに多い。これは、大阪市の於ける夫の東京市に於ける夫に比し多額の結納金を支出してゐると言ふことに關聯あるものと見られ、大阪市の於いては夫の側の結納金に對應し、妻の側に於いて支度費に多額の費用を支出すると言ふ永い間の慣習によるものではなからうか。

最後に世帯を持つに要したる費用であるが、妻の場合に於いては其の割合は極めて僅かである。結婚費用總額に對する世帯を持つに要したる費用の割合は、全體の平均に於いて東京市は六分五厘であり、大阪市の如きは僅かに一分二厘である。又金額に於いても全體の平均に於いて東京市は三十一圓三十錢であつて大阪市の七圓三十錢である。いづれの職業の種類について見ても大阪市の東京市に比し遙かに少い割合の費用を支出してゐる。

##### 五 夫の職業別に見たる一夫婦の平均結婚費用

以上に於いて結婚費用を夫の場合と妻の場合とに分ちて觀察したが、更にこれを合計して、一夫婦の平均結婚費用を夫の職業別に觀察しよう。これによつて、夫々の夫の職業別に於いて見たる結婚費用總額を比較することが出来るであらう。夫の職業別による一夫婦の平均結婚費用は次の第七表の如くである。

第七表 夫の職業別による一夫婦の支出項目別平均結婚費用

夫の職業	結納金	結婚式費用	披露宴費用	支度金	世帯を持つに要する費用	計
俸給生活者	一六、八〇〇円	二二、〇〇〇円	一六、五〇〇円	八〇、二一〇円	一四、五五〇円	一三、三九九〇円
自由業者	一六、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	三八、八〇〇円	八五、〇〇〇円	一三、三六〇円	一四、九〇四〇円
中小商工業者	一六、四〇〇円	一三、〇〇〇円	二六、二〇〇円	六四、八四〇円	九、九三〇円	一、八五六〇円
工場労働者	一〇、七六〇円	九、八二〇円	七、七〇〇円	三八、三六〇円	七、七六〇円	七、四〇〇円
交通労働者	一四、八〇〇円	二五、八〇〇円	九、七四〇円	五〇、七六〇円	二七、八〇〇円	九、八三四〇円
日傭	五〇、〇〇〇円	四三、四〇〇円	三、六七〇円	一七、六六〇円	一〇、〇〇〇円	三、三六七〇円
その他の勞務者	一一〇、一〇〇円	一〇八、一〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	四四、六九〇円	七、二一〇円	八、四一三〇円
總平均	一四、一六〇円	一一、二七〇円	一三、一〇〇円	六三、三四〇円	九、九二〇円	一、四〇九九〇円

全體の平均では、一夫婦の平均結婚費用は千四百九十錢である。故に大阪市に於ける一結婚につき夫妻の雙方が支出する結婚費用の合計は、平均的に見て約千百圓である。前回東京市について行つた調査では平均的に見て約九百圓であつた。従つて全體の平均では、大阪市に於ける夫妻雙方の結婚費用の總額は東京市に比し約一割二分多くなつてゐる。

一夫婦の平均結婚費用は全體の平均としては右の通りであるが、併しこれを夫の職業別に見れば大なる差等がある。即ち、自由業者の千四百九十圓四十錢が最も多く、これに次いで俸給生活者の千三百五十三圓九十錢、中小商工業者の千八百八十五圓六十錢が多い。以上は皆千圓を超えてゐるが、千圓に極めて接近してゐるものに交通労働者の九百八十三圓四十錢がある。最も少いのは日傭の三百十六圓七十錢で自由業者の四分の一以下である。その他の職業に於ける夫婦の平均結婚費は其の他の勞務者の八百四十一圓三十錢と工場労働者の七百四十圓とであるが、これは最も多い自由

業者に比較して、前者は凡そ五割六分強であり、後者は五割に相當する額である。

次に結婚費用を項目別に見ると、結納金は、すべて夫の側の支出となつてゐるのであるが、中小商工業者の百六十九圓四十錢が最も多く、これに次いで自由業者の百六十七圓、俸給生活者の百六十二圓八十錢が多い。これ等の職業に於ける結納金は殆ど差がないと言つてよい。又交通労働者の百四十四圓八十錢は全體の平均である百四十四圓六十錢に極めて接近してゐる。最も少いのは日傭の五十圓であつて、工場労働者の百七圓六十錢、其の他の勞務者の百十圓十錢は中小商工業者の約三分の二である。

大阪市に於ける調査では結納金はすべて夫の側の負擔であり、夫の平均結婚費用總額に對する割合についても既に述べた通りである。夫妻の結婚費用總額に對する結納金の割合はここでは詳しく述べないが第七表の通りである。

次に、結婚式に要したる費用は、全體の平均では百一十一圓七十錢であるが、中小商工業者、自由業者、交通労働者及俸給生活者が最も多く、夫々百三十圓三十錢、百二十二圓、百十五圓八十錢、百十三圓である。日傭の四十三圓四十錢が最も少く、其の他の勞務者は百八圓十錢であつて全體の平均より稍、少い。

披露宴に要したる費用は、全體の平均では百二十七圓であるが、自由業者の二百二十八圓八十錢が最も多く、これに次いで俸給生活者の百六十一圓五十錢、中小商工業者の百三十八圓二十錢が多く、以上は全體の平均を超えた額である。これに反し最も少いのはやはり日傭で三十六圓七十錢である。其の他の職業に於ける披露宴の費用は、百圓乃至七十三圓であつて自由業者の二分の一以下である。

支度費は全體の平均では六百二十二圓四十錢であるが、自由業者に於ける八百五十圓、俸給生活者の八百二十圓十錢が最も多く、これに次いで中小商工業者の六百四十八圓四十錢が多く、これに反し日傭の百七十六圓六十錢がここでも最も少ない。其の他の職業に於ける支度費は、最高たる自由業者の六割乃至四割五分の間である。

最後に、世帯を持つに要したる費用であるが、全體の平均では九十九圓二十錢であつて、自由業者の百二十二圓六十錢、交通勞務者の百十七圓八十錢、俸給生活者の百十四圓五十錢が最も多く、これに次いで中小商工業者の九十九圓三十錢が多い。日傭は著しく少なく僅か十圓である。この額は夫の側に於ける支出であつて、妻の側に於ける支出が皆無であることは既に述べた通りである。

要するに、一夫婦の平均結婚費用は、比較的知識階級に屬してゐると見られる自由業者、俸給生活者に於いて最も多く、中小商工業者これに次ぎ、各種の勞務者に於いて比較的低い。結婚費用を各種の項目に分ちて觀察しても、略、同様のことが言ひ得られる。此の傾向は前回行つた東京市に於ける調査の結果にも見られたところであるが、大阪市に於ける各種勞務者の平均結婚費用は東京市に比し遙かに多く、工場勞務者は約三割の増であるが、交通勞務者及其の他の勞務者は東京市の倍額以上に達し、前者は東京市の四百四十二圓四十錢に對し大阪市は九百八十三圓四十錢で約十二割増、後者は東京市の四百三圓七十錢に對し大阪市は八百四十一圓三十錢で約十一割増である。一夫婦の平均結婚費用を平均的に見たる場合、大阪市の夫妻雙方の結婚費用の總額は、東京市の約九百圓に對し約一割二分増の千百圓に達してゐるが、其の主なる原因はこれら各種勞務者の結婚費用が、東京市に比し多額に使用されてゐることによると言へよう。

初婚者の結婚費

次に大阪市の俸給生活者は、夫妻雙方とも東京市に比し稍、少い結婚費用を使用してゐる。従つて、大阪市に於いては、結婚費用を最も多く使用してゐるのは俸給生活者ではなく、自由業者であつて、千四百九十圓四十錢を使用してゐる。

六 結婚前に於ける妻の職業別結婚費用

妻の平均結婚費用は五百九十圓五十錢であり、自己負擔は百二十三圓四十錢、自己以外の負擔は四百六十七圓十錢であることは既に説明した。併しこの平均結婚費用竝に結婚費用に對する自己負擔の割合は、結婚前に於ける妻の職業別によつて大いに差等あるものと考へられる。そこで、この點について觀察して見よう。結婚前に於ける妻の職業別に平均結婚費用を示せば次の第八表の如くである。

第八表 結婚前に於ける妻の職業別平均結婚費用

結婚前の職業	件数	結婚のために要したる費用			結婚費用に對する自己負擔の割合
		自己負擔	自己以外の負擔	合計	
自由業者	一八	五九・三〇	二〇三・三〇	七九五・六〇	七四・四五
女子事務員	五五	一八九・八〇	四三三・六〇	六二三・四〇	三〇・四五
中小商工業者	三九	一三五・六〇	二五二・六〇	三八八・二〇	三四・九三
女子勞務者	七九	一〇一・〇〇	二二八・六〇	三二〇・六〇	三一・八二
家事使用人	二三	一一四・四〇	一一六・五〇	二四〇・九〇	四七・四九
農業	二〇	一一〇・五〇	四四〇・五〇	五五一・〇〇	二〇・〇五
無職	三五四	九三・七〇	五八六・七〇	六八〇・四〇	一三・七七
總平均	五八八	一二三・四〇	四六七・一〇	五九〇・五〇	二〇・九〇

第八表で見ると、結婚前に於ける職業が自由業であつた妻の平均結婚費用

用が最も多く、七百九十五圓六十錢である。これに次いで結婚前に於ける職業が無職であつた妻及女子事務員であつた妻の六百八十圓四十錢及六百二十三圓四十錢が多く、以上はいづれも全體の平均結婚費用五百九十圓五十錢に比し大である。平均結婚費用よりは少いがこれに極めて接近してゐるものに、結婚前に於ける職業が農業であつた妻の五百五十一圓がある。結婚前に其の他の職業にあつた妻の結婚費用はいづれも四百圓以下であつて、殊に家事使用人であつた妻の結婚費用は極めて少く二百四十圓九十錢に過ぎない。

次に、結婚費用總額に對する自己負擔の割合を見ると、全體の平均では二割九厘である。併しこの割合は結婚前に於ける妻の職業によつて大なる差等がある。即ち、結婚前に自由業者であつた妻は、其の他の職業にあつた妻に比較して最も多くの結婚費用を使用しては居るが、自己負擔の割合も亦最も多く七割四分四厘を自己の負擔としてゐる。又結婚前に無職であつた妻は、自由業者に次いで多くの結婚費用を使用しては居るが、自己負擔の割合は最も少く、僅かに一割三分七厘である。又結婚前の職業が家事使用人であつた妻は、最も少い結婚費用を使用してゐるが、自己負擔の割合は、自由業者に次いで多く四割七分四厘を自己の負擔としてゐる。これに次いで中小商工業者の三割四分九厘、女子勞務者の三割一分八厘、女子事務員の三割四厘の順で自己の負擔としてゐる。これによつて見れば、大阪市に於ける職業婦人は、結婚費用の凡そ三割から四割五分程度に至る割合を自ら負擔してゐる。又結婚前農業に従事してゐた妻は、結婚費用に對する自己負擔の割合は比較的少い。

七 妻の親元の職業による妻の平均結婚費用

妻の平均結婚費用は五百九十圓五十錢であり、そのうちに、自己負擔は

百二十三圓四十錢、自己以外負擔は四百六十七圓十錢であることは既に述べた。又妻の平均結婚費用及結婚費用に對する自己負擔が結婚前に於ける妻の職業の種類によつて差等のあることも前項に於いて説明した。併しこの妻の平均結婚費用及結婚費用に對する自己負擔の割合は、妻の親元の職業によつて大いに差等あるものと考へられるので、いま、この點について觀察して見よう。妻の親元の職業別による妻の平均結婚費用を示せば次の第九表の如くである。

第九表 妻の親元の職業による妻の平均結婚費用

妻の親元の職業	件數	結婚のために要したる費用			結婚費用に對する自己負擔の割合
		自己負擔	自己以外	合計	
農業	一七八	二一九〇	三六八・八〇	四八〇・七〇	二三・二八
水産業	八	二四・三〇	一八六・一〇	二一〇・四〇	一一・五五
鑛業	二	—	四七二・五〇	四七二・五〇	—
工業	一三三	一〇二・六〇	三三九・五〇	四四二・一〇	二三・二二
商業	一〇七	一六九・二〇	六四三・六〇	八一二・八〇	二〇・八二
交通業	二二	一三七・九〇	三七一・一〇	五〇九・〇〇	二七・〇九
公務自由業	三六	九九・九〇	七六九・八〇	八六九・七〇	一一・四九
家事使用人	一	三五〇・〇〇	三八〇・〇〇	七三〇・〇〇	四七・九五
其の他の有業	三八	九一・五〇	七八八・六〇	八八〇・一〇	一〇・四〇
無職	六四	一六一・七〇	四一六・九〇	五七八・六〇	二七・九五
總平均	五八八	一二三・四〇	四六七一・一〇	五九〇・五〇	二一・〇五

第九表で見ると、妻の親元の職業が其の他の有業者である妻の平均結婚費用は最も多く、八百八十圓十錢である。これに次いで公務自由業の八百

六十九圓七十錢、商業の八百十二圓八十錢が多い。家事使用人の七百三十圓がこれに次ぐのであるが、以上は全體の平均結婚費用である五百九十圓五十錢より多い部に屬する。妻の親元の職業が其の他の職業である妻の結婚費用は、交通業の五百九圓を除いては、いづれも五百圓以下である。妻の親元の職業が水産業である妻の平均結婚費用は極めて少く僅かに二百十圓四十錢に過ぎない。

次に結婚費用總額に對する自己負擔の割合は、全體の平均では二割一分であるが、併しこの割合は妻の親元の職業によつて大なる差等がある。妻の親元の職業が家事使用人である妻は自己負擔の割合最も多く、四割七分九厘、即ち殆ど五割に近い割合を自らの負擔としてゐる。これに反し、妻の親元の職業が「其の他の有業者」である妻は、その他の職業に従事する親元である妻に比較して最も多くの結婚費用を使用してゐるに反して、自己負擔の割合は最も少く、僅かに一割四厘である。次に妻の親元の職業が無職である妻は二割七分九厘、同じく交通業である妻は二割七分、農業及工業である妻は共に二割三分二厘で、これらは全體の平均の二割一分より多い部に屬する。商業の二割八厘は全體の平均に比し僅かに少く、妻の親元の職業が公務自由業である妻の一割一分四厘、同じく水産業である妻の一割一分五厘は、其の他の有業者に次いで自己負擔の割合が少い。妻の親元の職業が鑛業である妻は、結婚費用の全部を他人の負擔としてゐる。尙本調査に於いて妻の親元の職業別分類に際し得た調査票の數は、職業の種類に於いて異り、家事使用人及鑛業の分類に於いては極めて少く、即ち、妻の親元の職業が鑛業である妻は僅かに二件に過ぎず又同じく家事使用人である妻に至つては僅かに一件に過ぎない。従つて、このやうな觀察數の少い結果を平均結婚費用として他の職業に於ける結果と比較することは適當

### 農家人口に關する一觀察

でないかと考へられる。これ等不充分の點は、將來の調査に於いて補正することとしたい。

## 農家人口に關する一觀察

内 藤 雅 夫

(一)

支那事變の勃發、大東亞戰爭の開戦は、戰爭目的完遂の爲、速に我が産業構成の再編成を行ひ、軍需産業部門の著しい擴充を要請するに到つた。これに伴ひ大和民族の量質に於ける増強の問題が、勞働力、兵力、更には東亞諸民族の指導的人口の問題としてその重要性を明かにするに到つたのである。現下人口問題の正しき解明、對策の必要なるは今更論を俟たないであらう。又その展開の主たる擔當者が産業人口であることも亦當然である。然し産業人口が人口政策展開の主たる擔當者たる事は人口政策樹立に際して看過し得ざる問題を提出する。即ち彼等の負ふ歴史的過程によりて規制せられた諸性格の把握の問題である。日本資本主義社會の發展過程が産業人口に附與した歴史的諸性格を無視した人口政策は到底所期の目的を充分に達成し得ないのである。

かかる觀點よりして、吾々は日本資本主義社會に對する眞劍な考察を怠り、徒らに前進することは、我が人口問題の、更に我が國の發展の爲にと

らざるところである。

我が産業人口中に於て特異な存在をなして來た、農業人口の考察は上述の理由よりして先づなされなければならぬであらう。人口の給源として人口政策の對象とせられる農業人口が、人口増強の地盤としてその役割を果たすか否かは人口政策遂行上極めて重要である。従つて政策樹立に際し、農業人口の歴史的に規制せられた諸性格を正しく理解することが必要であることも亦明白である。

従來常態的過剰人口を有すると稱せられた農業部門に於ては、戰時體制の強化、整備の進行に伴ひ、正に反對の勞働力の不足が叫ばれ、更には勞働力源泉の枯渇の聲を聞くに到つた。しかも資材不足の逆條件の下に於て農業生産力の擴充は緊急の要事である。現時農業生産力の擴充の爲、種々の方策を以て勞働力並びに資材の不足の逆條件克服を意圖して居る。斯る現況にある農業人口が農業生産、人口政策展開の擔當者である時、農業生産機構の展開過程の眞面目な反省がなされなければ、徒らに禍根を將來に残すこととなるであらう。何故なれば常態的過剰人口と稱せられ、現在又勞働力不足の現象を惹起して居るは、何れもその因を我が農業生産機構の、日本資本主義社會の發展の基盤としての位置より規定せられた性格に有するからである。

以上に述べたことよりして、農業人口の有する諸性格の検討の重要であることは明かである。農業人口を對象とする場合、我が國の如き家族勞作經營形態を以て代表的な農業經營形態とする國に於ては、その具體的な存在形態は農家人口であり、農家人口の構成員として農業經營に參與するのである。従つて農業人口の諸性格を究明せんとするには農家人口の有する諸性格を究明す可きである。斯く解するが故に、本稿に於ては専ら農業經

營と結び付いて居る農家人口を對象とし、若干の資料により、その性格の一端を見ることにする。

本稿の目的よりしても、前述の如く必然的に機構上の諸問題を粗上にのぼせ、生産關係を規定する諸要素の分析を要するのであるが、これらは後日機會を得た時に果たすこととし、その觀點が甚だ偏れる、又不明確なものとなるであらうが、しかも亦多くの人によりて述べられて居ることの再述に過ぎないが、農業經營の諸相よりの若干の類推を試み、後日の覺書きとする次第である。

### (一)

我が國の農業經營の特質が、零細規模勞作經營にあり、家族勞働に基幹的勞働力を求めて居ることは、その農家經濟の貧困によるのである。農家經濟の貧困は、土地獨占、資本投下の不足と相互規定的に結果されて居るのであつて、農業社會が日本資本主義社會の發展の基盤として存した歴史的過程によるものである。斯る状態に於て、農家經濟は農業經營と家計との緊急な結合によつて維持せられ、又農業人口は經營者と勞働者との性格を併有し、農家人口の一員として存在するのである。農業經營と家計の分離の困難は、農業生産物の自給性にもあるが、農業經營規模の零細性が農業經營部門の獨立を阻止するにあり、農業經營が限定せられた經營諸要素の運用、就中家族勞働に對する依存度を高めて居る結果として農家經濟なる形態を存続せしめて居るのである。農家經濟が上述の如くして存続することは農家人口をして、農業生産擔當者の地位を保持することを困難ならしめ、農家々計維持者として、農業生産より離脱する萌芽を有することとなる。

農家人口の農業生産よりの離脱過程を概観すれば次の如くである。農業

經營規模の零細化に伴ひ、資本蓄積はもとより、農家經濟の單純再生産すら脅かされるに到り、唯一の増投可能財たる自家労働を更に集約的に投下し、農業總收入の増大を企圖するのであるが、労働時間に限界があると共に、技術段階の停滞による收穫遞減の法則の作用が、自家労働の農業經營への集約的投下に限界を與へることとなる。斯る状態に於て自家労働は農業經營部門内に投下の範圍を限定せず、労働市場に現れ、労働のより有利な収益化の機會を求めると到る。ここに農家人口の農業生産よりの離脱現象の發生を見るのである。従つて斯くの如き離脱現象の發生過程は、零細經營に於ては労働の集約化に伴ふ潜在的餘剩労働創出過程と並行すると考へ得る。

農家人口の農業生産よりの離脱現象は左の三形態に分ち得る。

- 一、季節的出稼
- 二、兼業（雇傭労働）
- 三、完全離村

右の三形態が上述の過程を経て發生するものなれば、何れも賃労働的性格を有するものであるは必至である。以下三形態の農業經營との關係を概述すれば次の通りである。

季節的出稼は農家人口に、自己の農業經營の餘暇に於て、即ち農閑期等に於て労働の収益化の機會を持つものであつて、概ね自己の農業經營期間に於ては農家人口に異動を見ないのである。

兼業（雇傭労働）は農家人口の一部が自家に居住しつつ、即ち世帯員と同一家計に屬しつつ恒常的な雇傭労働に化したものにして、自家農業經營の側よりすれば、自家労働の喪失である。

完全離村はここでは、長期出稼、完全離村を總括して指稱したのであつ

#### 農家人口に關する一觀察

て、出身農家と生計を異にし、一應獨立せる賃労働者と化したものである。兼業（雇傭労働）の場合と同様、自家農業經營にとつては自家労働の喪失である、と同時に世帯員の農家經濟よりの離脱である。

前記のE形態は必ずしも個々獨立的に農家經濟に發生するものに非ずして、農家經濟の有する諸條件の如何によつて、或は個々に、或は並存的に發生するものである。然も何れの場合に於ても潜在的餘剩労働創出過程と並行して理解されるものなる時、その發生の基因は農家經濟の單純再生産すら不可能とする零細なる農業經營の貧困にあることは決定的である。

斯くの如く農家經濟の補充的性格を有する労働人口が、労働人口の最終源泉であり、又その基幹的部分を形成して居ることは、農家人口の諸性格の究明が、農業生産擔當者としての農家人口の諸性格の究明に止まらず、労働人口の基本的諸性格の究明たり得る重要性を物語つて居る。

専ら零細經營に於ける自家労働の賃労働化過程を述べたが、以下に於てその展開の一過程たる雇傭労働を含む農家の兼業を、各層農家群について統計的に觀察し、それにより農家人口の諸性格の一端を明かにしたる。

#### (III)

農家の兼業の統計的觀察に際し、兼業と農業經營との技術的經濟的關聯について若干附言して置く。

本稿に於て兼業と稱するものは、副業とその性質を異にするものである。兼業は主業とは技術的に何等有機的な關係の存しない他の業種を主業の外に有つことであり、副業は主業との間に補充關係に存し、生産技術上主業と有機的な關係を有するものを有つことである。上述の如く兼業、副業は

その成立の技術的基礎を異にするが、兩者共に農業經營の發展的現象或は農家經濟の補充的現象として發生するのである。

然し我が國の零細經營の範疇に屬する農家に於て、農業經營の發展として副業、兼業を有する農家の稀なるは必至であり、主として農家經濟の補充的現象として發生する。副業、兼業が農家經濟の補充的現象として、農家經濟内に發生する場合兩者の主業との關係の相異は、主業の維持についてその機能を異にする點にある。主業と技術的に密接な關係を有する副業は、主業の窮迫に際し極力それが崩壞の阻止にその技能を發揮するが、主業の窮迫の進展と共に必然的にその成立の地盤を失ふ。これに反し、兼業は主業と技術的關係の存しないが故に阻止的な技能を有すると共に窮迫の進展に伴つて、却つて促進的的技能を顯にし、主業とその位置を代替する可能性を有する。

兼業の有する上述の二機能は、農家經濟が農業或は他産業の景況に從つて展開される場合、農家經濟の兼業化の強弱によつて何れかがより強く發揮されるのである。

〔四〕

内地農家戸數は、最近總戸數に於て漸減の傾向にあることは、第一表によりて知り得る。この漸減の傾向は我が國産業構成の變動、農業生産機構の性格、更に兩者の有機的な關聯の理解によつて、その基因を明かにし得るのであるが、その量的變化を觀察すれば、昭和十二年迄は專業農家の増加數よりも兼業農家の減少數の大なることにより、總戸數の減少を見たのである。昭和十三、四年に於ては總戸數の減少特に著しいものがあるが、これは專業農家の急激な減少が、兼業農家の増加を超えた結果である。

第一表 農家戸數

年次	總數	專業農家	兼業農家
昭和四年	五、五七五、五八三	三、九九〇、一三五	一、五八五、四四八
〃	五、五九九、六七〇	四、〇四一、六八二	一、五五七、九八八
〃	六、〇〇〇、八〇〇	四、〇九〇、五八五	一、五四三、二一五
〃	五、六四二、五〇九	四、一一六、六七八	一、五二五、八三一
〃	五、六二一、五三五	四、一二六、〇五二	一、四九五、四八三
〃	五、六一七、四八六	四、一四四、二一八	一、四七三、二六八
〃	五、六一七、六〇七	四、一六四、〇三五	一、四四六、五七二
〃	五、五九七、四六五	四、一七六、四三二	一、四二一、〇三三
〃	五、五七四、八七九	四、一八〇、六七二	一、三九四、二〇七
〃	五、五一九、四八〇	三、七〇四、三一六	一、八一五、一六四
〃	五、四九一、八三八	三、六八五、六三七	一、八〇六、二〇一

備考 第一六次農林省統計表に依る

農家戸數は數量的には漸減の傾向を有するが、質的には專業農家の増加、減少、或は兼業農家の減少、増加が、産業構成の再編成と農業經營自體の變化の中に生じたのである。即ち、産業構成の漸進的な變化に伴ふ農業生産機構の變化、更には戰時體制下に於ける一時的な變化を含む急進的な變化が農業生産機構の恒常的變化に加へ更にその急進的變化に對應し得ざる自らの脆弱面に依據する變化が生れたのである。然しこの問題は後日に譲り、統計的觀察を進める。

農林省の統計表に示される兼業農家の變動は上述の如き傾向を有するのであるが、昭和十三年九月一日現在に農林省にて行はれた農家一齊調査とその結果を甚だしく異にするが故に、農家一齊調査と對照し統計表に於ける兼業農家の性格を明かにするを要する。

農林省統計表に於て、農家一齊調査と時間的に最も近接した昭和十三年

末の數と比較すると第二表の如くである。

第二表

昭和十三年末 昭和十一年 九月一日現在	總數	
	專業農家	兼業農家
	五、五九四、四八〇	一、八一五、一六四
	三、七〇四、三二六	二、九五六、五二四
	五、四四〇、九九八	二、四八四、四七四
	二、四八四、四七四	二、九五六、五二四
	七、八四二	一、二二九、八四二
	一、二二九、八四二	(-) 一、二四一、三六〇

兩者の開きは總數に於て、七八、四七二戸であるが、專業農家、兼業農家に於ては百萬戸を超える數を示し、その對象を兩統計に於て異にする事を明かにして居る。一齊調査に於ては兼業農家を、農業を主とする兼業農家、農業を従とする兼業農家に分ちて戸數を示して居る。故に農家一齊調査の農業を主とする兼業農家戸數を專業農家戸數に合算し、これを農林省統計表の專業農家戸數と對比し、農家一齊調査の農業を従とする兼業農家戸數を農林省統計表の兼業農家戸數と對比すると第二表の如くである。

第三表

昭和十三年末 昭和十一年 九月一日現在	專業農家		兼業農家	
	專業農家を主とする兼業農家の合算	兼業農家を主とする兼業農家の合算	兼業農家を主とする兼業農家の合算	兼業農家を主とする兼業農家の合算
	三、七〇四、三二六	一、八一五、一六四	一、八一五、一六四	一、八一五、一六四
	四、一三八、八四四	一、三〇二、一五四	一、三〇二、一五四	一、三〇二、一五四
	(-) 四三三、五二八	五二一、〇一〇	五二一、〇一〇	五二一、〇一〇

再統計の差は減じたのであるが、逆に專業農家は農家一齊調査に多く、

第四表

自作農家 自作兼小作農家	專業農家		兼業農家	
	戸數	%	戸數	%
	六四八、一八五	四三・〇〇	八五九、四一四	五七・〇〇
	一、二三三、〇三三	五二・四九	一、一一五、九八三	四七・五一

農家人口に関する一觀察

兼業農家は農林省統計表に多いこととなる。兩者の差を縮め得たが猶一致を見ない。然しこの二表を比較對照することによりて、農林省統計表に於ける兼業農家は、農業を従とする兼業農家に農業を主とする兼業農家の一部を加算したものと推定し得る。農家一齊調査に於ては累年的な觀察をなし得ず、又適當な分類も出來ず、かかる判定が正しいとは斷定し得ないが、農林省統計表に於ける兼業農家は農業を従とする兼業農家として性格を多分に有すると云ひ得る。

上述の如く從來の農林省統計表の兼業農家の性格が明確を缺くが故に、累年的觀察が不可能ではあるが、本稿に於ては専ら農家一齊調査に依據することとする。以下に於ては特に示さざる限り農林省經濟更生部の「我が國農家の統計的分析」に示された昭和十三年九月一日全國農家一齊調査報告より算出したものである。猶又種々な條件により我が國農家の統計的觀察に於ては、北海道、沖繩を除くを適切と考へ、以下の諸表は農家一齊調査報告の該當するものより北海道、沖繩を除き作成したものである。統計的觀察に入る前に更に附言して置き度い事は「我が國農家の統計的分析」には耕作反別による兼業農家の分類を缺くが故に、自作作別の觀察しかなし得なかつたことである。耕作反別による兼業農家の分類が發表されたならば我々の觀察には甚だ適切なものであつた。

自作作別による專業兼業別農家戸數は第四表の如くである。

農業を主とする兼業農家	農業を従とする兼業農家		總數	
	戸數	%	戸數	%
四〇〇、九二三	二六・五九	四五八、四九一	三〇・四一	一、五〇七、六九九
八二〇、三二六	三四・九二	二九五、六六七	一二・五九	二、三四九、〇〇〇
				一〇〇・〇〇

小作農家	四三、九六七	三、二四五	八八〇、三三三	六、七五五	三九三、二七	三〇、一七	四八七、一〇六	三、七三八	一、三〇三、三〇〇	一〇〇・〇〇
總數	二、三〇四、一七五	四、四六六	二、八五五、七三〇	五、五、三四	一、六、四、四六六	三、二、二九	一、二、四、二、六四	二、四、〇、五	五、一、五、九、九五	一〇〇・〇〇

備考 北海道、沖繩を除く

專業農家の割合は自小作農家に最も高いが、猶五二・四九%を維持するに過ぎず、自作農家、小作農家と減ずる。兼業農家は小作農家に於て六七・五五%を占め、自作農家にありても五七・〇一%に及ぶ高率である、これらは自小作別の各農家層の有する屬性と關聯あるものと考へられる。總計に於て兼業農家は五五・三四%にて如何に我が國農家に農業生産を主とする獨立專業の農家の少いかを知り得る。

專業農家、兼業農家の自小作別構成を示せば第五表の通りである。總數に於て全農家戸數の四五・五二%を占める自小作農家の高率なるは當然なれども、專業農家に自小作農家の五三・五一%存在することは、我が國專業農家の性格を多分に自小作農家の性格の内に見出し得ることを示して居ると考へられる。兼業農家に於ては各農家層の差を縮めて居るが、これは自小作農家の割合の減少と小作農家の割合の増加によるのである。第四表、第五表の兩表より、專業農家としての自小作農家、兼業農家としての小作農家の存在を窺知し得る。

第五表

自作農家	二八・二三	兼業農家		總數
		專業農家	總數	
自作兼小作農家	五三・五一	農業を主とする兼業農家	農業を従とする兼業農家	總數
小作農家	一八・三六	三〇・八三	二四・三六	二五・二六
總數	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

備考 北海道、沖繩を除く

第四表、第五表の兼業農家を更に農業を主とする兼業農家、農業を従とする兼業農家に分つて觀察すると、自作農家に於ては專業農家、農業を従とする兼業農家、農業を主とする兼業農家の順に減少し、自小作農家に於ては專業農家が過半數を占め、農業を主とする兼業農家が續き、農業を従とする兼業農家は僅かに二・五九%に過ぎない。小作農家は農業を従とする兼業農家、專業農家、農業を主とする兼業農家の順であるが、農業を従とする兼業農家が稍、高率を保つのみで、その間に大なる差はなく何れも三〇%代である。然し小作農家に於て農業を従とする兼業農家が最高率を占めて居ることは小作農家の農家としての經濟的地位の劣弱性を示すと共にその爲に分化が促進せられて居ることを現して居ると思はれる。この點は特に注目を要する。これによつて上述の自小作農家、小作農家の傾向を幾分明かにし得るが、自作農家にあつても專業農家、農業を従とする兼業農家の兩端に於て比重の大なるを知る。我が農家の自小作別、即ち耕地所有の如何と專業、兼業別との間には相互に結合し易き諸契機を有すると考へ得る。

兼業農家を業種別に觀察することにより、自小作別農家と兼業業種との結合關係よりして自小作別農家の諸性格を推知する端緒を見出し得るであらう。

兼業業種別の表を示せば第六表の如くである。農業を主とする兼業農家に於ては雇傭労働を兼ねるものが四八・二八%を占め、其の他、林業、商業、工業、水産業の順に減少する。農業を従とする兼業農家にては雇傭労働

第六表

兼業の種類	農業を主とする兼業農家		農業を従とする兼業農家	
	戸	%	戸	%
林業	一八四、八七九	二・四五	四一、七三五	三・三七
水産業	六九、〇四二	四・二八	九三、二七一	七・五一
工業	一三七、三七七	八・五一	一四一、〇七四	一一・三七
商業	一五三、八三九	九・五三	二二六、九五〇	一八・二八
雇傭労働	七九九、五七一	四八・二八	四六六、七九〇	三七・六一
その他	二八九、八〇八	一七・九五	二七一、四四四	二一・八七
計	一、六一四、四六六	一〇〇・〇〇	一、二四一、二六四	一〇〇・〇〇

備考 北海道、沖縄を除く

働の三七・六一%を筆頭に其の他、商業、工業、水産業の順にして、農業を主とする兼業農家に於ける割合に比較するに、雇傭労働、林業が農業を主とする兼業農家に高く、其の他、商業、工業、水産業が農業を従とする兼業農家に高く、その差の著しきものには雇傭労働、商業、林業がある。第五表に見る如き農業を主とする兼業農家と農業を従とする兼業農家の自作別構成の著しき相異は第六表の業種別構成の相異と密接な関係があると考へ得る。この関係の解明は農業を主とするものと従とするものとの農家として性格を明かにし、自作別農家の経済的性格を明確にするに役立つであらう。

兼業農家の業種別構成を自作別に観察すれば第五、六表間に見られる関係の存在を一層明かになし得るであらう。自作別の業種別構成を農業を主とする兼業農家、従とする兼業農家に分つて示せば第七表、第八表の如くである。

農家人口に関する一觀察

第七表 農業を主とする兼業農家

兼業の種類	自作農家		自作農家		小作農家	
	戸	%	戸	%	戸	%
林業	七、三三六	一九・七九	八七〇、五六六	二〇・六一	一八四、八五五	四七・〇〇
水産業	二、五七七	六・六二	三、四九二	三・八四	一、〇三三	三・八〇
工業	三、二九九	七・七	七、九九九	九・五一	二八、二六	七・二六
商業	六、四〇一	九・八	八〇、四二	九・八一	三、四九六	八・八九
雇傭労働	一三、二二五	三三・〇〇	四〇、九四〇	四九・八	二四、九三六	六・四〇
その他	一〇、三三三	二六・〇三	一四、一三三	一六・三三	五、三一一	一三・〇三
計	四〇、三三三	一〇〇・〇〇	四一〇、二六六	一〇〇・〇〇	三三三、三三三	一〇〇・〇〇

備考 北海道、沖縄を除く

第八表 農業を従とする農家

兼業の種類	自作農家		自作農家		小作農家	
	戸	%	戸	%	戸	%
林業	二、六一三	三・三三	一、三三三	四・五〇	一、三三三	二・五一
水産業	四、八〇三	九・三三	三、四六六	七・九二	二七〇、三三	五・五五
工業	四、七二六	一〇・三三	四、二九九	一三・三三	五、五五五	一〇・九九
商業	六、六六五	二・〇七	五、〇七一	一七・二七	七、九五五	一六・三三
雇傭労働	一〇、四〇三	三三・七	一、五二四	三・八四	二、四〇四	九・八八
その他	一、六五九	三・七	五、二七一	一七・八	七、一〇一	一四・八〇
計	四八、四六一	一〇〇・〇〇	二五、六六七	一〇〇・〇〇	四、六七〇	一〇〇・〇〇

備考 北海道、沖縄を除く

第七表により農業を主とする兼業農家を自作別に観察する。自作農家に於ては、雇傭労働、其の他、林業、商業、工業、水産業の順にして前三者は後三者に比し相當な開きがある。自作農家に於ては、雇傭労働が半数を占め四九・八八%にして以下は著しく減じ、其の他、林業、商業、工

業、水産業の順にて配列は自作農家と同様である。小作農家に於ては雇傭労働が過半数の六三・四〇%の高率を有し、以下その他、商業、工業、林業、水産業の順なれど雇傭労働との差は極めて大である。自小作別の兼業々種別構成を比較すると、自作農家にあつては、林業、水産業、其の他を兼ねるものが、自小作農家にあつては、工業、商業が、小作農家にあつては雇傭労働が高率である。低いものを挙げれば自作農家の雇傭労働、小作農家のその他、商業、工業、水産業、林業がある。自小作農家にあつては最低のものが存在しない。以上よりして自作、自小作、小作農家何れも雇傭労働を最高とするが、小作農家に於てその結び付き最も強く、自小作、自作と減ずること、自作農家は林業、其の他、水産業と比較的強く結び付き、自小作、小作と減ずること、商業、工業との結合は自小作農家が稍、高率であるが、自作、小作との間に殆ど差がないこと、自小作農家は殆ど自作、小作を兩端としてその中間的存在たる性格を有すること等を知り得る。

第八表により農業を従とする兼業農家の業種別構成を自小作別に観察すると次の如くである。自作農家に於ては其の他、雇傭労働、商業、水産業、林業の順である。自小作農家に於ては雇傭労働、其の他、商業、工業、水産業、林業の順である。小作農家に於ては雇傭労働が四九・八一%にて約半数を占め、以下商業、其の他、工業、水産業、林業の順である。農業を従とする兼業農家の農業を主とする農家に比して著しい點は、雇傭労働、林業を減じ他を増した事、業種間の差を減じた事等である。これらは農家としての性格を弱めて居ることを示すものであると思はれる。

業種別に農業を主とする兼業農家、従とする兼業農家の割合を見れば

第九表に示す如くである。農業を主とする農家に高率のものは林業、雇傭

第九表

業の種類	農業を主とする兼業農家		農業を従とする兼業農家		總計
	戸数	%	戸数	%	
林業	一四、八七九	八二・六	四、七三三	一・八四三	三六、六一四
水産業	六九、〇四三	四三・五	九、三七一	五・七四六	一六、三三三
工業	一七、三三七	四九・三	一四、一〇七	五〇・六七	二八、四〇一
商業	一五、八八九	四〇・四	三六、九五〇	五九・六〇	三〇、七九
雇傭労働	七九、五七一	六二・五	四六、七九〇	三七・四	一、二四、三六一
その他	二八、九八八	五二・四	二七、四四四	四六・六	五、三、三三
計	一、六四、四六六	五六・五	一、三二、二六四	四三・七	二、八五、七三〇

備考 北海道、沖縄を除く

労働である。其の他、工業は略、相等しく、商業、水産業は農業を従とする兼業農家に高い。更に自小作別に示せば第十表、第十一表、第十二表の如くである。何れに於ても農業を主とするものにあつては林業、雇傭労働が

第十表 自作農家

業の種類	農業を主とする兼業農家		農業を従とする兼業農家		總計
	戸数	%	戸数	%	
林業	七、九三八	八三・〇六	一、六一三	二六・九四	九、五五一
水産業	二六、五三七	三六・三六	四、八〇三	六・七四	六、九三〇
工業	三、一九九	三九・七	四、三三六	六・三三	七、八三四
商業	六、四〇一	二六・四	九、六三三	七・五	一五、〇三六
雇傭労働	三三、二二五	五二・三	一、九〇三	四・七	三三、二二八
その他	一〇、四三四	四一・五	一、四六二	五・四	一二、九〇二
計	四〇、〇三三	四六・五	四、八四一	五・三	八五、九四四

備考 北海道、沖縄を除く

第十一表 自作兼小作農家

兼業の種類	農業を主とする兼業農家		農業を従とする兼業農家		總數
	戸	%	戸	%	
林業	八七〇	六・四	一三三	一・三	一〇〇三
水産業	三、四九一	五七・三	三、四四六	四一・五	四、九三七
工業	七、九三三	六九・四	四、一九三	三〇・〇	一二、一二六
商業	八、四〇二	六三・三	五、七五二	三六・七	一四、一五四
雇傭労働	四〇、二四〇	六〇・四	二五、一四三	二九・六	六五、三八三
其他	二、四一五	七・八	五、七五一	二八・三	八、一二六
計	八二、三三六	七三・一	二九、六六七	二六・九	一一二、〇〇三

備考 北海道、沖縄を除く

第十二表 小作農家

兼業の種類	農業を主とする兼業農家		農業を従とする兼業農家		總數
	戸	%	戸	%	
林業	一八、四四五	六〇・六	一三、二四〇	三九・八	三一、六九五
水産業	一一、〇三三	二八・九	二七、〇五三	七〇・五	三八、〇八六
工業	三六、二三五	三三・四	五三、五三五	六五・五	八九、八〇〇
商業	三〇、九三五	三〇・五	九、七五七	一四・五	四〇、七〇二
雇傭労働	二四、九三六	五〇・六	二四、六〇四	四九・三	四九、五四〇
其他	五、二二二	四・八	七、一〇三	一六・四	一二、三二五
計	三九、三三七	四六・七	四七、七〇六	五五・三	八七、〇四三

備考 北海道、沖縄を除く

第十三表 耕作面積別農家數

反別	自作農家	自作兼小作農家	小作農家
總數	五、一五九、九〇五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇七、五九九
五反未満	一、七七六、五七一	三四、四三三	六三六、七五〇
五反—一町	一、五七八、五八四	三〇、五九	三八一、五八五

農家人口に関する一觀察

全戸數中の農業を主とするものの割合に比して高く、農業を主とするものと従とするものとの農家としての性格の相異を見出す一基準となる。

(五)

前節に於て兼業農家の統計的觀察をなしたが斯る觀察によりて、兼業農家の經濟的性格を、更にはその構成員たる農家人口の有する經濟的性格を解明する端緒を見出し得た。農家經濟、農業經營より若干の考察を加へ、私見を述べることとする。

本來農業生産は農業經營に於て完結し、農家經濟はその外廓として存するのであるが、農家經濟は内包する農業經營の發展或は衰頹により、農業經營の發展的或は補充的なるものを内部に有することとなる。この發展なもの、補充的なるものが、如何なる形態にて存するかを知るには先づ我が國の農業經營の發展性の如何を知ることが要する。我が國の如き家族勞作經營を以て主たる經營形態となすものに於て、生産手段の根幹をなすものは耕地であり、この所有別、廣狹別はその農業經營の發展性を規定するものである。

耕作面積別に農家の分布を示せば第一三表の如くである。

一町——二町	一、四三八、三九六	二七・八八	三六九、二四三	二四・四九	八五八、二四二	三六・五四	二一〇、九一一	一六・一八
二町——三町	二八六、七六二	五・五六	九〇、一九三	五・九八	一六八、九〇四	七・一九	二七、六六五	二・一二
三町——五町	七二、七七四	一・四一	二六、八二一	一・七八	四一、二四〇	一・七六	四、七二三	〇・三六
五町以上	六、八一八	〇・一三	三、〇〇七	〇・二〇	三、四二三	〇・一四	三八八	〇・〇三
備考 北海道、沖縄を除く								

第十三表は前節と同様に農家一齊調査より、北海道、沖縄を除いて作成したものである。總數に於てその分布を観察すれば、五反未満の三四・四%を最高とし、耕作面積の増加につれて減少するが、二町以上に於ける減少は甚だ急激である。二町未満の總數は九二・九%の著しい高率である。かくも狭小な耕作面積を有する經營が支配的な農業經營に於ては如何に高度の資本構成を有するものと云へども小農經營の範疇を脱することは不可能事である。

自小作別に觀察するとその間に若干の相異を見るが、この相異は農業經營が歴史的、經濟的諸制約のもとにあるものなれば、小差なりともその經營の性格を示すものと考へ得る。自作農家に於ては五反未満の農家が最も多いが、五反以上の減少は小作農家に於けるより緩慢である。三町以上に於ては自小作、小作より高率を示して居る。自小作農家に比して上下に多いは、耕地を所有することに基因するものと考へ得る。自小作農家に於ては五反未満が自作、小作に比して極めて低率にて、僅かに一九・五七%であり、一町乃至二町の農家が最高にて三六・五四%を占め、二町以上に於ては減少して居る。これは自小作農家の特長にして、農業生産農家として中核部を形成して居ることを示して居る。小作農家は五反未満のものが五二・一八%にて全小作農家の半を超え、小作農家の著しい特長を示すものであり、五反以上の農家戸數の急激な減少と結び付けて考察する時、耕地を所有せ

ざる農家の農業生産農家としての脆弱性を示すものと思し得る。又かかる經濟的性格に於て脆弱性を示すものがかくも多數存在することは全産業機構中に於て、農業部門の有する經濟的地位が從屬的なものであることを示すものである。

第一三表に示めされるが如き分布状態を有つ自小作別農家を相互に比較對照し、その農家經濟を検討し、兼業の農家經濟に對する經濟的意義を考察する。農家經濟中に占める兼業の地位の如何を論ずるにはその農家經濟中に於ける農業經營と兼業との比重を正當に評價することを必要とする。従つて農業を従とする兼業農家の農家としての取扱ひは吟味を要することとなる。相對的に農業生産が兼業に對して從屬的な地位にあると云へども、農業生産物が一部にても商品化されるならば國民經濟的にかかる農家は農家として規定せられる。然し農家經濟が既に私經濟的なものなる時、農家は農業生産によつて家計を維持するものと規定せられる可きであらう。又我が國に於ては前者の如きものは稀少である。故に以下本稿に於て農家と稱する農家は一齊調査に於ける專業農家、農業を主とする兼業農家を主たる對象とし、兼業農家は特に示さざる限り農業を主とするものを云ふ。然し農業を従とする農家戸數一、二四一、二六四戸の多きに及び、一般に農家と稱せられるものの二四・〇五%を占める。この農家の發生過程は多くの問題を藏し、その検討は農業生産機構の解明に於てな

れなければならぬ事は云ふ迄もない。本稿に於ても當然論及せらる可きであるが、資料の關係もあり、果たし得ないので、他日に期することとする。

我が國の農家戸數は、上述の如く規定すれば第十四表の如く三、九一八、六四一戸にして、兼業農家は一、六一四、四六六戸存在し、總數の四一・二

第十四表

	專業農家		兼業農家		總數	
	數	%	數	%	數	%
總	二,九一八,六四一	五八・五〇	一,六一四,四六六	四一・五〇	三,九一八,六四一	一〇〇・〇〇
自作農家	六四八,一八五	六二・七	四〇〇,九三三	三六・三	一,〇四九,一〇八	一〇〇・〇〇
自作農家	一,三三〇,三三三	六〇・〇五	八二〇,三三六	三九・九五	二,一五〇,六六九	一〇〇・〇〇
小作農家	四三三,九六七	五八・二	三九三,五三三	三九・八	八二七,五〇〇	一〇〇・〇〇

備考 一、北海道、沖繩を除く 二、兼業農家付農家を主とする兼業農家

〇%を占めて居る。兼業率は自作、自小作、小作の順に上昇する。兼業が、單に農家經濟の補充的現象たるに過ぎないならば、此の上昇の傾向は自作、自小作、小作とその耕地の所有關係、竝に耕作面積の廣狹によりて、要家計補充度を高めると云ひ得る。然し兼業には前述せし如く農業經營の發展的現象と補充的現象とその生因を異にするものがある。前者は農業所得活用的なものにして、後者は家計補充的のものである。この二者の進展は前者に於ては農業經營を超越、後者に於ては農業經營を喪失する可能性を有し、具體的な形態は農業を従とする兼業農家層に見られる。かかる意味よりしても、農業を従とする兼業農家層は充分検討せられねばならない。我が國農業經營の零細性は兼業を家計補充的のものとして農家經濟に加へるのが一般である。

農家人口に関する一觀察

兼業を業種別に觀察せし時、特に顯著な雇傭労働、林業と自小作別農家との結び付きより、自小作別農家の有する性格を見ることとする。

雇傭労働を兼業となすものが各層に於て最高率を示して居ることは第七表に示す通りである。特に小作農家にては六三・四〇%の高率を占め、小作農家の屬性に雇傭労働に依存するを餘儀なからしめるものが存すると解し得る。耕作面積と農家人口との關係よりその一因を見ると次の如くである。家計が農業生産によつて維持せられる家族勞作經營である限り、耕地面積の減少は農家人口の減少を餘儀なくせしめるであらう。然しここに於て考へねばならぬことは兼業農家の發生である。農家人口の一部が他の業種を兼ねることは農業労働従事者を減ずることとなる。農家經濟が農業生産に依存する限り農家人口は耕作面積と相關々係を有するが、農業生産に依存しつつ、兼業者を出す時は農業従事者を減じ、耕作面積と農業従事者數との相關々係は減ずることとなる。このことは多く零細經營に於ける農業労働の集約化と共に生ずるものである。即ち零細經營に於ける労働の集約化はかかる傾向を有して居ると云ひ得る。磯邊秀俊氏の調査中耕作面積の狭小な農村の調査によれば第十五、十六表の如くにて、耕作面積の狭小

第十五表 (栃木縣芳賀郡逆川村)

	調査戸數	相關係數	
		耕作面積と世帯人員	耕作面積と農業従業者數
自作	一八八	一四・一三	一〇・五〇六
自小作	二二四	一〇・四三	一〇・五〇五
小作	二二九	七・四一	一〇・四二四

備考 日本農業の展望八九頁

第十六表

	一 戸 當 り		一人當り耕作面積	
	耕作面積	家族員數	農業従業者	家族一人當り
自作	一四・一三	七・二七	三・七三	一・九五
自小作	一〇・四三	六・〇九	三・一九	一・七一
小作	七・四一	五・二七	二・七八	一・四〇
備考	日本農業の展望九三頁			

な小作農家にありては農業労働の集約化が行はれると共に耕作面積と農業従事者数との相関々係が減じて居る。即ち小作農家に於て兼業をなすものがあると考へられる。

農業労働の集約化と兼業の関係を自小作別に労働時間より觀察する。

農林省の農家經濟調査報告は專業農家を主たる對象となしたもので、兼業農家の性格分析には適當なものではないが、自小作別農家と兼業との結合關係を理解する素因の所在を知り得るであらう。かかる點よりして兼業収入の大なる、耕作面積の小なる第二種を農家經濟の觀察の對象とする。第一種、第二種の類別は調査村に於ける平均耕作面積の七割以上を耕作する農家と、それ以下を耕作する農家とを分つたもので、前者を第一種、後者を第二種と稱するのである。

第二種農家の農業用土地面積を以てその經營規模の大小を判定することとする。勿論この判定の正確に非ざることは認めるが、家族勞作經營をその主要形態とする農業經營にありて基幹的勞働手段たる土地面積の大小を以て一應その判定の要素とする事は是認し得るであらう。

農業用土地面積は第十七表の如く、自作、自小作、小作の順に減少し、反當農業労働時間は自作、小作、自小作の順に増加して居る。反當農業勞

第十七表 第二種 農家(全府縣平均)

	自作農家	自小作農家	小作農家
農業用土地	一三四・一九 <small>畝</small>	一〇六・〇五 <small>畝</small>	九一・〇七 <small>畝</small>
總農業労働時間	四、八一六・一七 <small>時間</small>	五、四六九・〇七 <small>時間</small>	四、四五八・二三 <small>時間</small>
家族員農業労働時間	四、六二〇・二四 <small>時間</small>	五、三六九・六八 <small>時間</small>	四、三二七・四七 <small>時間</small>
家族員農業労働時間割合	九五・九三%	九八・一八%	九七・〇七%
反當農業労働時間	三五・八九 <small>時間</small>	五一・五七 <small>時間</small>	五一・四四 <small>時間</small>
備考	昭和一二年農家經濟調査報告		

働時間の算出に農業用土地面積を用ひるは多くの疑點を存するが、詳細な部門別分類のなし得ないことと、一經營の總農業労働時間の投下量を知らんが爲にここに於ては農業用土地面積によつて算出した。土地面積の狭小化が反當収入の増大を企圖して労働の集約化を行はしめることはここに於ても貫徹せられて居るが如くである。即ち自作、自小作に於ては明らかに労働時間と収入とが比例して居ることは第十七、十八表に示す通りである。然らば小作に於ても農業經營に依存する限り、労働集約化及びその結果として反當収入の増大が可能であるならば當然労働集約化が行はれるであらう。然るに小作に於ては自小作と殆ど同一時間を投ずるに止まり、反當収入に於ても自小作以下である。即ち農業労働集約度の限界が自小作の労働集約化の程度に存し、更に自小作別による經營條件の差異が小作に於ける反當収入を自小作以下に引下げて居ると思はしめる。農業労働時間と農業収入との關係は經營の面積、資本並びに労働の集約化によつて決定せられるものである。自作、自小作を比較對照する時、反當農業収入に於ては自小作が上位にあるが、労働時間當農業収入に於ては自作が上位にあるは、經營規模及び労働集約度の差異によるものと思はれる。經營規模に於

第十八表

	自作農家	自小作農家	小作農家
農業用土地	一三四・一九	一〇六・〇五	九一・〇七
農業労働時間	四、八一六・二七	五、四六九・〇七	四、四五八・二三
農業總收入	一、〇六七・三六	一、一三六・八五	八七六・五三
農業總所得	七三一・五二	六六八・一四	四三五・六六
反當農業所得	七・九五	一〇・七二	九・六二
農業所得	五・四五	六・三〇	四・七八
十時間當農業所得	二・二一	二・〇七	一・九七
備考	一・五一	一・二二	〇・九八

第十九表 第二種農家(全府縣平均)

	時間	時間	時間
農業労働時間	四、六二〇・二四	五、三六九・六八	四、三二七・四七
兼業労働時間	六一一・九六	一、二三〇・〇四	一、二七二・〇六
家事労働時間	二、七七二・三九	二、九四九・三四	二、七八七・五九
其の他の労働時間	五七七・三〇	五二二・〇一	六八二・五五
總労働時間	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇
比			
農業労働時間	五三・八四	五三・三二	四七・七一
兼業労働時間	七・一三	一・二二	一四・〇三
家事労働時間	三三・三一	二九・二九	三七・五四
其の他の労働時間	六・七三	五・一八	七・五三

備考 昭和十二年農家經濟調査報告

て大なる差のない勞作經營に於て自小作は勞働集約度を高めることに依つて、即ち勞働時間當收入を減じつつも反當農業收入の大なるを企圖するのである。小作は自小作より更に低位にあるは注意を要する。農業經營條件の劣ることが農業經營に於ける勞働生産力を引下げ、遂により収益化の大なる部門への勞働投下を期待するに到らしめて居る。これは兼業收入を觀察することによつてより明かにし得るであらう。

自小作別によりて勞働時間の割合の顯著な差を示すものに兼業勞働がある。第二種農家に於て比較すると第十九表の如く、自作七・二三%、自作一・二二%、小作一四・〇三%と上昇して居る。この事實は一町前後の經營をなす自小作別農家の經濟的性格を明かにするに役立つであらう。前述の如く反當農業労働時間の増投による農業收入の増大が限界に近づくにつれて、自家勞働の一部が農業經營外に轉出することが考へ得る。しかも一

	自作農家	自小作農家	小作農家
農業用土地	一三四・一九	一〇六・〇五	九一・〇七
總労働時間	八、五八一・八九	一〇、〇七一・〇七	九、〇六九・六七

農家人口に關する一觀察

定の農業所得の確保が困難にして、農家經濟の再生産が不可能なる場合には自家勞働の一部が他に収益化の機會を求むるは必至となる。家計費に充てらる可き所得部分は第十八表の如く自作、自小作、小作とその労働時間當りの額を著しく開かして居る。労働時間當りの所得を農業經營と兼業と比較する時、單に所得の上に於ては自作、小作に於ては兼業所得の方が有利にて轉換の可能性が存し得る如くである。然し轉換を考へるには農業經營に投下せられて居る資本の多寡、所得が自家勞働の再生産を行ひ得るか否かの少くとも二つの條件の如何を知らねばならない。前の條件に於ては農家は農業經營を主とする限り、相當の資本を投じて居るが故により有利なものも存しても直ちに轉換するは困難である。小作料、小作權の問題が農業經營の主要な課題とされて居るが如く、經營條件に於て下位に在る自小作、小作に於ては、資本構成も自作に比して低度に止り、轉換の可能性が増すと共に、自家勞働の一部の轉換の可能性はより増大するが、これはその阻止的條件となる。自家勞働の再生産費獲得の如何は轉換の促進的條件である。自家勞働の濫費によつて、自家勞働に對する所得部分を

極度に減ずることによつて經營を維持すると稱せられる零細規模經營にありては、自家勞働の再生産費獲得の如何は轉換或は自家勞働の一部の轉換を惹起する主要な動因である。自家勞働の再生産費の限度が何處にあるかはここには觸れないが、零細規模經營にありては既に限界に近いものとして考へても大差はないであらう。かかる状態に於て、勞働時間當りの農業所得と兼業所得を第十八、二十表によりて比較するに、自作、小作は兼業所得が大であり、自小作に於ては農業所得が大である。標本調査なれば、これにて斷定し得ないが、自小作は反當農業勞働時間を極度に高め、時間當所得を自家勞働の再生産の限界點迄引下げるることによつて反當所得を引上げたと考へ得る。然るに小作にあつては勞働時間當りの農業所得は自家勞働の再生産費を割るに到り、勞働時間の増投は勞働時間當りの所得を更に

第二十表

	自作農家	自小作農家	小作農家
兼業收入	一五七・八九	一五九・九四	二二五・三一
兼業所得	一四三・八四	一三六・四〇	一八四・三六
兼業勞働時間	六二一・九六	一、一三〇・〇四	一、二七二・〇六
十時間當り兼業收入	二・五八	一・三〇	一・六九
十時間當り兼業所得	二・三五	一・一一	一・四四

備考 昭和十二年農家經濟調査報告

引下げる結果となり、可能なる總勞働時間の制約は、勞働時間をより所得の大なる兼業にさかしめるのである。自作にありても勞働時間當り兼業所得が農業所得より大であるが、ここには小作の兼業と質的に差異が存し、猶又前述の二條件よりしても、兼業所得が大なりともその轉換が、小作、自小作に比して隨意的であると考へ得る。

以上を要約すると自作農家は耕地を所有することにより、自小作、小作

に比して農業經營上有利な立場にあり、自小作、小作はその經濟的性格に脆弱點を有し、農家經濟の再生産には反當勞働を増投することを、即ち總收入の増大を企圖することを要し、小作農家にありては、更に收穫遞減の法則の支配の下にありて、自家農業經營外に家族勞働の収益化の機會を求め、兼業勞働を増して行くのである。

以上は農業所得を中心として家計補充の點を勞働時間より見たのであるが、この結果を招來して居る原因の一つは他の面に於て兼業勞働の増加即ち兼業收入の増大を必至として居るのである。農家經濟の商品經濟への依存度の高まるに伴ひ、農家の現金収入を要望する傾向は強くなる、しかるに現物小作料、食糧の自給性の大きなることは現金獲得の機會の發生を阻害して居る故、現金獲得の機會としての兼業への依存を高めることとなる。

積雪地方農村經濟調査所の昭和十三年度の「現金に關する農家經濟調査」にて上述の事情を再見する。此の調査は農業を專業或は兼業となすものを對象としたものにして、嚴密に農家のみを對象としたものでない事は注意を要する。第二十一表は現金總所得の構成である。自小作別に觀察すると、耕作反別の小なるものに於て特に著しい差異の存するものは財産收入、勤勞收入の二收入である。前者は自作に於て高く、後者は自小作、小作に著しく高い。東北地方に於ては勤勞收入は自小作より小作が更に高率を占めて居る。北陸地方に於ては自小作に高いが、これは福井縣の調査村に於て小作五反未滿の商工業收入が甚だしく高いこと竝に自小作五反未滿に於て勤勞收入が極めて高いことによるもので、福井縣の調査村の特殊な事情に原因するものと推定し得る。商工業收入も亦自作に高く、勤勞收入と共に兼業收入としての考察の對象となる。財産收入の多少はその性質よりして農家經濟の安定の一基準である。この調査にて財産收入の内容は金納小作料、

第二十一表 現金總所得の構成

地方	自作農家				自小作農家				小作農家							
	農業收入	商業收入	勤勞收入	財產收入	農業收入	商業收入	勤勞收入	財產收入	農業收入	商業收入	勤勞收入	財產收入	合計			
東	五反未滿	二二・二	二九・五	二七・七	一九・五	一〇〇・〇	三六・六	一〇七・七	三〇・八	一九・九	一〇〇・〇	二六・九	一一四	六一・一	〇・六	一〇〇・〇
北	五反一町	三七・六	二七・八	一六・二	一八・三	一〇〇・〇	五四四	一一・一	三一・八	二・七	一〇〇・〇	五六・一	八二	三五・〇	〇・八	一〇〇・〇
地	一町一三町	六三・〇	六・三	九・六	二・二	一〇〇・〇	七八三	四・〇	一五・一	二・六	一〇〇・〇	七八六	三二	一七・八	〇・四	一〇〇・〇
方	二町一三町	七〇・七	三・〇	三・八	三・四	一〇〇・〇	九〇八	一・六	五・四	二・二	一〇〇・〇	八六九	三九	八・八	〇・三	一〇〇・〇
北	三町以上	六九・九	〇・六	二・四	二七・〇	一〇〇・〇	九三一	一・三	三・三	二・二	一〇〇・〇	九二〇	〇・三	七・七	一	一〇〇・〇
陸	五反未滿	二〇・四	二四・一	三三・〇	二二・五	一〇〇・〇	二八七	一四九	五三・〇	三・三	一〇〇・〇	三二七	一九二	四八・〇	一・二	一〇〇・〇
地	五反一町	四二・九	八・〇	二五・五	二二・七	一〇〇・〇	五二九	一〇四	三三・〇	三・七	一〇〇・〇	五三五	六一	三八五	一九	一〇〇・〇
方	一町一三町	六七・七	二・二	一一・一	一八・〇	一〇〇・〇	七四三	三五	一八・六	三・六	一〇〇・〇	七四八	三五	二〇・一	一・六	一〇〇・〇
北	二町一三町	七〇・〇	四・一	三・八	三・一	一〇〇・〇	八六七	二五	六・六	四・二	一〇〇・〇	九二〇	一三	七・二	〇・五	一〇〇・〇
陸	三町以上	七三・〇	〇・三	三・八	三・九	一〇〇・〇	九一一	二〇	四・三	二・七	一〇〇・〇	八九四	四八	四・七	一・一	一〇〇・〇

備考 農林省積雪地方農村經濟調査所「現金に關する農家經濟調査昭和十三年」

現物小作料の販賣金額、貯金等の利子等であり、自家勞働を加へずして生ずる収入にして、財産所有によりて發生するものである。商業收入並に勤勞收入の農家經濟との關聯は對稱的であり、前者に於ては商業經營に於ける總賣上代金なれば、投資の可能を不可缺の要件とする。即ち商業收入は農業經營の補充的な性格を有するも發展的現象となし得る。然しかる零細規模經營にては商業と云へども小經營の範疇を脱し得ず全面的に發展的とは稱し難く、勞賃收入等に比してのことである。後者即ち勤勞收入は勞力を他人に提供して得た報酬にして勞賃、給料等の收入である。勞賃、給料は同じく勞力を他人に提供するものなれど、提供する勞力に質的な差異が存するのである。勞賃に對象化されるものは多く裸の勞働を主體とし、給料に對象化されるものは多く加工せられた勞働を主體とするものにして、兩者の農家經濟内に於ける發生過程を異にするものである。即

農家人口に關する一觀察

ち裸の勞働の賃勞働化は多く潜在的餘剩勞力の轉出であるが、給料者は多くその育成に耐へ得る農家經濟、即ち經濟的餘力の存する農家經濟に發生するものである。然し零細耕作農家に於て勤勞收入の高率なことよりして、勤勞收入の主たるものは勞賃收入と考へ得るが故に、かかる収入は自家勞力の賃勞働化傾向を有する農家人口に依つて維持せられる農家經濟に發生の地盤を持つのである。

上述の觀察の結果を總括すると自作は財產收入が高率を占めて居ることが自作、小作と著しく異なる點であり、自作、小作は相互に勞働時間、勤勞收入よりして差を認め得る。

結局雇傭勞働と小作農家の結合關係の經濟的根據を明かにせんとしたものであるが、農家人口の雇傭勞働を兼業とするは、農家經濟の補充的なものとしてなれば、自家勞働の賃勞働化過程として把握するを要し、この傾向の

最も強きものが小作農家であり、具體的にはその構成員たる小作農家人口である。

雇傭労働を兼業とするは賃労働化的性格を有することになれば、雇傭労働の兼業率は各層農家の賃労働化的性格の測定の一基準となる。自小作別農家にて五反未満の戸数の割合は第十三表の如く、小作、自作、自小作の順であるが、雇傭労働を兼業とするものは第七表の如く小作、自小作、自作の順にて、これは自作の有利性を示すものと思はれる。要するに農業經營はかかる様相のもとに農家人口に賃労働化的性格を附與して居るのである。

農家人口の賃労働化的性格は農家人口劣弱化の要因となる。賃労働者としては雇主の選擇權に依存し、他との競争に耐へ得ることを必要とするが故に農業經營は自家労働の送出に際し青年層より送出することとなり、幼年層の比重を大にし、更には農業經營の生産性を一層低下させることになる。

雇傭労働を兼業となすことにより農家人口の賃労働化的性格を見たのであるが、他の兼業中特長的な存在たる林業について觀察する。

林業は第七表に示す如く、自作、自小作に於て比較的高い率を占めて居る。農家一齊調査に於て、林業と稱するは材木等の育成、薪炭の林野産物の生産を目的とする産業である。薪炭の製造が多く農閑期の勞力によつてなされるに對して、材木の長期に亘る育成には資本の投下を必要とする。即ちここに兼業としての林業は二種に分ち得ることとなる。兩者の成立條件は農家經濟に於て、全く經濟的根據を異にするのであるが、自家農業經營には何等直接に影響を及ぼさずしてなされる収益化の機會たることに於ては同一である。従つて兼業としての林業の存在は農家經濟の崩壞に際しては何れも阻止的作用をなす。

第九表に示す如く、林業の兼業率が農業を主とする兼業農家に、農業を従とする兼業農家より遙かに多いことは、農家經濟に包含せられる林業が、獨立した企業たり得ないことを示して居る。これよりしても亦林業が農家經濟に包含されて居るは農家經濟の發展的或は維持的現象と解し得る。

林業の農家經濟に附加せられて居る經濟的理由が上述の如くであるならば、林業の兼業率の高い自作、自小作は低い小作に比して農業生産農家として維持的性格を有すると考へ得る。又自作、自小作農家人口も小作農家人口に比して農業生産人口として安定性を有すると考へ得る。

兼業としての雇傭労働、林業の農家經濟に於ける發生の經濟的根據を觀察し、かかる兼業を有する農家並びに農家人口の農業生産農家或は人口としての性格の一端を見たのであるが、自作、自小作、小作の順に農業生産農家としての安定性を喪失し、農家經濟の崩壞に際しての阻止的要素を減ずる一方分解促進的要素を加へて居る。

以上に於て兼業を通じて自小作別農家の、そしてその構成員たる農家人口の性格の一端を見たのであるが、結果に於て一般の通念をはず徒らに表の解説にとらはれその基本問題たる生産關係について深く觸れて行かなかつたことは申譯けない。地域別、經營形態別等による考察も亦必要であるがここではかかる現象形態の差異が存することより基本問題の解明の緊急の要務たるを知るに止める。人口問題よりしても、以上は單なる解説にすぎなかつたのであるが、かかる農家人口が人口政策展開の主なる擔當者なる時、我が國の發展に應じ、適正な人口配置、健全な人口の培養等に於て考慮すべき多くの問題の存在を知り得るであらう。

第四十回(昭和十六年十二月二十六日)

○人口再配置計畫としての都市人口補給地域設定に關する若干の理論 館 研究官

一、序論

- (一) 國土計畫に於ける人口再配置計畫の地位
- (二) 國土計畫に於ける人口政策上の要請

二、人口現象の地域的特性

- (一) 序説
- (二) 都鄙人口増殖力の差異と變動
- (三) 人口増殖力の地域の差異の測定と其の特性

三、都市人口増殖力の分析

- (一) 都市人口増殖力の決定要因
- (二) 都市人口増殖力の地域的特性——ラヴェンシュタインの法則
- (三) 都市人口増殖力の分布と若干の要因との關係
- (四) 以上の事實の示唆

四、都市人口補給地域の設定

五、都市人口補給地域設定の持つ若干の意義

- (一) 人口政策的意義
- (二) 厚生政策的意義
- (三) 文化政策的意義

六、都市人口補給地域設定の可能性

- (一) 計畫的可能性
  - (二) 實施的可能性
- 地域別人口増殖力の差異と若干の社會學的經濟學的諸要因との統計學的關係について

柴田研究官補

研究懇談會

第一回(昭和十六年十二月三十日)

○道府縣別出生率及び死亡率に就いて 岡崎調査部長

○南方共榮圈に於ける民族に就いて 小山研究官

勞務調整令並に同令施行規則の公布

勞務調整令並に同令施行規則は從業者移動防止令、青少年雇入制限令等の諸法令に代り昭和十六年十二月八日付官報を以て公布を見たが、現下勞務動員體制は之により更に一層の法制的統一をみることとなつた。之を撮ぐれば以下の如くである。

勞務調整令(昭和十六年七月六日勅令第六十二號)

第一章 總則

第一條 國家ニ緊要ナル事業ニ必要ナル勞務ヲ確保スル爲ニスル國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ノ制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 從業者ノ解雇及退職ノ制限

第二條 厚生大臣ノ指定スル工場、事業場其ノ他ノ場所(以下指定工場ト稱ス)ニ於テ使用セラルル從業者又ハ厚生大臣ノ指定スル範圍ノ從業者ノ解雇及退職ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

人口問題研究所研究報告會並に研究懇談會

事情により一時中断してゐた本研究報告會は新廳舎への移轉後昨年十一月より再び毎月一日開催することとなつたが、同時に右研究報告會とは別に所外關係者の來聴を主とした研究懇談會を概ね隔月一回開催することに決定した。昨年十一月、十二月に於ける研究報告會並に研究懇談會の演題及び演者名を掲ぐれば次の如くである。

研究報告會

第三十九回(昭和十六年十一月二十八日)

○統計法則論(序論) 中川企畫部長

- 一、ジユスミルヒと大數の秩序
  - 二、ニュートンの神學思想と近代統計學
  - 三、ニュートン及びジユスミルヒの世界觀と進化論
  - 四、近代物理學に於ける轉向と熱力學の第二法則
  - 五、過渡的存在としての統計法則とハイゼンベルグの不確定性原理
  - 六、社會現象に於ける統計法則
- 本邦母性死亡の傾向に就いて 笠間研究官補

前項ノ從業者ニ付テハ雇傭期間ノ滿了其ノ他解雇及退職以外ノ事由ニ依リ雇傭關係ノ終了スル場合ニ於テハ引續キ雇傭關係ヲ存續セシムルコトヲ要ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ指定ハ指定スベキ工場、事業場其ノ他ノ場所ノ事業主又ハ指定ヲ受ケベキ範圍ノ從業者ヲ使用スル事業主ニ對スル通知ニ依リ之ヲ行フコトヲ得前項ノ規定ニ依リ指定ノ通知ヲ受ケタル事業主ハ其ノ旨ヲ關係從業者ニ周知セシムベシ

第三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 陸海軍ニ徵集若ハ召集セラレ又ハ志願ニ依リ陸海軍ノ現役ニ服セシメラレタル場合

二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)ニ採用セラレタル場合

三 國家總動員法第四條ノ規定ニ基キ徵用セラレタル場合

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

前條第一項及第二項ノ規定ハ國及道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニハ之ヲ適用セズ

第三章 從業者ノ雇入、就職及使用ノ制限

第四條 技術、技能又ハ學識經驗ヲ有スル者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ(以下技能者ト稱ス)ノ雇入及就職ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合又ハ國民職業指導所ノ紹介アル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 年齡十四年未滿若ハ年齡六十年以上ノ男子又ハ年齡十四年未滿若ハ年齡四十年以上ノ女子タル技能者ノ雇入及就職ノ場合

二 入營(應召ノ場合ヲ含ム以下同ジ)ヲ命ゼラレ若ハ徵用セラレタルニ因リ解雇セラレタル者又ハ入營若ハ徵用ノ期間中雇傭期間ノ滿了シタル者ガ其ノ退營(入營ノ際行フ身體検査ノ結果歸郷ヲ命ゼラレタル場合ヲ含ム)若ハ徵用解除ノ日ヨリ三月以內ニ再ビ原職ニ復歸スル場合

三 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル技能者ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第六條 本令施行後國民學校初等科(内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ヲ修了シ又ハ國民學校高等科(内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ)ヲ修了シ若ハ中途退學シタル後二年ヲ經過セザル者ニシテ技能者タラザルモノ(以下國民學校修了者ト稱ス)ノ雇入及就職ハ國民職業指導所ノ紹介ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ國及道府縣ニ於ケル雇入及就職ノ場合、船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合並ニ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 年齡十四年以上四十年未滿ノ男子又ハ年齡十四年以上二十五年未滿ノ女子ニシテ技能者及國民學校修了者タラザルモノ(以下一般青壯年ト稱ス)ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

一 國民職業指導所ノ紹介ニ依リ雇入及就職スル場合

二 指定工場ノ事業主、厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ム者又ハ厚生大臣ノ指定スル者命令ノ定ムル所ニ依リ國民職業指導所ノ紹介ニ依ラズシテ雇入ルベキ一般青壯年ノ員數其ノ他雇入ニ關スル事項ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

三 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ一般青壯年ノ雇入及就職ニ付國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル場合

第八條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

場合

一 第五條第二號ノ場合

二 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合

三 命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

四 國及道府縣ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第九條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ノ制限ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 前條ノ規定ハ國及道府縣ニ於ケル勞務供給業者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

第十一條 國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ノ者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ國民學校高等科ニ進學セザル場合又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇入ル場合ニ於テハ第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ

者ノ供給ニ依ル從業者ノ使用ニハ之ヲ適用セズ

者ノ者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ國民學校高等科ニ進學セザル場合又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇入ル場合ニ於テハ第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ

者ノ者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ國民學校高等科ニ進學セザル場合又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇入ル場合ニ於テハ第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ

者ノ者ヲ雇入レ其ノ者ガ國民學校初等科ヲ修了シ國民學校高等科ニ進學セザル場合又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學シタル場合引續キ其ノ者ヲ雇入ル場合ニ於テハ第六條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ

者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了シ若ハ中途退學スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

年齡十四年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇備スル場合ニ於テハ第七條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齡十四年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

事業主其ノ雇備スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行フ場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ後ノ使用ノ場所ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第一項及第二項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第六條若ハ第七條ノ規定ニ依リ認可又ハ第六條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

#### 第四章 雜則

第十二條 國民職業指導所長本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ノ申請ニ付不正若ハ虛偽ノ事實アリト認ムルトキ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第十三條 第四條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ違反スル雇入又ハ就職アリタル場合ニ於テハ國民職業指導所長ハ雇入ヲ爲シタル者ニ對シ雇入レタル者ノ解雇ヲ、就職シタル者ニ對シ退職ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 厚生大臣ハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ事業主ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ

爲スコトヲ得

第十五條 國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十六條 厚生大臣、地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ從業者ノ雇入、使用、解雇、就職及退職ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ關係ノ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十七條 前三條ノ規定ハ國及道府縣ノ從業者ノ雇入、使用及解雇ニハ之ヲ適用セズ

國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國又ハ道府縣ニ於テ爲ス從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ關シ從業者ヲ使用スル官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム)又ハ道府縣ヨリ通報ヲ求ムルコトヲ得

第十八條 厚生大臣第二條第一項ノ規定ニ依リ工場、事業場其ノ他ノ場所又ハ從業者ノ範圍ヲ指定セントスルトキハ内閣總理大臣ニ協議スベシ

第十九條 朝鮮及臺灣ニ在リテハ第六條、第七條、第八條及第十一條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

朝鮮及臺灣ニ在リテハ年齡十二年以上四十年未滿ノ男子ニシテ技能者タラザルモノ(以下男子青壯年ト稱ス)ノ雇入及就職ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

一 國ノ紹介ニ依リ雇入レ及就職スル場合

二 指定工場ノ事業主並ニ朝鮮總督又ハ臺灣總督ノ指定スル者ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三 男子青壯年ヲ雇備シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄ノ雇入及就職ノ場合

四 命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ男子青壯年ノ雇入及就職ニ付朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)ノ認可ヲ受ケタル場合

五 第五條第二號ノ場合

六 國竝ニ道、州及廳ニ於ケル男子青壯年ノ雇入及就職ノ場合

七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

朝鮮及臺灣ニ在リテ年齡十二年未滿ノ男子ニシテ技能者タラザルモノヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇備スル場合ニ於テハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齡十二年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

前項ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ第二項ノ規定ニ依リ認可又ハ同項ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入レ及就職スルモノト看做ス

第二十條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リ

テハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長、官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市長又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所トアルハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ國トス

本令中道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トシ國民學校初等科トアルハ樺太ニ在リテハ樺太國民學校令ニ依ル國民學校初等科、南洋群島ニ在リテハ南洋廳國民學校規則ニ依ル國民學校初等科トシ國民學校高等科トアルハ樺太ニ在リテハ樺太國民學校令ニ依ル國民學校高等科、南洋群島ニ在リテハ南洋廳國民學校規則ニ依ル國民學校高等科トシ内地ニ於ケル之ニ準ズベキモノトアルハ樺太ニ在リテハ樺太ニ於ケル之ニ準ズベキモノ、南洋群島ニ在リテハ南洋群島ニ於ケル之ニ準ズベキモノトス  
第十三條中第四條、第六條又ハ第七條トアルハ朝鮮及臺灣ニ在リテハ第四條又ハ第十九條第二項トス

附則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ内地、樺太及南洋群島ニ於テ第七條第二號ノ規定ノ、朝鮮及臺灣ニ於テ第十九條第二項第二號及第三號ノ規定ノ實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從業者移動防止令及青少年雇入制限令ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用及本令施行前ニ從業者移動防止令第五條ノ規定ニ違反スル

雇入ヲ爲シタル者ニ對スル同令第八條ノ規定ノ適用ニ付テハ本令施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス  
國民勞務手帳法施行令中左ノ通改正ス  
第八條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 勞務調整令第二條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受

ケ退職スルトキ又ハ同令第四條若ハ第七條第三號ノ規定ニ依ル認可若ハ同令第六條但書ノ規定ニ基ク命令ニ依ル認可ヲ受ケ就職スルトキ

〔參照〕

昭和十三年 四月一 法律第五十五號國家總動員法抄錄

動員法抄錄

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

昭和十三年 八月二十 勅令  
第四百九十九號學校卒業者使用制限令抄錄

第一條 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ本令施行後ニ於

テ卒業スル者(以下卒業者ト稱ス)ノ國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク使用制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

昭和十五年 十一月九 勅令第七百五十號從業者移動防止令抄錄

第五條 工場若ハ事業場ニ於テ使用スル爲又ハ指定技術者トシテ使用スル爲雇入レントスル者ガ指定從業者ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 職業紹介所長第五條ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 第五條ノ規定ニ違反シテ指定從業者ヲ雇入レタル者アルトキハ職業紹介所長ハ其ノ者ニ對シ其ノ指定從業者ヲ解雇スベキコトヲ命ズルコトヲ得前條ノ規定ニ依リ認可ノ取消ヲ爲シタルトキ亦同ジ

昭和十六年 六月十四 勅令第七百四號國民勞務手帳法施行令抄錄

第八條第一項

厚生大臣ノ指定スル事業ニ使用セラルル從業者ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十四日以上ニ及ビタルニ因リ解雇セラレタルトキハ使用者ハ其ノ保管スル國民勞務手帳ヲ返還セザルコトヲ得但シ從業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ又ハ使用者從業者ノ退職ヲ承諾シタルトキ

ハ此ノ限ニ在ラズ

一 從業者移動防止令第五條ノ規定ニ依リ當該從業者ノ雇入ノ認可ヲ受ケタル者ニ雇入レラルルトキ

昭和十三年五月四日勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

### 勞務調整令施行規則

(昭和十六年十二月十七日  
厚生省令第六十四號)

第一條 勞務調整令(以下令ト稱ス)第二條第一項又ハ

第二項但書ノ認可ノ申請ハ様式第一號ニ依リ令第二條第一項ノ指定工場又ハ指定ヲ受ケタル從業者ノ使用セラルル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ

國又ハ道府縣ニ使用セラルル從業者前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官衙又ハ道府縣ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第二條 令第三條第一項第四號ノ場合トハ左ノ各號ノ

一 該當スル場合トス

一 日日雇入レテ從業者ヲ使用スル場合

二 三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レテ從業者ヲ使用スル場合

三 法令ニ依リ從業者ノ解雇又ハ退職ヲ要スルニ至リタル場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ヲ廢止スル場合ニ於ケル從業者ノ解雇又ハ退職ノ場合

日日雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レタル場合ハ前項第一號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇

入レザル場合ト雖モ雇入レザル日ガ從業者ノ雇入レラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入レタルモノト看做ス

三十日以内ノ期間ヲ定メテ雇入レタル從業者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入レタル場合ハ前項第二號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入レタル場合ハ之ヲ引續キ雇傭シタルモノト看做ス

第三條 令第四條ノ認可ノ申請ハ様式第二號ニ依リ令

第四條ノ技能者(以下技能者ト稱ス)及其ノ者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條 國民職業指導所長ハ前條ノ申請アリタル場合

ニ於テ當該技能者ノ國民勞務手帳ガ國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ於テ保管セラルル場合ナルトキハ關係國民職業指導所長ト協議スルニ非ザレバ其ノ申請ニ對シ認可又ハ不認可ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

國民職業指導所長ハ前項ノ協議調ハザル場合ニ於テハ關係國民職業指導所ガ同一道府縣内ニ在ルトキハ當該地方長官、同一道府縣外ニ在ルトキハ厚生大臣ノ指揮ヲ受ケ處分スベシ

第五條 令第五條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者(軍醫ヲ含ム)トシテ戰鬪其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル技能者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及就職ノ場合

二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障礙ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

三 國民職業指導所長ニ於テ日日又ハ三ヶ月以内ノ期間ヲ定メテ雇傭セラレ臨時ノ作業ニ従事スルノ常況ニ在ルモノト認定シタル技能者ノ雇入及就職ノ場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル技能者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル技能者ノ就職ノ場合

五 船員職業紹介所ノ紹介ニ依ル船員ノ雇入及就職ノ場合

六 航空機搭乗員又ハ航空法第十六條ノ規定ニ依リ考查ニ合格シタル者ノ航空士、航空機操縦士又ハ航空機機關士トシテノ雇入及就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第三號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第四號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第六條 令第六條但書後段ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合トス

一 令第六條ノ國民學校修了者(以下國民學校修了

者ト稱スノ日日雇入及就職ノ場合

二 國民學校修了者ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及就職ノ場合

三 別ニ指定スル事業ニ於ケル雇入及就職ノ場合ヲ

除クノ外農業、林業、畜産業、養蠶業及水産業ニ

於ケル國民學校修了者ノ雇入及就職ノ場合

四 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリ

タル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル國民學校修了

者ヲ引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル國民

學校修了者ノ就職ノ場合

五 特別ノ事由アル場合ニ於テ特定ノ國民學校修了

者ノ雇入ニ付其ノ者ヲ使用セントスル場所ノ所在

地ノ所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所

ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベ

キ地ノ所轄國民職業指導所長)ノ認可ヲ受ケタル

場合

前項第一號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了者

ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號

ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇

入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日

ガ其ノ者ノ使用セラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ

都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ

雇入及就職スルモノト看做ス

第一項第二號ノ規定ニ依リ雇入レタル國民學校修了

者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇傭セントスル場合ハ所

定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモ

ノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇傭關係終了ノ日ヨリ五

日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇傭スルモノト看做ス

第一項第五號ノ認可ノ申請ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第七條 令第七條第二號ノ認可ノ申請ハ様式第六號ニ

依リ左ニ掲ゲル期日迄ニ令第七條ノ一般青壯年(以

下一般青壯年ト稱ス)ヲ使用セントスル工場、事業場

其ノ他ノ場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長(使

用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テ

ハ主トシテ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所

長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入レント

スル申請ニ在リテハ其ノ年ノ二月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レント

スル申請ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入レン

トスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入レント

スル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十一月一日

第八條 令第七條第三號ノ認可ノ申請ハ様式第七號ニ

依リ一般青壯年及其ノ者ヲ雇入レントスル者ノ連署

ヲ以テ一般青壯年ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ

所轄國民職業指導所長(使用セントスル場所ガ本則

施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所

轄國民職業指導所長)ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第九條 令第八條第三號ノ命令ヲ以テ定ムル場合トハ

別ニ指定スル事業ニ於ケル一般青壯年ノ雇入及就職

ノ場合トス

第十條 令第八條第五號ノ場合トハ左ノ各號ノ一ニ該

當スル場合トス

一 軍人又ハ之ニ準ズベキモノ(軍屬ヲ含ム)トシテ

戰闘其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹

リタル一般青壯年ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給

法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十

一條ニ規定スル傷痍ノ程度ニ達スルモノノ雇入及

就職ノ場合

二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障礙ニ因リ作業

能力著シク劣レルモノト認定シタル一般青壯年ノ

雇入及就職ノ場合

三 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリ

タル場合ニ於テ從前雇傭シ居リタル一般青壯年ヲ

引續キ雇入ルル場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯

年ノ就職ノ場合

四 一般青壯年ノ日日雇入及就職ノ場合(別ニ指定

スル勞務ニ常時從事スルモノト國民職業指導所長

ニ於テ認定シタル者ヲ除ク)

五 一般青壯年ノ三十日以内ノ期間ヲ定ムル雇入及

就職ノ場合(別ニ指定スル勞務ニ常時從事スルモ

ノト國民職業指導所長ニ於テ認定シタル者ヲ除

ク)

六 別ニ指定スル一般青壯年ノ雇入及就職ノ場合

前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第三號ニ

依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第一項第四號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ノ

三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職スル場合ハ同號ニ

該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ三十日ヲ超エテ引續キ雇入及就職セザル場合ト雖モ其ノ雇入及就職セザル日ガ其ノ者ノ使用セラルル場所ノ公休日又ハ使用主ノ都合ニ依ル一齊休業日ナル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇入及就職スルモノト看做ス

第一項第五號ノ規定ニ依リ雇入レタル一般青壯年ヲ三十日ヲ超エテ引續キ雇備セントスル場合ハ所定ノ期間ノ滿了スル時ニ於テ新ニ雇入及就職スルモノト看做シ且同號ニ該當セザルモノトス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ雇備關係終了ノ日ヨリ五日以内ニ再ビ其ノ者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ之ヲ引續キ雇備スルモノト看做ス

第十一條 勞務供給事業ヲ行フ者ヨリ常時國民學校修了者及一般青壯年タル從業者ノ供給ヲ受ケ之ヲ使用セントスル者ハ其ノ使用員數ニ付從業者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケベシ

前項ノ認可ノ申請ハ様式第八號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ之ヲ爲スベシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ三月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ六月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ年ノ九月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ使用セントスル申請ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

第十二條 技能者ハ勞務供給契約ニ基キ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ國民職業指導所長ノ認可ヲ受ケタル

場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ認可ヲ受ケントスル者ハ様式第九號ニ依リ技能者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ

第十三條 令第十一條第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ

新ニ雇入及就職スルモノト看做サルル場合ノ雇入及就職ノ認可ノ申請ハ國民學校初等科又ハ國民學校高等科在學中ニ於テ雇入レタル者ガ國民學校初等科ヲ修了シ又ハ國民學校高等科ヲ修了若ハ中途退學スル日迄、年齢十四年未滿ニ於テ雇入レタル者ガ年齢十四年ニ達スル日迄又ハ從業者ガ後ノ使用ノ場所ニ移動スル日前十日ヨリ目迄ニ之ヲ爲スベシ

第十四條 技能者、國民學校修了者及一般青壯年ヲ通算シ常時五人以上雇備スル者ハ工場、事業場其ノ他從業者ヲ雇備スル場所毎ニ様式第十號ニ依リ從業者名簿ヲ備付ケ其ノ雇入、使用及解雇、退職ニ關スル事項ヲ記載スベシ但シ工場法又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラルル從業者ニ付テハ職工名簿又ハ鑛夫名簿ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ名簿ハ從業者ノ死亡、解雇又ハ退職後二年間之ヲ保存スベシ

第十五條 國民職業指導所ノ紹介ニ依リ又ハ令第四條、令第七條第二號若ハ第六條第一項第五號ノ認可ヲ受ケ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ヲ雇入レタル者ハ從業者ノ異動狀況ヲ様式第十一號ニ依リ左ニ掲グル期日迄ニ從業者ヲ使用スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ報告スベシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ十一月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ翌年ノ二月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入レタル者ノ爲ス報告ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

第十六條 令第十五條ノ規定ニ依リ報告ハ事業主、從業者其ノ他關係人ヨリ之ヲ徵ス

第十七條 令第十六條第二項ノ證票ハ様式第十二號ニ依ルモノトス

第十八條 令第十七條第二項ノ通報ハ管轄區域内ニ在ル國又ハ道府縣ノ施設ニ於ケル從業者ノ雇入、使用又ハ解雇ニ付様式第十三號ニ依リ之ヲ求ムルモノトス但シ技能者及一般青壯年ノ雇入ニ付國民職業指導所ニ求人申込ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ通報ノ期日ハ左ノ各號ニ依リ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ二月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ五月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ年ノ八月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ雇入又ハ使用セントスル通報ニ在リテハ其ノ前年ノ十二月一日

附則

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七條ノ規定ハ公布ノ日ヨリ、第十一條第一項ノ規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
從業者移動防止令施行規則及青少年雇入制限令施行規則ハ之ヲ廢止ス

第七條第四號ノ申請期日ハ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關スルモノニ限リ同條同號ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年一月十日トス  
昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ雇入ニ關シ令第七條第二號ノ認可ノ申請ヲ前項ノ期日迄ニ爲シタル者ガ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認

可ノ指令ヲ受クル日迄ニ於テ爲ス一般青壯年(別ニ指定スル學校ヲ昭和十六年十二月ヨリ昭和十七年三月迄ノ間ニ於テ卒業シ又ハ卒業スベキ者ヲ除ク)ノ雇入ノ場合及此ノ場合ニ於ケル一般青壯年ノ就職ノ場合ハ第十條第一項ノ規定ニ拘ラズ令第五號ノ場合ニ該當スルモノトス

様式第一號

解雇  
退職  
職認可申請書  
雇關係不存續

使從用業	所	在	地
又場所	名	稱	
ハ其ノ名稱及代表者	氏名		
從業者	現住	所	
業	務	ノ	種
者	業	務	ノ
	氏名	印	及
	生	年	月
	日		
申請	ノ	理	由
退職認可又ハ雇關係不存續認可アリタル後ノ從業者ノ就職豫定先(又ハ居住豫定地)			

昭和 年 月 日

國民職業指導所長宛

- (記載心得)
- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ國定規格B5判(210mm×297mm)トスルコト、
  - 二、本申請書ハ從業者ノ使用セラルル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
  - 三、標題ノ「解雇、退職、雇關係不存續」ノ文字ハ該當セザルモノヲ抹消スルコト
  - 四、從業者ノ「業務ノ種類」欄ニハ例ヘバ機械技術者、探炭夫、仕上工等ノ如ク具體的ニ記載スルコト

様式第二號

技能者 雇入 認可申請書  
就 職

- 五、「申請ノ理由」欄ニハ解雇、退職等ヲ爲サントスル理由ヲ詳細ニ記載スルコト尙其ノ理由ヲ證スベキ書類アルトキハ之ヲ添付スルコト
- 六、「退職認可又ハ雇關係不存續認可アリタル後ノ從業者ノ就職豫定先(又ハ居住地豫定地)」欄ニハ事業主ノ爲ス解雇認可申請又ハ雇關係不存續認可申請ナル場合ニ於テ之ガ記載ヲ要セザルコト
- 七、氏名ノ下ノ印ハ申請者ノミ押捺スベキコト

雇入ノ理由	人及充足狀況	當該期ニ於ケル技能者ノ求	技能者ノ求	事業ノ種類	技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印						
					技能者ノ求	求人申込數	求人割當數	同上ノ充足數			
					種別	男	女	計	男	女	計

技能 種別	現在又ハ從前ノ從 業場所ノ所在地及 名稱	從事セシメ ントスル業 務ノ種別	就職事情	就職セントスル技能 者ノ住所男女ノ別 氏名印及生年月日	備考
				女男 年月日生	
				女男 年月日生	
				女男 年月日生	
				女男 年月日生	
				女男 年月日生	

昭和 年 月 日  
國民職業指導所長宛

(注意) 申請ノ際ハ必ず國民勞務手帳ヲ提示スルコト國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セララルル場合ハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

- (記載心得)
- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(82mm×257mm)トスルコト
  - 二、本申請書ハ技能者及其ノ技能者ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
  - 三、技能者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主ナル事務所ノ所在地ヲ「技能者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
  - 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、パルプ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
  - 五、「當該期ニ於ケル技能者ノ求人及充足狀況」欄ニハ第一期乃至第四期毎ニ於ケル職種別ノ當該事項ヲ申請當日現在ニ依リ記載スルコト
  - 六、「技能種別」欄ニハ職業能力申告手帳又ハ國民勞務手帳ヲ有スル者ハ之ニ記載シアル職業名、學校學科名、技能者養成施設名又ハ檢定、試験免許ノ種別ヲ記載シ、其ノ何レヲモ有セザル者ハ國民職業能力申告令第二條ニ依リ指定セラレタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、檢定、試験及免許ノ種別ニ依リ記載スルコト
  - 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ現職中ノ者ニ在リテハ現在ノ從業場所、現ニ從業シ居ラザル者ニ在リテハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト

八、「從事セシメントスル業務ノ種別」欄ニハ認可後從事セシメントスル職業名ヲ例ヘバ機械技術者、探炭夫、火藥工等ノ如ク具體的ニ記載スルコト  
九、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載シ置クコト

樣式第三號 身體障礙認定申請書

本籍	現住	現所	氏名、 男女別及生年月日	職前	職現	職歴	身體 障礙 ノ 狀況	備考

昭和 年 月 日  
國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 二、身體ノ障礙狀況ハナルベク詳細ニ之ヲ記載スルコト

樣式第四號 日備技能者認定申請書

本籍	現住	現所	氏名、 男女別及生年月日	技能 種別	最近三月間ニ於 ケル就職狀況	主ナル就業ノ場所	就業日數	就業 經路

昭和 年 月 日  
國民職業指導所長宛

(記載心得)

- 一、本申請書ハ居住地ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 二、「技能種別」欄ニハ職業能力申告手帳又ハ國民勞務手帳ヲ有スル者ハ之ニ記載シタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名又ハ檢定、試驗免許ノ種別ヲ記載シ、其ノ何レヲモ有セザル者ハ國民職業能力申告令第二條ニ依リ指定セラレタル職業名、學校學科名、技能者養成施設名、檢定、試驗及免許ノ種別ニ依リ記載スルコト
- 三、「最近三ヶ月間ニ於ケル就職狀況」欄ニハ「就業日數」欄ニハ最近三ヶ月間ニ於テ上記場所ニ實際就業シタル日數ヲ通算シテ記載シ、「就業経路」欄ニハ就業スル場合ニ直接雇主ノ求メニ應ジテ就業シ居ルヤ又ハ勞務供給業者ノ手ヲ經テ就業シ居ルヤ等ノ別ヲ記載スルコト

様式第五號

國民學校修了者雇入認可申請書

國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	事業ノ種類	前年度國民學校修了者ノ求人及充足狀況	雇入ノ理由	出身國民學校名及其ノ所在地	現在又ハ從前ノ從業場所所在地、名稱及業務ノ種類	就職事情	備考
	求人申込數	求人割當數	同上充足數	中途退學年月	就職事情	備考	
男	女	男	女	男	女	男	女
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
女	男	女	男	女	男	女	男
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日

女	男	女	男
年月日	年月日	年月日	年月日
日生	日生	中修了	中修了
年月日	年月日	中退	中退
年月日	年月日	中退	中退

昭和 年 月 日

(記載心得)

- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182 mm X 257 mm)トスルコト
- 二、本申請書ハ國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ雇入レントスル地)ノ所轄國民職業指導所長宛提出スルコト
- 三、國民學校修了者ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「國民學校修了者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所所在地云々」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
- 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑛物業、バルブ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 五、「前年度國民學校修了者ノ求人及充足狀況」欄ニハ前年度國民學校ヲ修了又ハ中途退學シタル者ニ付國民職業指導所又ハ厚生省ニ求人申込ヲ爲シタルモノノ當該事項ヲ申請ノ時現在ニ依リ記載スルコト
- 六、「出身國民學校名及其ノ所在地云々」欄ノ所在地ハ道府縣、郡、市(區)ノ設置アルモノハ區)迄ヲ記載スルコト
- 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地、名稱及業務ノ種類」欄ニハ現ニ從業セル者ニ付テハ現在ノ從業場所、現ニ從業シ居ラザル者ニ付テハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
- 八、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト





現在又ハ從前ノ業務ノ種類	現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱	從事セシメントノ業務ノ種類	就職事情	就職セントスル一般青壯年ノ住所、男女別、氏名、印及生年月日	備考

昭和 年 月 日  
國民職業指導所長宛

(注意) 國民勞務手帳ヲ所持スル者ハ申請ノ際之ヲ提出スルコト國民勞務手帳法施行令第八條ノ使用者又ハ國民職業指導所長ニ同手帳ヲ保管セラルル場合ニ於テハ其ノ旨及之ガ事由ノ生ジタル從業場所ノ所在地、名稱及使用者名ヲ備考欄ニ記載スルコト

- (記載心得)
- 一、本申請書ノ用紙ノ大サハ折上リ國定規格B5判(182mm×257mm)トスルコト
  - 二、本申請書ハ一般青壯年及其ノ一般青壯年ヲ雇入レントスル者ノ連署ヲ以テ一般青壯年ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所(使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ハ雇入レヲ爲スベキ地)ノ所轄國民職業指導所長宛、提出スルコト
  - 三、一般青壯年ヲ使用セントスル場所ガ外地、外國ナル場合ニ於テハ内地ニ於ケル主タル事務所ノ所在地ヲ「從業者ヲ使用セントスル工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地」欄ノ左側ニ括弧シテ附記シ置クコト
  - 四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ石炭採掘業、鑄物業、バルブ製造業等ノ如ク具體的ニ記載スルコト
  - 五、「當該期ニ於ケル一般青壯年ノ求人及充足狀況」欄ニハ第一期乃至第四期毎ニ於ケル當該事項ヲ申請當日現在ニ依リ記載スルコト
  - 六、「現在又ハ從前ノ業務ノ種類」欄ニハ現ニ從事シ又ハ從前從事シ居リタル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
  - 七、「現在又ハ從前ノ從業場所ノ所在地及名稱」欄ニハ現職中ノ者ニ在リテハ現在ノ從業場所、現ニ從事シ居ラザル者ニ在リテハ從前ノ從業場所ニ付當該事項ヲ記載スルコト
  - 八、「從事セシメントスル業務ノ種類」欄ニハ認可後從事セシメントスル業務ノ種類ヲ具體的ニ記載スルコト
  - 九、「雇入ノ理由」及「就職事情」欄ニハ夫々其ノ特殊事情アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

様式第八號

勞務供給ニ依ル從業者使用認可申請書

工場、事業場其ノ他ノ場所ノ所在地、名稱及事業主(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者)氏名印	事業ノ種類	供給ヲ受ケテ使用セントスル員數	計	勞務供給業者ノ住所氏名				使用人員 期間中ニ於ケル延員數 同上ノ最上ノ主要 高使用員數ナル職種
				男	女	計	他ノ共	
於前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延員數	男	女	計	他ノ共	男	女	計	他ノ共
於前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延員數	男	女	計	他ノ共	男	女	計	他ノ共

昭和 年 月 日  
國民職業指導所長宛

- (記載心得)
- 一、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘバ鐵道建設工事、鐵製鍊業ノ如ク具體的詳細ニ記載スルコト
  - 二、「前月中ニ於テ供給ヲ受ケテ使用シタル從業者ノ延員數」ハ申請書提出ノ日ノ前月中ニ於テ使用セル員數ノ延數ヲ記載スルコト
  - 三、「其ノ他」ノ欄ニハ勞務供給ニ依リ從業者ヲ使用スベキ必要事由其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト



前 期 末 現 在 人 員	前 期 中 期 解 雇 人 員					前 期 中 期 雇 入 人 員													
	計	適 用 外 ノ モ ノ	一 般 青 壯 年	國 民 學 校 修 了 者	技 能 者	計	適 用 外 ノ モ ノ	依 ル モ ノ	特 定 者 雇 入 認 可 ニ 依 ル モ ノ	緣 故 雇 入 認 可 ニ 依 ル モ ノ	一 般 青 壯 年	認 可 ニ 依 ル モ ノ	國 民 職 業 指 導 所 ノ 認 可 ニ 依 ル モ ノ	國 民 職 業 指 導 所 ノ 認 可 ニ 依 ル モ ノ	國 民 職 業 指 導 所 ノ 認 可 ニ 依 ル モ ノ	技 能 者	認 可 ニ 依 ル モ ノ	國 民 職 業 指 導 所 ノ 認 可 ニ 依 ル モ ノ	

(注意) 本報告ハ次ノ期ニ於ケル一般青壯年ノ緣故雇入認可申請ヲ爲ス者及技能者又ハ一般青壯年ノ求人申込ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ申請書又ハ求人申込書ト共ニ之ヲ提出スルコト

(記載心得)

- 一、本報告ハ規則第十五條ノ期日迄ニ從業者ヲ使用スル場所ノ所轄國民職業指導所長宛之ヲ爲スコト
- 二、本報告ニハ日々雇ハレタル者ヲ含マシメザルコト
- 三、「適用外ノモノ」欄ニハ勞務調整令ノ技能者、國民學校修了者又ハ一般青壯年ノ何レニモ該當セザル從業者ノ雇入(國民職業指導所ノ紹介ニ依ルモノヲ含ム)及解雇ニ付記載スルコト

樣式第十二號 本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判(74 mm × 105 mm)トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折トス

(表面)

第 號 昭和 年 月 日交付

勞務調整令ニ關スル臨檢票



# 國民徵用令及び同令施行規則中改正

國民徵用令中改正並に之に伴ふ同令施行規則その他關係法令中改正の件は昭和十六年十二月十六日付官報を以て公布せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

## 國民徵用令中改正ノ件

(昭和十六年十二月十五日  
勅令第四百二十九號)

國民徵用令中左ノ通告正ス

第一條中「賃金其ノ他ノ勞働條件」ヲ「賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

第二條中「職業紹介所」ヲ「國民職業指導所」ニ改ム

第三條第二項中「軍事上特ニ必要アル場合」ヲ「特別ノ必要アル場合」ニ改ム

第四條中「管理ノ目的タル」ヲ削り同條ニ左ノ一項ヲ加フ

特別ノ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ施設(以下指定工場ト稱ス)ニ於テ行フ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得

第六條第一項中「管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加フ

第八條中「第三號」ノ上ニ「第二號又ハ」ヲ、「管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加フ

第十二條中「又ハ管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加ヘ「官衙若ハ管理工場」ヲ「官衙、管理工場若ハ指定工場」ニ改ム

第十三條中「官衙若ハ管理工場」ヲ「官衙、管理工場若ハ指定工場」ニ改ム

第十四條第一項中「管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加ヘ同條第二項中「管理工場」ノ下ニ「又ハ指定工場」ヲ加フ

第十七條、第十八條第二項並ニ第十九條第二項及第六項中「管理工場」ノ下ニ「又ハ指定工場」ヲ加フ

第十九條ノ二中「管理工場」ノ下ニ「又ハ指定工場」ヲ加ヘ「賃金其ノ他ノ勞働條件」ヲ「賃金、給料其ノ他ノ從業條件」ニ改ム

第十九條ノ三 被徵用者徵用セラレタルニ因リ其ノ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ遺族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ家族又ハ遺族ノ範圍及扶助ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條ノ四 前條ノ規定ニ依ル扶助ガ被徵用者ニシテ管理工場若ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該管理工場又ハ指定工場ノ事業主ヲシテ扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入セシムルコトヲ得

第二十三條第一項及第二十五條第二項中「職業紹介所

長」ヲ「國民職業指導所長」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十四年 七月八日 勅令第四百五十一號 國民徵用令抄錄

令抄錄

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ) 第四條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ徵用及國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク被徵用者ノ使用又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第三條 徵用ハ國民職業能力申告令ニ依ル要申告者(以下要申告者ト稱ス)ニ限り之ヲ行フ但シ徵用中要申告者タラザルニ至リタル者ヲ引續キ徵用スル必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

軍事上特ニ必要アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ要申告者以外ノ者ヲ徵用スルコトヲ得

第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ國ノ行フ總動員業務又ハ工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理スル工場事業場其ノ他ノ施設(以下管理工場ト稱ス)ニ於テ行フ管理ノ目的タル總動員業務ニ從事セシムルモノトス

第六條第一項

總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ)ノ所管大臣又ハ管理工場ノ事業主徵用ニ依リ人員ノ配置ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ  
但シ軍機保護上特ニ必要アルトキハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙又ハ管理工場ノ名稱及所在地

三 従事スベキ總動員業務、職業及場所

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ

管理工場ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙若ハ管理工場、被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキ

ハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第十三條 厚生大臣前條ノ規定ニ依リ請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被徵用者ヲ使用スル官衙若ハ管理工場、被徵用者ノ従事スル總動員業務、職業若ハ場所又ハ徵用ノ期間ヲ變更スルコトヲ得

第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ管理工場ノ事業主被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ従事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求又ハ申請スベシ

被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事シ難キ場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ所管大臣ニ、管理工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ厚生大臣ニ其ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得

第十七條 被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ

長ノ指揮ヲ受ケ管理工場ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該管理工場ノ事業主ノ指示ニ従フベシ

第十九條ノ二 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ被徵用者ヲ使用スル管理工場ノ事業主ニ對シ被徵用者ノ使用又ハ賃金其ノ他ノ勞働條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

國民徵用令施行規則中改正ノ件

(昭和十六年十二月十六日 厚生省令第五十六號)

第八條及第十一條中「管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加フ

第十六條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徵用者ニシテ死亡シタルモノアルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ厚生大臣竝ニ徵用令書ヲ發シタル地方長官ニ報告スベシ

- 一 氏名、出生ノ年月日及本籍
- 二 徵用令書發付者、發付年月日及發付番號
- 三 死亡ノ年月日及事由
- 四 死亡ノ前後ノ處置竝ニ事業主ガ他ノ法令ニ依リ爲シタル扶助其ノ他之ニ準ズベキ出捐ノ狀況

五 遺族ノ住所

別表様式第二號(表面)中

「従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣又ハ管理工場ノ名稱及所在地」何 ニ改メ

「従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙又ハ管理工場ノ名稱及所在地」何 ニ改メ

中「當該管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加フ  
別表様式第二號ノ二 出頭變更令書ヲ交付ヲ受ケタル者ノ心得第二號中「當該管理工場」ノ別表様式第二號ノ四

中「従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙ノ所管大臣又ハ管理工場ノ名稱及所在地」何 ニ改メ徵用變更令書ノ

交付ヲ受ケタル者ノ心得第二號中「當該管理工場」ノ下ニ「若ハ指定工場」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年七月十日 厚生省令第十七號國民徵用令施行規則抄錄

第八條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ徵用令書

又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏又ハ當該管理工場ノ事業主ニ届出ツベシ

國民徵用令第三條第二項ノ規定ニ依

リ徵用セラルベキ者ノ調査登錄ニ關スル件中改正ノ件 (昭和十六年十二月十六日 厚生省令第五十七號)

第四條中「軍事上特ニ必要ナル」ヲ「特別ニ必要ナル」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十五年十月十日 厚生省令第四十五號抄錄

第四條 厚生大臣軍事上特ニ必要ナル人員ノ配置ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ國民職業能力申告令ニ

依リ要申告者ヨリ必要ナル人員ヲ得ラレザル場合ハ第二條ノ規定ニ依リ調査登錄シタル者ノ居住地ヲ管理スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達ス

昭和十六年厚生省令第三十八號國

民徵用令ニ依リ徵用セラレタル者ノ  
旅費及管理工場ノ專業主ノ國庫ニ納  
入スベキ旅費ニ關スル件中改正ノ件

(昭和十六年十二月十六日)  
(厚生省令第五十八號)

(省略)

國民徵用扶助規則

(昭和十六年十二月二十二日)  
(厚生省令第六十八號)

第一條 國民徵用令第十九條ノ三ノ規定ニ依リ扶助ハ  
本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 國民徵用令第十九條ノ三第一項ノ家族ハ左ニ  
掲グルモノトス

一 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配偶者(届出  
ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル  
者ヲ含ム以下同ジ)又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ  
家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵用  
者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵用  
者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタル  
時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外被徵用者又ハ被徵  
用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徵  
用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解除セラレタ  
ル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其ノ世帯ニ在  
ルモノ

第三條 國民徵用令第十九條ノ三第二項ノ遺族ハ左ニ  
掲グルモノトス

一 死亡シタル被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ配

偶者又ハ子ニシテ現ニ被徵用者又ハ被徵用者タリ  
シ者ガ死亡ノ時屬シタル家ニ在ル者但シ養子ハ家  
督相續人ニ限ル

二 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用者  
又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニ  
シテ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ死亡ノ時ヨ  
リ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

三 前二號ニ掲グル者ヲ除クノ外死亡シタル被徵用  
者又ハ被徵用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者  
ニシテ被徵用者ノ徵用セラレタル時又ハ徵用ヲ解  
除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引續キ其  
ノ世帯ニ在ルモノ

第四條 扶助ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テノ  
ミ之ヲ爲ス

一 被徵用者徵用セラレタルニ因リ家族ト世帯ヲ異  
ニスルニ至リタル場合ニ於テ其ノ家族生活スルコ  
ト困難ナルトキ

二 被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシ  
テ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ  
解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ家族生活  
スルコト困難ナルトキ

三 被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又  
ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受  
ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ其  
ノ遺族生活スルコト困難ナルトキ

被徵用者徵用セラレタル場合ニ於テ家族ト世帯ヲ異  
ニセザル場合ト雖モ特別ノ事情ニ因リ其ノ家族ガ生  
活スルコト困難ナルトキハ之ニ對シ扶助ヲ爲スコト  
ヲ得

第五條 扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得  
ズ

扶助ノ種類ハ生活扶助、醫療、助産、生業扶助及埋  
葬費ノ支給トス

第六條 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地方長  
官之ヲ行フ

扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者又ハ其ノ住所都市町村  
長若ハ之ニ準ズベキモノノ申請ニ依リ之ヲ行フ但シ  
地方長官必要アリト認ムルトキハ其ノ申請ナキ場合  
ト雖モ之ヲ行フコトヲ得

扶助ノ程度及方法ハ地方長官被徵用者ノ支給ヲ受ク  
ル給與又ハ被徵用者若ハ被徵用者タリシ者及扶助ヲ  
受ケントスル者ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ受クル保險  
給付、扶助其ノ他之ニ準ズベキモノ、所得、勞働能  
力其ノ他家庭ノ事情等ヲ調査シ之ヲ決定ス

第七條 扶助ハ扶助ヲ受クル者ノ居宅ニ於テ之ヲ行フ  
地方長官居宅扶助ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナ  
ラズト認ムルトキハ扶助ヲ受クル者ヲ適當ナル施設  
ニ收容シ又ハ收容ヲ委託シテ扶助スルコトヲ得

第八條 生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行  
フ

第九條 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具、資料  
ノ給與若ハ貸與ヲ爲シ又ハ生業ニ必要ナル技能ヲ授  
クルコトニ依リ之ヲ行フ

第十條 居宅扶助ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル  
費用ハ一人一日三十五錢以内トス  
一世帯ニ於テ扶助ヲ受クル者二人以上アルトキハ前  
項ノ費用ハ之ヲ減額スルコトヲ得

第十一條 居宅扶助ノ場合ニ於テ醫療及生業扶助ノ爲

支出スル費用ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十二條 居宅扶助ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

第十三條 第七條第二項ノ規定ニ依ル收容扶助ノ場合ニ於テ扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ地方長官厚生大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

第十四條 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ埋葬ヲ行フ遺族ニ對シ埋葬費ヲ給ス  
埋葬ノ爲支出スル費用ハ十二圓以内トス

扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ遺族ナキトキハ扶助ヲ行ヒタル地方長官ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第十五條 災害ニ因リ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ一世帯總額三千圓ヲ限り生活扶助ノ爲金錢若ハ物品ヲ臨時給與シ又ハ之ヲ併セ給與スルコトヲ得

第十六條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者竝ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十七條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間其ノ者竝ニ其ノ家族及遺族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第十八條 被徵用者ノ家族又ハ遺族六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對シ扶助ヲ爲サズ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同ジ

第十九條 被徵用者ニシテ逃亡シタル者ニ付テハ其ノ逃亡ノ間其ノ家族ニ對シ扶助ヲ爲サズ

第二十條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ付テハ其ノ被徵用者タリシ者竝ニ其ノ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族及遺族ニ對シ情狀ニ因リ扶助ヲ爲サズ又ハ扶助ノ程度ヲ減少スルコトヲ得

被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族又ハ遺族ニシテ怠惰又ハ素行不良ナル者ニ對シ亦前項ニ同ジ

第二十一條 被徵用者タリシ者ニシテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ニ對シテハ扶助ヲ爲サズ

第二十二條 被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ必要アル場合ニ於テハ被徵用者徵用解除後仍二十日以内之ヲ繼續スルコトヲ得

第二十三條 被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者又ハ被徵用者タリシ者死亡後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者又ハ被徵用者タリシ者ノ遺族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十四條 被徵用者第四條第一項第二號ニ該當スル場合ニ於テハ被徵用者ノ家族ニ對スル扶助ハ被徵用者徵用解除後仍三月以内之ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ扶助ヲ受クル者ニ對シテハ其ノ間被徵用者タリシ者ノ家族トシテノ扶助ハ之ヲ爲サズ

第二十五條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ第十條第一項、第十二條、第十四條第二項及第十五條ノ規定ニ依ル金額ヲ増加スルコトヲ得

第二十六條 扶助ノ廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ

方法ノ變更ハ地方長官之ヲ行フ

第二十七條 扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ノ處分ハ扶助ヲ受クル者ノ住所都市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲ經テ之ヲ通達ス

地方長官扶助ノ開始、廢止若ハ停止又ハ扶助ノ程度若ハ方法ノ變更ヲ爲シタルトキハ被徵用者ヲ使用シ又ハ使用シタル官衙ノ長又ハ管理工場若ハ指定工場ノ事業主ニ其ノ旨通知スベシ

第二十八條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノノ徵用ニ關スル事項ニ付扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地方長官又ハ住所都市町村長若ハ之ニ準ズベキモノヨリ照會ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル被徵用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタルトキハ速ニ當該被徵用者タリシ者ノ住所都市町村長若ハ之ニ準ズベキモノニ其ノ旨通知スベシ

管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用スル扶助ヲ受クル家族ヲ有スル被徵用者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ速ニ扶助ヲ行フ地方長官ニ其ノ旨通知スベシ

一 支給ヲ受クル給料、賃金又ハ給料、賃金ニ準ズベキ給與ノ額ニ著シキ變更アリ扶助ノ廢止又ハ扶助ノ程度ノ變更ヲ要スト認メラルトキ

二 第十六條、第十七條、第十九條又ハ第二十條第一項ニ該當スルトキ

三 従事スベキ總動員業務ヲ行フ管理工場又ハ指定工場ニ付徵用ヲ變更セラレタルトキ

第二十九條 扶助ヲ拒マレタル者又ハ扶助ヲ廢止若ハ停止セラレタル者ハ六十日以内ニ厚生大臣ニ對シ更ニ審査ヲ出願スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル出願ハ文書ヲ以テシ處分ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ要ス  
厚生大臣ハ審査ノ上必要ト認ムルトキハ地方長官ヲシテ扶助ヲ爲サシメ又ハ扶助ノ廢止若ハ停止ノ處分ヲ取消サシムルコトヲ得

第三十條 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徵用者ニシテ當該管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入スベシ  
被徵用者徵用ヲ解除セラレ又ハ死亡シタル場合ニ於テ事業主ガ本人又ハ遺族ニ對シ他ノ法令ノ規定ニ依ル扶助又ハ之ニ準ズベキ程度ノ出捐ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ前項ノ費用ノ納入ヲ免除スルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

昭和十四年七月八日勅令第四百五十一號國民徵用令  
抄録

第十九條ノ三 被徵用者徵用セラレタルニ因リ其ノ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定

ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ遺族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得  
前二項ノ家族又ハ遺族ノ範圍及扶助ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

醫療關係者徵用令並ニ同令施行規則

の公布

國家總動員法に基ク國民徵用令の一部をなす醫療關係者徵用令並ニ同令施行規則は昭和十六年十二月十六日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば以下の如くである。

醫療關係者徵用令 (昭和十六年十二月十五日勅令第四百三十一號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號

ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ) 第四條ノ規定ニ基ク醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦(以下醫療關係者ト總稱ス)ノ徵用並ニ國家總動員法第六條ノ規定ニ基ク被徵用者ノ使用又ハ給料其ノ他ノ從業條件ニ關スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ醫師トハ醫師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師トハ齒科醫師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル齒科醫師、藥劑師トハ藥劑師法ニ依リ厚生大臣ノ免許ヲ受ケタル藥劑師ヲ謂フ但シ朝鮮ニ在リテハ各朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、臺灣ニ在リテハ各臺灣

總督ノ免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、樺太ニ在リテハ各樺太廳長官ノ免許又ハ假免許ヲ受ケタル醫師、齒科醫師及藥劑師ヲ、南洋羣島ニ在リテハ各南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム

本令ニ於テ看護婦トハ命令ヲ以テ定ムル看護婦ヲ謂フ  
第三條 徵用ハ特別ノ事由アル場合ノ外募集ノ方法ニ依リ所要ノ人員ヲ得ラザル場合ニ限り之ヲ行フモノトス

第四條 本令ニ依リ徵用スル者ハ左ノ各號ノ一ニ掲グル業務ニ従事セシムルモノトス

一 國ノ行フ軍事上又ハ軍人援護上必要ナル衛生ニ關スル總動員業務

二 國、地方公共團體又ハ防空法第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者(以下防空計畫設定者ト稱ス)ノ行フ防空上必要ナル衛生ニ關スル總動員業務

三 國又ハ地方公共團體ノ行フ衛生ニ關スル總動員業務ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

四 工場事業場管理令ニ依リ政府ノ管理スル工場事業場其ノ他ノ施設及厚生大臣ノ指定スル工場事業場其ノ他ノ施設(以下工場事業場ト總稱ス)ニ於ケル衛生ニ關スル總動員業務

前項第三號又ハ第四號ニ掲グル業務ニ従事セシムル爲醫療關係者ヲ徵用スルハ國民衛生上特ニ必要アル場合ニ限ル

第五條 徵用及徵用ノ解除ハ厚生大臣ノ命令ニ依リ之ヲ實施ス

第六條 總動員業務ヲ行フ官衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ)ノ所管大臣、地方公共團體ノ長、

防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主徵用ニ依ル醫療關係者ノ配置ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

前項ノ規定ニ依リ地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ノ爲ス申請ハ命令ヲ以テ定ムル地方長官ヲ經由スベシ

第七條 厚生大臣前條ノ規定ニ依ル請求又ハ申請アリタル場合ニ於テ徵用ノ必要アリト認ムルトキハ徵用命令ヲ發シ徵用セラルベキ者ノ就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所トス以下同ジ)ノ所在地(就業ノ場所一定セザル者就業ノ場所ヲ有セザル者又ハ船舶内ニ於テ就業スル常況ニ在ル者ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル地)ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

徵用セラルベキ者其ノ就業ノ場所ニ異動ヲ生ジ醫療關係者職業能力申告令第四條第二項又ハ第八條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲サザル場合ニ於テ前後ノ就業ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ厚生大臣ハ前項ノ規定ニ拘ラズ前ノ就業ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ徵用命令ヲ通達スベシ

第八條 徵用令書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ但軍機保護上特ニ必要アルトキハ第二號又ハ第三號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ヲ省略スルコトヲ得

- 一 徵用セラルベキ者ノ氏名、出生ノ年月日、住所及就業ノ場所
- 二 従事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙、地方公共團體、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ名稱及所在地

三 従事スベキ總動員業務ノ内容及場所

四 徵用ノ期間

五 出頭スベキ日時及場所

六 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 地方長官ハ徵用セラルベキ者ノ性別、年齢、身體ノ状態、就業ノ態様、診療能力、住所及就業ノ場所、家庭ノ状況、希望竝ニ其ノ者ノ徵用ガ國民醫療ニ及ボス影響等ヲ斟酌シ徵用ノ適否竝ニ従事スベキ總動員業務ノ内容及場所ヲ決定シ徵用令書ヲ發スベシ

第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第十一條 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭スルコト能ハザル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

前項ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ地方長官必要アリト認ムルトキハ出頭ノ日時若ハ場所ヲ變更シ又ハ其ノ者徵用ニ適セズト認ムルトキハ徵用ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ出頭變更令書又ハ徵用取消令書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第十二條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣、地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主被徵用者ヲ使用スル官衙、被徵用者ノ總動員業務ニ従事スル場所又ハ徵用ノ期間ニ付變更ヲ必要トスルトキハ厚生大臣ニ之ヲ請求又ハ申請スベシ

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

リタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ被徵用者ヲ使用スル官衙、被徵用者ノ總動員業務ニ従事スル場所又ハ徵用ノ期間ヲ變更スルコトヲ得

第十四條 被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣、地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主被徵用者ガ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事スルニ適セズト認ムルトキ又ハ其ノ者ヲシテ總動員業務ニ従事セシムル必要ナキニ至リタルトキハ厚生大臣ニ徵用ノ解除ヲ請求又ハ申請スベシ

被徵用者疾病其ノ他ノ事由ニ因リ總動員業務ニ従事シ難キ場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ所管大臣ニ、地方公共團體、防空計畫設定者又ハ工場事業場ニ使用セラルル者ニ在リテハ厚生大臣ニ其ノ旨ヲ申出ヅルコトヲ得

第十五條 厚生大臣前條第一項ノ規定ニ依リ請求又ハ申請アリタル場合ニ於テハ徵用ヲ解除スルコトヲ得

厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ニ依リ請求又ハ申請ナキ場合ト雖モ徵用ヲ解除スルコトヲ得

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ官衙ニ使用セラルル者ノ徵用ヲ解除セントスルトキハ當該官衙ノ所管大臣ニ協議スベシ

第十六條 厚生大臣徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ徵用變更命令又ハ徵用解除命令ヲ發シ命令ノ定ムル所ニ依リ被徵用者ノ就業ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官、徵用令書ヲ發シタル地方長官又ハ第八條第五號ノ出頭ノ場所ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達スベシ

地方長官徵用變更命令又ハ徵用解除命令ノ通達ヲ受

ケタルトキハ直ニ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

被徵用者本令施行地外ノ場所ニ於テ就業スル場合ニ於テ徵用ノ變更又ハ解除ヲ爲サントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ厚生大臣徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ發シ被徵用者ニ之ヲ交付スベシ

第十七條 被徵用者總動員業務ニ從事スル場合ニ於テハ官衙ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該官衙ノ長ノ指揮ヲ受ケ地方公共團體ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該地方公共團體ノ長、防空計畫設定者ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該防空計畫設定者、工場事業場ニ使用セラルル者ニ在リテハ當該工場事業場ノ事業主ノ指示ニ從フベシ

第十八條 被徵用者ニ對スル給與ハ其ノ者ノ經歷、從事スル業務及場所等ニ應ジ且從前ノ給與其ノ他之ニ準ズベキ收入ヲ斟酌シテ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長、地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主之ヲ支給スルモノトス

被徵用者ニ對スル給與ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ地方公共團體、防空計畫設定者又ハ工場事業場ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主厚生大臣ノ認可ヲ受ケテ之ヲ定ムベシ

第十九條 徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費ハ地方長官之ヲ支給ス

地方公共團體、防空計畫設定者ノ事業若ハ施設又ハ工場事業場ニ配置セラルル爲第十條ノ規定ニ依リ出頭シタル者ニ對シ前項ノ規定ニ依リ支給シタル旅費

ノ額ハ當該地方公共團體、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主國庫ニ之ヲ納入スベシ

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合又ハ徵用ヲ解除セラレテ歸郷スル場合ノ旅費ハ被徵用者ヲ使用スル官衙ノ長、地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主之ヲ支給スルモノトス

第一項及前項ノ場合ニ於テ前金拂ヲ爲スニ非ザレバ出頭スルコト能ハザル者ノ旅費ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一時繰替支辨スベシ

徵用セラルベキ者第十條ノ規定ニ依リ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

被徵用者徵用令書ノ交付ヲ受ケ指定ノ場所ニ出頭スル場合ノ旅費及其ノ一時繰替支辨並ニ徵用ヲ解除セラレ歸郷スル場合ノ旅費ニ關シ必要ナル事項ハ官衙ニ使用セラルル者ニ關シテハ當該官衙ノ所管大臣厚生大臣ニ協議シテ之ヲ定メ地方公共團體、防空計畫設定者及工場事業場ニ使用セラルル者ニ關シテハ厚生大臣之ヲ定ム

第二十條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第六條ノ規定ニ基キ被徵用者ヲ使用スル地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ニ對シ被徵用者ノ使用又ハ給料其ノ他ノ從業條件ニ關シ命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 被徵用者徵用セラレタルニ因リ其ノ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至リタル場合其ノ他特別ノ事情アル場合又ハ被徵用者故意若ハ重大ナル過失ニ因ル

ニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲徵用ヲ解除セラレタル場合ニ於テ本人又ハ家族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

被徵用者徵用セラレ總動員業務ニ從事中故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル場合ニ於テ遺族ガ生活スルコト困難ナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ對シ扶助ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ家族又ハ遺族ノ範圍及扶助ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 前條ノ規定ニ依リ扶助ガ被徵用者ニシテ工場事業場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタル者又ハ其ノ家族若ハ遺族ニ對シ爲サレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該工場事業場ノ事業主ヲシテ扶助ニ要シタル費用ヲ國庫ニ納入セシムルコトヲ得

第二十三條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ徵用ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

厚生大臣又ハ地方長官徵用ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ被徵用者ノ從事スル場所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第二十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ徵用セズ

一 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セザル者ヲ除ク)及召集中ノモノ(召集中ノ身分取扱ヲ

受クル者ヲ含ム)

二 陸海軍學生生徒

三 陸海軍軍屬(被徵用者ニシテ之ニ該當スルニ至リタルモノヲ除ク)

四 法令ニ依リ拘禁中ノ者

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要

アル場合ヲ除クノ外之ヲ徵用セズ

一 年齢六十一年以上ノ者

二 餘人ヲ以テ代フベカラザル職ニ在ル官吏、待遇官吏又ハ公吏

三 帝國議會ノ議員

四 總動員業務ニ従事スル者ニシテ餘人ヲ以テ代フベカラザルモノ

第二十六條 厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ警察署

長ヲシテ徵用ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシメ又ハ

市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横

濱市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキモノ

ヲシテ徵用ニ關スル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横

濱市及神戸市ニ在リテハ區長)又ハ之ニ準ズベキモノ

ノ前項ノ規定ニ依リ徵用ニ關スル事務ヲ執行スル

爲要スル費用ハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ一

時繰替支辨スベシ

前項ノ費用及一時繰替支辨ニ關シ必要ナル事項ハ厚生

大臣之ヲ定ム

第二十七條 厚生大臣ハ本令ノ施行ニ關スル重要事項

ニ付内閣總理大臣ニ協議スベシ

第二十八條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテ

ハ藥劑師又ハ看護婦ニ關シテハ警視總監トス

第二十九條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺

太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、

樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ總動員業務ヲ行フ官

衙(陸海軍ノ部隊及學校ヲ含ム以下同ジ)ノ所管大臣

被徵用者ヲ使用スル官衙ノ所管大臣又ハ當該官衙ノ

所管大臣トアルハ官衙ノ所管大臣ガ陸軍大臣又ハ海

軍大臣タル場合ヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太又ハ南

洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長

官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リ

テハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ

在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長

官トシテ市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺

灣ニ在リテハ市街庄、南洋群島ニ在リテハ南洋群島

地方費トシ警察署長トアルハ臺灣ニ在リテハ郡守、

支廳長又ハ警察署長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支

廳長トシ市町村長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ

邑面長、臺灣ニ在リテハ市街庄長、南洋群島ニ在リ

テハ南洋廳支廳長トス

第三十條 本令ニ規定スルモノノ外徵用ニ關シ必要ナ

ル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

〔參照〕

昭和十三年 四月一日公布 法律第五十五號國家總動

員法抄錄

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總

動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適

用ヲ妨ゲズ

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルト

キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若

ハ解雇、就職、從業者ハ退職又ハ賃金、給料其ノ

他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命

令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシ

テ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類

其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

昭和十三年 五月四日勅令第三百十七號 南洋群島ニ於

ケル國家總動員ニ關スル條件ナリ

醫療關係者徵用令施行規則

(昭和十六年十一月十六日 厚生省令第五十九號)

第一條 醫療關係者徵用令(以下令ト稱ス)

第二條 第二項ノ看護婦ハ大正四年內務省令第九號看

護婦規則ニ依リ看護婦(明治四十三年勅令第二百二

十八號日本赤十字社令ニ依リ日本赤十字社救護員タ

ル者ヲ除ク)タル者トス

第二條 令第四條第一項第三號ノ命令ヲ以テ定ムル國

又ハ地方公共團體ノ行フ衛生ニ關スル業務ハ急性又

ハ慢性ノ傳染病ノ豫防若ハ治療上必要ナル業務又ハ

國民醫療上著シキ支障アリト認めラルル地域ニ於ケ

ル診療ニ關スル業務トス

第三條 厚生大臣ノ發スル徵用命令、徵用變更命令又

ハ徵用解除命令ハ文書ニ依リ之ヲ通達ス但シ緊急ニ

シテ之ニ依リ難キ場合ハ電信(至急官報)ニ依ル

第四條 令第六條第二項(令第十二條第二項ノ規定ニ

依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ地方長官ハ地方公共團

體ノ長ノ爲ス申請ニ在リテハ當該地方公共團體ノ區

域ヲ管轄スル地方長官トシ防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ノ爲ス申請ニ在リテハ當該防空計畫ノ設定アル事業ノ事業場若ハ施設又ハ工場事業場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トス

第五條 令第七條第一項ノ地ハ徵用セラルベキ者ノ住所トス但シ其ノ者ガ醫師法施行規則第七條、齒科醫師法施行規則第七條、藥劑師法施行規則第七條又ハ看護婦規則第七條ノ届出ヲ爲サザル場合ニ於テ前後ノ住所ヲ管轄スル地方長官ヲ異ニスルトキハ前ノ住所トス

第六條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ警察署長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

第七條 地方長官又ハ警察署長徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムル場合ハ別表様式第一號ニ依ル出頭要求書ヲ發シ其ノ者ニ之ヲ交付スベシ

第八條 徵用セラルベキ者出頭要求書ノ交付ヲ受ケタルトキハ出頭要求書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ

第九條 徵用令書、出頭變更令書、徵用取消令書、徵用變更令書及徵用解除令書ハ別表様式第二號ニ依ル第十條 徵用令書、出頭變更令書及徵用取消令書ハ警察署長又ハ市町村長（東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長以下之ニ同ジ）若ハ之ニ準ズベキモノヲシテ徵用セラルベキ者又ハ被徵用者ニ之ヲ交付セシムベシ

第十一條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書、出頭變更令書又ハ徵用取消令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十二條 徵用セラルベキ者又ハ被徵用者徵用令書又ハ出頭變更令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏若ハ吏員又ハ防空計畫設定者若ハ工場事業場ノ當務者ニ届出ツベシ

第十三條 令第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ハ左ノ書類ヲ添附シ徵用令書ヲ發シタル地方長官ニ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

一 傷痍疾病ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書（已ムヲ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書）

二 天災其ノ他避ク可カラザル事故ニ因リ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察官吏、船長若ハ驛長ノ證明書

第十四條 令第十六條第一項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ發スル徵用變更命令又ハ徵用解除命令ハ被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭スル前ニ在リテハ徵用令書ヲ發シタル地方長官、被徵用者ガ指定ノ場所ニ出頭シタル場合ニ在リテハ出頭地ヲ管轄スル地方長官、被徵用者ガ總動員業務ニ従事スル場合ニ在リテハ就業ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ通達ス

第十五條 令第十六條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ發スル徵用變更令書又ハ徵用解除令書ハ被徵用者總動員業務ニ従事スル場合ニ於テハ其ノ者ヲ使用スル官衙ノ長、地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第十六條 前條ノ規定ハ令第十六條第三項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ徵用變更令書又ハ徵用解除令書ヲ交付スル場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 被徵用者徵用變更令書又ハ徵用解除令書ノ交付ヲ受ケタルトキハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

第十八條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ徵用ニ關シ徵用セラルベキ者又ハ其ノ者ヲ使用シ若ハ使用シタル者ヨリ報告ヲ徵スルコトヲ得

前項ノ報告ハ緊急ノ必要アル場合又ハ輕微ナル事項ニ付テハ警察署長之ヲ徵スルコトヲ得

第十九條 當該官吏令第二十三條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帶スベシ

第二十條 地方公共團體ノ長、防空計畫設定者又ハ工場事業場ノ事業主ハ當該地方公共團體、防空計畫設定者ノ事業若ハ施設又ハ工場事業場ニ使用スル被徵用者ニシテ死亡シタルモノアルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ厚生大臣竝ニ徵用令書ヲ發シタル地方長官ニ報告スベシ

一 氏名、出生ノ年月日及本籍

二 徵用令書發付者、發付年月日及發付番號

三 死亡ノ年月日及事由

四 死亡ノ前後ノ處置竝ニ給與

五 遺族ノ住所

第二十一條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ藥劑師又ハ看護婦ニ關シテハ警視總監トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五五

(別表) 様式第一號(用紙ハ白色トシ大サハ日本標準規格B6トス) (表面)

出頭要求書	出頭要求書	出頭要求書	出頭要求書
住居場所	住居場所	住居場所	住居場所
何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何何番地	何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何何番地	何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何何番地	何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何何番地
何年何月何日午後何時	何年何月何日午後何時	何年何月何日午後何時	何年何月何日午後何時
出頭すべき日時	出頭すべき日時	出頭すべき日時	出頭すべき日時
出頭すべき場所	出頭すべき場所	出頭すべき場所	出頭すべき場所
備考	備考	備考	備考
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
何府縣知事	何府縣知事	何府縣知事	何府縣知事
警視總監	警視總監	警視總監	警視總監
北海道廳長	北海道廳長	北海道廳長	北海道廳長
警察署長	警察署長	警察署長	警察署長
氏氏氏	氏氏氏	氏氏氏	氏氏氏
名名名	名名名	名名名	名名名
印印印	印印印	印印印	印印印

(裏面)

出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

- 一 出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該要求書並ニ印章ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ニ届出ツベシ
- 二 出頭要求書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノハ居住地ノ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノニ該要求書ヲ提示シテ之ガ一時繰替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所方居住地ノ市町村ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

注意

市町村又ハ之ニ準ズベキモノ(以下市町村ト稱ス)ニ於テ旅費ノ一時繰替支辨ヲ爲シタルトキハ左ニ支辨ヲ爲シタル市町村名支辨ヲ爲シタル年月日及旅費金何圓何拾錢支辨濟ト記載證印シ本人ニ返付スベシ

(參照)

醫療關係者徵用令第十條 地方長官ハ徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アルトキハ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

醫療關係者徵用令施行規則第六條 地方長官徵用ノ適否其ノ他ヲ判定スル爲必要アリト認ムルトキハ警察署長ヲシテ徵用セラルベキ者ニ出頭ヲ求メシムルコトヲ得

記載心得

一 就業ノ場所ハ二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ハ主タル就業ノ場所ヲ記載シシ 就業ノ場所一定セザル者及就業ノ場所ヲ有セザル者ハ記載スルヲ要セザルモノトス

二 就業ノ場所及出頭スベキ場所ハ其ノ所在地及名稱ヲ詳細ニ記載スルモノトス

三 備考ハ地方長官又ハ警察署長ニ於テ必要ト認ムル事項ヲ記載スルモノトス

四 出頭要求書上端ノ右側ノ□ノ欄ニハ醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ看護婦ノ別ヲ記入スルモノトス

五 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

(裏面)

徵用令書ヲ受ケタル者ノ心得

- 一 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ニ添附シタル受領證ニ受領年月日時ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ
- 二 該官吏若ハ吏員又ハ防空計畫者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ當該官吏ハ受ケタル者傷疾疾病ニ因リ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診斷書(已ムラ得ザル事情ニ因リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザルモノハ警察署長ノ證明書)ヲ添ヘ該令書ヲ發シタル地方長官又ハ警察署長ニ遞滞ナク届出ツベシ
- 三 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋、神戸市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察署長、船長若ハ署長ノ證明書ヲ添ヘ該令書ヲ發シタル地方長官又ハ警察署長ニ遞滞ナク届出ツベシ
- 四 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ該令書ヲ携ヘ指定ノ日時及場所ニ出頭シ難キ場合ニ在リテハ其ノ地ノ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋、神戸市、横浜市及神戸市ニ在リテハ區長)若ハ之ニ準ズベキモノ又ハ警察署長、船長若ハ署長ノ證明書ヲ添ヘ該令書ヲ發シタル地方長官又ハ警察署長ニ遞滞ナク届出ツベシ
- 五 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ旅費ノ前金拂ヲ受クルニ非ザレバ出頭スルコト能ハザルモノハ居住地ノ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノニ該令書ヲ提示シテ之ガ一時繰替支辨ヲ請求スルコトヲ得但シ出頭スベキ場所方居住地ノ市町村ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

記載心得

一 就業ノ場所ハ二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ハ主タル就業ノ場所ヲ記載シシ 就業ノ場所一定セザル者及就業ノ場所ヲ有セザル者ハ記載スルヲ要セズ

二 記載スルモノトス

三 軍機保護上ノ必要ニ依リ厚生大臣ノ指示アルトキハ從事スベキ總動員業務ヲ行フ官衙、地方公共團體防空計畫決定者又ハ工場事業場ノ名稱及所在地、從事スベキ總動員業務ノ内容及場所ハ之ヲ記載セザルモノトス

四 徵用令書上端右側ノ□ノ欄ニハ醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ看護婦ノ別ヲ記入スルモノトス

五 文字ハ楷書ヲ以テ明瞭ニ記載スルモノトス

六 徵用令書ノ交付ヲ受ケタル者印章ヲ所持セザルトキハ花押又ハ拇印ヲ爲サシムルモ妨ゲナキモノトス

(備考) 別掲以外の様式各號を省略。又、本令公布に

伴ひ同日官報を以て公布をみたる關係厚生省令を掲

ぐれば次の如くである。

醫療關係者徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用

セラレベキ者ノ出頭旅費規則(厚生省令第六十號)

醫療關係者徵用令第十九條第五項ノ規定ニ依ル徵用

セラレベキ者ノ出頭旅費支辨方ニ關スル件(厚生省

令第六十一號)

醫療關係者徵用令ニ依リ地方公共團體、防空計畫設

定者又ハ工場事業場ニ徵用セラレタル者ノ旅費ニ關

スル件(厚生省令第六十二號)

醫療關係者徵用ニ關スル事務ヲ執行スル爲要スル費

用支辨方ニ關スル件(厚生省令第六十三號)

勞働者年金保險法の一部施行期日の件

竝に同法施行令及び施行規則の公布

農に公布を見たる勞働者年金保險法については既に

第一條 勞働者年金保險法第三條第一項ノ賃金又ハ給

料ニ準ズベキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給

與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

二 通勤手當

三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金又ハ給

料ニ準ズベキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給

與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

二 通勤手當

三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金又ハ給

料ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スルモノ

第二條 賃金又ハ給料ニ準ズベキモノノ全部又ハ一部

ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其

ノ價額ハ健康保險法施行令第二條ノ規定ニ依リ地方

長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ定ムル

標準價額ニ依リ之ヲ算定ス但シ健康保險ノ被保險者

タル被保險者ニ關シテハ同令同條ノ規定ニ依リ算定

セラレタル價額ニ依ル

第三條 勞働者年金保險法第四條第一項ノ標準報酬ハ

被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

第一條 勞働者年金保險法第三條第一項ノ賃金又ハ給

料ニ準ズベキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給

與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

二 通勤手當

三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金又ハ給

料ニ準ズベキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給

與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

二 通勤手當

三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金又ハ給

料ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スルモノ

第二條 賃金又ハ給料ニ準ズベキモノノ全部又ハ一部

ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其

ノ價額ハ健康保險法施行令第二條ノ規定ニ依リ地方

長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ定ムル

標準價額ニ依リ之ヲ算定ス但シ健康保險ノ被保險者

タル被保險者ニ關シテハ同令同條ノ規定ニ依リ算定

セラレタル價額ニ依ル

第三條 勞働者年金保險法第四條第一項ノ標準報酬ハ

被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

第一條 勞働者年金保險法第三條第一項ノ賃金又ハ給

料ニ準ズベキモノノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受クル給

與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク

一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當

二 通勤手當

三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金又ハ給

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額
	年額	月額	
第一級	百二十圓	十圓	十五圓未滿
第二級	二百四十圓	二十圓	十五圓以上二十五圓未滿
第三級	三百六十圓	三十圓	二十五圓以上三十五圓未滿
第四級	四百八十圓	四十圓	三十五圓以上四十五圓未滿
第五級	六百圓	五十圓	四十五圓以上五十五圓未滿
第六級	七百二十圓	六十圓	五十五圓以上六十五圓未滿
第七級	八百四十圓	七十圓	六十五圓以上七十五圓未滿

第八級	九百六十圓	八十圓	七十五圓以上八十五圓未滿
第九級	千八十圓	九十圓	八十五圓以上九十五圓未滿
第十級	千二百圓	百圓	九十五圓以上百十五圓未滿
第十一級	千三百二十圓	百十圓	百十五圓以上百二十五圓未滿
第十二級	千四百四十圓	百二十圓	百二十五圓以上百三十五圓未滿
第十三級	千五百六十圓	百三十圓	百三十五圓以上百四十五圓未滿
第十四級	千六百八十圓	百四十圓	百四十五圓以上百五十五圓未滿
第十五級	千八百圓	百五十圓	百四十五圓以上

第四條 標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス

勞働者年金保險法第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者(以下任意繼續被保險者ト稱ス)ノ標準報酬ニ付テハ引續キ従前ノモノニ依ル但シ其ノ者ノ申請ニ依リ標準報酬ヲ減額スルコトヲ得

第二項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 第三條ニ規定スル被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 一年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル年額ノ十二分ノ一
- 二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル月額
- 三 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ作業ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 前三號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ作業ニ従

事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル者ガ受ケタル報酬ノ額

五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

六 同時ニ二以上ノ業務ニ於テ報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ各業務ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定ス

第六條 前三條ノ規定ニ拘ラズ健康保險ノ被保險者タル被保險者ノ標準報酬ハ健康保險法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ノ等級ニ相等スル第三條ニ掲グル標準報酬ノ等級ニ該當スル標準報酬ヲ以テ其ノ標準報酬トス

第七條 勞働者年金保險法第十一條第一項ノ規定ニ依リ保險料納付ノ督促ヲ爲サントスルトキハ地方長官ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ

督促狀ヲ發シタルトキハ督促手数料トシテ二十錢ヲ徴收ス

第八條 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徴收金額百圓ニ付一日三錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徴收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ

- 一 該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 納期ヲ繰上ゲ徴收ヲ爲ストキ

一 納入ノ告知書一通ノ徴收金額五圓未滿ナルトキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ帝國内ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徴收金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ヲ徴收セズ

第九條 政府ノ事業ニ使用セラルル者ガ勅令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員ナル場合ニ於テハ其ノ者ハ勞働者年金保險ノ被保險者タラザルモノトス

第二章 被保險者

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ勞働者年金保險法第十六條第六號又ハ第十七條第二項ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモノトス但シ第一號(イ)ニ該當スル者所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ同號(ロ)若ハ(ハ)ニ該當スル者六月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ掲グルモノ
  - (イ) 六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
  - (ロ) 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラルル者
  - (ハ) 日々雇入レラルル者

二 勞働者年金保險法第十六條ノ規定ニ依ル被保險者(以下強制被保險者ト稱ス)又ハ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者(以下任意被保險者ト稱ス)ノ資格ヲ取得シタルコトナクシテ五十歳ヲ超エ同法第十六條ノ工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者タラザラントスル申請ヲ爲スモノ

三 前二號ニ掲グルモノヲ除クノ外厚生大臣ノ定ムル者

第十一條 勞働者年金保險法第十七條第三號ノ規定ニ依ル事業ハ健康保險法第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ指定スル事業トス

第十二條 被保險者タリシ期間十四年以上二十年未滿ナル者ハ被保險者タラザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以内ニ任意繼續被保險者タラントスル申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ地方長官ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ申請ヲ爲シタル者ガ初テ納付スベキ保險料ニ付第十三條第一號ニ掲グル事實アリタルトキハ繼續シテ其ノ被保險者ト爲ラザリシモノト看做ス

第十三條 勞働者年金保險法第二十三條第一項ニ規定スル事由ハ左ノ如シ

一 保險料ヲ滯納シ勞働者年金保險法第十一條第一項ノ規定ニ依リ指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキ

二 強制被保險者又ハ任意被保險者ト爲リタルトキ

### 第三章 保險給付

第十四條 遺族年金ヲ受クベキ者ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ)並ニ子、父、母、孫、祖父及祖母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キト同一戸籍内ニ在リ且被保險者又ハ被保險者タリシ者

ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス  
被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ出生ノ時迄引續キト同一戸籍内ニ在リ且被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタル者ト看做ス

第十五條 遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第一項ニ掲グル順位ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ家督相續人(之ニ準ズベキ者ヲ含ム以下同ジ)又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス

二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

三 男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス

四 嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス

五 前三號ニ掲グル事項ニ付相同ジキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第一項ノ規定ニ依ル同順位ノ孫ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

一 前項ノ規定ニ依リ先順位者タル者ノ子ハ之ヲ後順位者タル者ノ子ヨリ先ニス

### 第二章 遺族年金

母ヲ後ニス  
先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前四項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限り之ヲ適用ス

第十六條 男子タル配偶者ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳以上ナルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ遺族年金ヲ支給ス

被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十五歳以上ノ子若ハ孫又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歳未滿ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ遺族年金ヲ支給ス

第十七條 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者引續キ一年以上所在不明ナルトキハ後順位者ノ申請ニ依リ第十五條ノ規定ニ拘ラズ當該所在不明ナル者ノ順位ヲ繰下グルコトヲ得

第十八條 勞働者年金保險法第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ者ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者並ニ子、父、母、孫、祖父及祖母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ト同一戸籍内ニ在リタル者トス

勞働者年金保險法第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前項ニ掲グル順位ニ依ル

第十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之

ヲ準用ス

第十九條 前條第一項ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲グル順位ニ依リ労働者年金保險法第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ支給ス但シ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺言又ハ保險院長官ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フ

一 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ家督相續人又ハ戸主

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ兄弟姉妹ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之下同一戸籍内ニ在リタルモノ

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第二十條 労働者年金保險法第三十六條ノ規定ニ依ル期間ハ發疾ノ原因ト爲リタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日(健康保險ノ被保險者タル被保險者ニ在リテハ健康保險法ニ依ル療養ノ給付ヲ受ケタル日)ヨリ起算シ一年トス

第二十一條 労働者年金保險法第三十六條ノ規定ニ依リ發疾年金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ状態ハ別表第一ニ該當スルコトヲ要シ發疾手當金ヲ支給スベキ程度ノ發疾ノ状態ハ別表第二ニ該當スルコトヲ要ス

第二十二條 労働者年金保險法第四十六條ニ規定スル事由ハ左ノ如シ

- 一 女子タル配偶者ガ婚姻シタルトキ
- 二 遺族ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戸籍ヲ

去リタルトキ

三 子又ハ孫(被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者ヲ除ク)ガ十五歳ニ達シタルトキ

四 不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受クル男子タル配偶者、子、父、母、孫、祖父又ハ祖母ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第四章 費用ノ負擔

第二十三條 國庫ハ保險給付ノ計算ノ基礎ト爲リタル被保險者タリシ期間ノ全部ガ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ於テ常時坑内作業ニ従事スル被保險者トシテ使用セラレタル期間(以下坑内夫タル被保險者タリシ期間ト稱ス)ナルトキハ其ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ二ヲ、其ノ期間ノ全部ガ其ノ他ノ被保險者タリシ期間ナルトキハ其ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ヲ、其ノ期間ノ一部ガ坑内夫タル被保險者タリシ期間ナルトキハ其ノ給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ノ外坑内夫タル被保險者タリシ期間ノ平均標準報酬年額ニ其ノ期間ニ付労働者年金保險法第二十五條ノ規定ニ依リ計算シタル期間ノ月數ヲ乗ジタル額ノ其ノ額ト其ノ他ノ被保險者タリシ期間ノ平均標準報酬年額ニ其ノ期間ノ月數ヲ乗ジタル額トノ合算額ニ對スル割合ヲ其ノ給付ニ要スル費用ニ乗ジテ得タル額ノ十分ノ一ヲ負擔ス

第二十四條 保險料額ハ各月ニ付労働者年金保險法第二十四條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ガ一月ナルトキハ被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トシ半月ナルトキハ被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジ

テ得タル額ノ半額トス

保險料率ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ使用セラルル被保險者ニシテ常時坑内作業ニ従事スルモノ(以下坑内夫タル被保險者ト稱ス)ニ關スルモノト其ノ他ノ被保險者ニ關スルモノト各別ニ厚生大臣之ヲ定ム

第二十五條 任意繼續被保險者ト爲リタル者ニ關スル其ノ月ノ保險料額ハ其ノ被保險者ト爲リタル日前ノ保險料額ト其ノ被保險者ト爲リタル日以後ノ保險料額トニ付各別ニ前條第一項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス前項ノ規定ハ坑内夫タル被保險者ニシテ其ノ他ノ被保險者ト爲リタルモノ又ハ其ノ他ノ被保險者ニシテ坑内夫タル被保險者ト爲リタルモノニ關スル其ノ月ノ保險料額ノ算定ニ之ヲ準用ス

第二十六條 事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得事業主ハ被保險者ガ其ノ事業ニ使用セラレザルニ至リタルトキニ限り前項ノ規定ニ拘ラズ報酬支拂ノ際ニ於テ被保險者ノ負擔スベキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除スルコトヲ得

第二十七條 事業主ハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ被保險者ノ請求ニ應ジテ閱覽セシムベシ

第二十八條 毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ任意繼續被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ厚生大臣ニ於テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

地方長官ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知りタルトキハ其ノ超過部

分ニ對スル納入ノ告知ハ其ノ告知ヲ爲シタル後六月以內ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ地方長官ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第二十九條 保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一 國稅、府縣稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

二 被保險者ノ使用セラルル工場、事業場又ハ事業ヲ廢止シタルトキ

三 強制執行ヲ受クルトキ

四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五 競賣ノ開始アリタルトキ

六 法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

附則

第三十條 本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條 勞働者年金保險法第七十二條第一項ノ規定ニ該當スル者ガ同法同條同項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テ被保險者タリシ期間一年以上ナリシトキハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ被保險者ト爲ルコトナクシテ一年ヲ經過シタル場合ニ非ザルトキト雖モ脱退手當金ヲ支給ス此ノ場合ニ於テ脱退手當金ノ額ハ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ

三十分ノ一ノ額ニ別表第三ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ癡疾手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ癡疾手當金ノ額ト合算シテ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ十五月分ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

勞働者年金保險法第七十二條第二項ノ規定ニ該當スル者ガ同法同條同項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ三十分ノ一ノ額ニ別表第四ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル額ノ脱退手當金ヲ支給ス

第三十二條 勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ事業主及勞働者ノ出捐スル共濟組合ニシテ厚生大臣ノ指定シタルモノノ組合員タル被保險者ガ事業主ノ同意ヲ得テ同日ヨリ一月以內ニ被保險者タラザラントスル申請ヲ爲ストキハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ニ遡リテ被保險者タラザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルモノニ限ル

- 一 被保險者タル組合員ニ對スル其ノ組合ノ納付ノ種類及程度ガ保險給付ノ種類及程度ニ略同ジナルコト
  - 二 被保險者タル組合員ニ對スル其ノ組合ノ給付ノ中保險給付ニ相當スル給付ニ要スル費用ニ關スル出捐年額ガ其ノ者ヲ被保險者トシタル場合ニ於ケル其ノ者ニ關スル勞働者年金保險ノ保險料年額ニ相當スル金額以上ニシテ事業主ガ其ノ出捐年額ノ二分ノ一以上ヲ負擔スルモノナルコト
- 第三十三條 強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモ

ノガ同條同項ニ規定スル共濟組合ノ組合員タラザルニ至リタルトキハ爾後被保險者トス

第三十四條 勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人タル強制被保險者ガ年金契約者ノ同意ヲ得テ同日ヨリ三月以內ニ申請ヲ爲ストキハ同日ヨリ起算シ三年ヲ經過シタル日ニ於テ其ノ間ニ於ケル平均標準報酬年額ヲ改定ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 當該年金契約ノ年金受取人ガ同日ヨリ三年以內ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキ
- 二 當該年金契約ガ效力ヲ失フニ至リタルトキ
- 三 第一號ノ期間內ニ當該年金契約ガ年金支拂開始期ニ達シタルトキ

第三十五條 前條ノ規定ニ依リ平均標準報酬年額ヲ改定スル場合ニ於テハ同條ニ規定スル年金契約ニ關シ勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日前ニ拂込マレタル掛金ニ命令ヲ以テ定ムル計算ニ依ル年三分三毛六糸ノ利子ヲ附シタル金額ト同日以後ニ拂込マレタル掛金トノ合計額(年金契約ニ基キテ爲シタル貸付ニ付政府ガ辦濟ヲ受ケベキ金額アルトキハ其ノ金額ヲ控除シタル殘額以下同ジ)ヲ同條ニ規定スル三年ニ對スル勞働者年金保險ノ積立金率ヲ以テ除シテ得タル額ト同期間ニ於ケル平均標準報酬年額トヲ合算シテ計算ス但シ其ノ額ガ千八百圓ヲ超ユルトキハ之ヲ千八百圓トス

前項但書ノ場合ニ於テ前條ニ規定スル三年間ニ於ケル從前ノ平均標準報酬年額ト千八百圓トノ差額ニ其ノ三年ニ對スル勞働者年金保險ノ積立金率ヲ乘ジ

テ得タル金額ト前項ニ規定スル労働者年金保険法中  
保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日前ニ拂  
込マレタル掛金ニ命令ヲ以テ定ムル計算ニ依ル年三  
分三毛六糸ノ利子ヲ附シタル金額ト同日以後ニ拂込  
マレタル掛金トノ合計額トノ差額ハ之ヲ返還金受取  
入ニ支拂フ

第三十六條 第三十四條ノ申請ヲ爲シタル者ニ關スル  
年金契約ハ平均標準報酬年額ノ改定ヲ爲シタル日ヨ  
リ將來ニ向テノミ其ノ效力ヲ失フ

第三十七條 労働者年金保険法中保險給付及費用ノ負  
擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ郵便年金令第十四條  
ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人タル被  
保險者ハ事業主ノ同意ヲ得テ同日ヨリ一月以内ニ被  
保險者タラザラントスル申請ヲ爲ストキハ被保險者  
ノ資格ヲ取得シタル日ニ遡リテ被保險者タラザルコ  
トヲ得

第三十八條 前條ノ申請ヲ爲スニハ同條ニ規定スル年  
金受取人ニ關スル年金契約ガ左ノ要件ヲ具フルモノ  
ナルコトヲ要ス

一 當該年金受取人ヲ被保險者トシタル場合ニ於ケ  
ル其ノ者ニ關スル労働者年金保險ノ保險料年額ノ  
半額ニ相當スル金額以上ノ掛金ヲ毎半年ニ拂込ム  
モノナルコト

二 當該年金受取人ヲ使用スル事業主ガ前號ニ規定  
スル毎半年ノ掛金ニ付當該年金受取人ヲ被保險者  
トシタル場合ニ於ケル其ノ者ニ關スル労働者年金  
保險ノ保險料年額ノ半額ノ二分ノ一以上ニ相當ス  
ル金額ヲ負擔スルモノナルコト

三 當該年金受取人ヲ以テ返還金受取人ト爲スモノ

ナルコト

第三十九條 第三十七條ノ規定ニ依リ被保險者タラザ  
ル者ガ現ニ使用セラルル工場、事業場又ハ事業ニ使  
用セラレザルニ至リタル後更ニ労働者年金保險法第  
十六條ノ工場、事業場又ハ事業ニ強制被保險者ト爲  
ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラルルニ至リタ  
ルトキハ爾後被保險者トス但シ事業主ノ同意ヲ得テ  
其ノ使用セラルルニ至リタル日ヨリ十五日以内ニ被  
保險者タラザラントスル申請ヲ爲シタル場合ニ於テ  
ハ繼續シテ被保險者タラザルコトヲ得

第三十八條ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十條 強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者ニ  
シテ第三十七條又ハ前條第一項但書ノ規定ニ依リ被  
保險者タラザルモノニ關スル年金契約ガ左ノ各號ノ  
一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ者ハ爾後  
被保險者トス

一 當該年金契約ニ付年金契約者ガ第三十八條ニ規  
定スル掛金ヲ拂込マズシテ命令ノ定ムル期間ヲ經  
過シタルトキ

二 當該年金契約ガ解除セラレタルトキ  
三 當該年金契約ガ年金支拂開始期ニ達シタルトキ  
前項第三號ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者ニシ  
テ五十歳未滿ノモノハ第十條第二號ノ規定ノ適用ニ  
付テハ之ヲ五十歳ヲ超エタル者ト看做ス

第四十一條 第三十九條第一項又ハ前條第一項第一號  
ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者ガ年金契約者ノ  
同意ヲ得テ被保險者ト爲リタル日ヨリ三月以内ニ申  
請ヲ爲ストキハ第三十七條ノ規定ニ依リ被保險者タ  
ラザルニ至リタル日ヨリ第三十九條第一項又ハ前條

第一項第一號ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ノ  
前日迄ニ於テ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル  
者トシテ労働者年金保險法第十六條ノ工場、事業場  
又ハ事業ニ使用セラレタル期間ハ其ノ期間ニ付同法  
第二十四條ノ規定ニ依リ計算ヲ爲シタル上之ヲ同法  
同條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト看做ス  
前項ノ規定ニ拘ラズ第四十二條第一項但書前段ノ場  
合ニ於テハ第三十九條第一項又ハ前條第一項第一號  
ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ニ於テ年金受取  
人ノ爲ニ積立テタル金額(年金契約ニ基キテ爲シタ  
ル貸付ニ付政府ガ辨濟ヲ受クベキ金額アルトキハ其  
ノ金額ヲ控除シタル殘額以下同ジ)ヲ百二十圓ヲ以  
テ除シテ得タル數ヲ保險給付ニ要スル費用總額ニ對  
スル積立金率(以下積立金率ト稱ス)ト看做シ其ノ  
積立金率ニ對スル期間ヲ以テ労働者年金保險法第  
二十四條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト看做  
ス

第四十二條 前條第一項ノ規定ニ依リ被保險者タリシ  
期間ト看做シタル期間ニ於ケル平均標準報酬年額ハ  
第三十九條第一項又ハ第四十條第一項第一號ノ規定  
ニ依リ被保險者ト爲リタル日ニ於テ年金受取人ノ爲  
ニ積立テタル金額ヲ前條第一項ノ規定ニ依リ被保險  
者タリシ期間ト看做シタル期間ニ對スル積立金率ヲ  
以テ除シテ得タル額トス但シ此ノ場合ニ於テ其ノ平  
均標準報酬年額ガ百二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ百  
二十圓トシ其ノ平均標準報酬年額ガ千八百圓ヲ超ユ  
ルトキハ之ヲ千八百圓トス  
前項但書後段ノ場合ニ於テハ千八百圓ニ前條第一項  
ノ規定ニ依リ被保險者タリシ期間ト看做シタル期間

二 對スル積立金率ヲ乘ジテ得タル金額ト當該年金契約ノ年金受取人ノ爲ニ積立テタル金額トノ差額ハ之ヲ返還金受取人ニ支拂フ

第四十三條 第四十一條第一項ノ申請ヲ爲シタル者ニ關スル年金契約ハ其ノ者ガ第三十九條第一項又ハ第八十條第一項第一號ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ將來ニ向テノ其ノ效力ヲ失フ

第四十四條 第三十四條乃至前條ノ規定ハ勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人タル者ニシテ同日ニ於テ同法第十六條但書ノ規定ニ該當スルニ因リ強制被保險者ト爲ラザルモノガ同日後ニ於テ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十五條 郵便年金令第十四條ノ規定ニ依ル掛金ノ割引ハ左ノ各號ノ場合ニ於テ同令同條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人ノ數ガ同令同條第一項ニ規定スル割合又ハ八人數ヲ下リタル場合ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得

一 郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人ガ被保險者ト爲リタル場合ニ於テ當該年金契約ガ同令同條ノ規定ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキ

二 郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人ニシテ被保險者タルモノ又ハ第三十七條若ハ第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タラザルモノガ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル年金契約ノ年金受取人タラザルニ至リタルトキ

別表第一

番號	廢疾年金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ狀態
一	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ一眼失明シ他眼ノ視力〇・三以下ニ減ジタルモノ
二	咀嚼若ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
三	兩耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大體ヲ解シ得ザルモノ
四	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ
五	一上肢ノ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ十指ヲ失ヒタルモノ
六	一上肢ノ三大關節ノ中ニ關節以上ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ十指ノ用ヲ廢シタルモノ
七	一下肢ノ足關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ十趾ヲ失ヒタルモノ
八	一下肢ノ三大關節ノ中ニ關節以上ノ用ヲ廢シタルモノ
九	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ
十	精神又ハ神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ
十一	以上各號ニ該當セザルモノト雖モ疾病又ハ負傷ニ因リ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ

備考

- 一 視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ依ル屈折異常アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス
- 二 指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 三 指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節(拇指ニ在リテハ指關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ
- 四 趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ
- 五 趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半

別表第二

番號	廢疾手當金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ狀態
一	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ又ハ一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二	兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ又ハ兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ
三	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
四	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
五	兩耳ノ聽力四十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ一耳ノ聽力耳鼓ニ接セザレバ大體ヲ解シ得ザルモノ
六	頸部ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
七	一手ノ一指以上ヲ失ヒタルモノ(中指、環指又ハ小指ノ用ヲ廢シタルモノヲ除ク)又ハ一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ若ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ
八	一上肢ノ三大關節ノ中ニ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一上肢ニ假關節ヲ殘スモノ
九	一下肢ヲ三種以上短縮シタルモノ
十	一下肢ノ三大關節ノ中ニ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ
十一	十趾ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一足ノ第一趾若ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ
十二	胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
十三	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
十四	神經系統ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
十五	以上各號ニ該當セザルモノト雖モ疾病又ハ負傷ニ因リ勞働者トシテ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルモノ

備考

別表第一ノ備考ト同ジ

以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ蹠趾關節若ハ第一趾關節(第一趾ニ在リテハ趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

別表第三

被保險者 リシ期間	勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定 施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ工場、事業場 若ハ事業又ハ現ニ使用セラルル工場、事業場若ハ事業ト 同日迄引續キ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者ト シテ使用セラレタル期間						
	一年以上	二年以上	三年以上	四年以上	五年以上	八年以上	十一年以上
一年以上	三	十三	十三	十三	十三	十三	十三
二年以上	四	十四	十四	十五	十六	十六	十六
三年以上	五	十五	十六	十七	十八	十八	十八
四年以上	六	十六	十七	十八	十九	十九	十九
五年以上	八	十九	二十	二十	二十	二十	二十
六年以上	百	百	百	百	百	百	百
七年以上	百二十	百三十	百四十	百五十	百六十	百六十	百六十
八年以上	百四十	百五十	百六十	百七十	百八十	百八十	百八十

勞働者年金保險法施行規則

(昭和十六年十二月二十九日)  
(厚生省令第七十號)

第一章 總則

第一條 勞働者年金保險ノ事務ヲ管掌スル地方長官

(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ハ本令中別段ノ定アル場合ヲ除クノ外勞働者年金保險法(以下法ト稱ス)第十六條ノ規定ニ依ル被保險者(以下強制被保險者ト稱ス)又ハ法第十七條ノ規定ニ依ル被保險者(以下任意被保險者ト稱ス)ニ付テハ其ノ被保險者ノ使用セラルル工場、事業場又ハ工場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所(以下事業所ト稱ス)ノ所在地ヲ管轄スル地方長官、法第二十二條ノ規定ニ依

ル被保險者(以下任意繼續被保險者ト稱ス)ニ付テハ其ノ被保險者ノ住所所在地ヲ管轄スル地方長官、住所地方長官ハ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ關係アル地方長官ニ之ヲ通知スベシ

ノ旨ヲ其ノ地方長官ニ届出ツベシ  
地方長官ハ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ關係アル地方長官ニ之ヲ通知スベシ

九年以上	百六十	百七十	百八十	百九十	百二十	百
十年以上	百八十	百九十二	百	百十二	百二十	百
十一年以上	二百	二百十二	二百三十二	二百四十	二百四十	二百四十
十二年以上	二百二十二	二百三十二	二百四十二	二百五十二	二百六十	二百六十
十三年以上	二百四十二	二百五十二	二百六十二	二百七十二	二百八十	二百八十
十四年以上	二百六十二	二百七十二	二百八十二	二百九十三	三百	三百
十五年以上	二百八十二	二百九十三	三百	三百十三	三百二十	三百二十
十六年以上	三百	三百十三	三百二十三	三百三十三	三百四十五	三百四十五
十七年以上	三百二十三	三百三十三	三百四十三	三百五十五	三百七十	三百七十
十八年以上	三百四十三	三百五十五	三百六十五	三百八十五	三百九十五	三百九十五
十九年以上	三百六十三	三百七十五	三百九十五	四百	四百二十	四百二十

ノ旨ヲ其ノ地方長官ニ届出ツベシ  
地方長官ハ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ關係アル地方長官ニ之ヲ通知スベシ

第二章 被保險者

第一節 被保險者ノ資格

第三條 強制被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ事業主ハ様式第一號ニ依ル届書(正副二通)ヲ十日以内ニ地方長官ニ提出スベシ但シ當該被保險者方同時ニ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ノ資格ヲ取

得シタルニ因リ事業主ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第十條第一項但書ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 營テ被保險者タリシコトアル者ハ強制被保險者ノ資格ヲ取得シタルトキハ其ノ資格取得ノ際左ニ掲グル事項ヲ事業主ニ申出ヅベシ

- 一 被保險者黨帳ノ記號及番號
- 二 最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ變更前ノ氏名及變更ノ年月日

三 強制被保險者ノ資格ヲ取得スル直前ニ於テ任意繼續被保險者タリシ者ニ在リテハ其ノ旨前項ノ規定ニ依ル申出ヲ爲シタル被保險者ニ付テハ事業主ハ前條ノ届書ニ其ノ申出アリタル事項ヲ附記スベシ

第五條 任意被保險者ノ資格取得ノ申請ヲ爲サントスル者ハ様式第二號ニ依ル申請書(正副二通)ヲ地方長官ニ提出スベシ

營テ被保險者タリシコトアル者ハ前項ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ前項ノ申請書ニ附記スベシ

- 一 被保險者黨帳ノ記號及番號
- 二 最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ變更前ノ氏名及變更ノ年月日

三 任意繼續被保險者タリシ者ニ在リテハ其ノ旨

第六條 養老年金又ハ癱疾年金ノ支給ヲ受クル者ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタルトキハ直チニ養老年金證書又ハ癱疾年金證書(養老年金證書又ハ癱疾年金證書)

書ヲ提出スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書)ヲ事業主ニ提出スベシ

事業主ハ前項ノ規定ニ依リ養老年金證書若ハ癱疾年金證書又ハ事由書ヲ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ保險院長官ニ提出スベシ此ノ場合ニ於テ其ノ證書又ハ事由書ヲ提出スルコト能ハザルトキハ遲滞ナク其ノ事由ヲ保險院長官ニ届出ヅベシ

第七條 保險院長官ハ前條第二項ノ規定ニ依リ養老年金證書若ハ癱疾年金證書又ハ事由書ヲ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ受領證ヲ事業主ニ送付スベシ

事業主ハ前項ノ受領證ノ送付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ交付スベシ

保險院長官ハ前條第二項ノ規定ニ依リ事業主ノ提出シタル養老年金證書又ハ癱疾年金證書ヲ保管スベシ

第八條 地方長官ハ初テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ關シ保險院長官ヨリ其ノ被保險者黨帳ノ記號及番號ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ其ノ被保險者ヲ使用スル事業主ニ通知スルト共ニ被保險者黨帳ノ記號及番號ヲ記載シタル通知票(以下記番號通知票ト稱ス)ヲ被保險者ニ交付スベシ

地方長官ハ記番號通知票ヲ被保險者ニ交付セントスルトキハ之ヲ其ノ被保險者ヲ使用スル事業主ニ送付スベシ

事業主ハ前項ノ規定ニ依リ記番號通知票ノ送付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ交付スベシ

記番號通知票ヲ滅失シタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第九條 法第十六條ノ工場、事業場又ハ事業ガ法第十

八條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ五日以内ニ地方長官ニ提出スベシ但シ事業主ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第十九條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一 事業主ノ氏名及住所(事業主ガ法人ナルトキハ名稱及主タル事務所ノ所在地以下同ジ)

二 事業所ノ名稱及所在地

三 該當スルニ至リタル年月日及事由

第十條 強制被保險者又ハ任意被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ事業主ハ様式第三號ニ依ル届書(正副二通)ヲ五日以内ニ地方長官ニ提出スベシ但シ左ニ掲グル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一 當該被保險者ガ同時ニ政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルニ因リ事業主ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第十條第二項ノ書ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スベキ場合

二 任意被保險者ガ法第二十一條ノ認可ヲ受ケ其ノ資格ヲ喪失シタル場合

第十一條 任意被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル者ハ事業主ニ其ノ旨ヲ申出デタル上様式第四號ニ依ル申請書(正副二通)ヲ地方長官ニ提出スベシ

第十二條 任意繼續被保險者タラントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官、住所地ヲ管轄スル地方長官ナキトキハ警視總監ニ提出スベシ

一 氏名、生年月日及住所

二 被保險者黨帳ノ記號及番號

三 被保險者資格喪失ノ年月日

四 被保險者資格喪失ノ際使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地

五 勞働者年金保險法施行令(以下令ト稱ス)第十二條第一項ノ期間經過後申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由

第十三條 任意繼續被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官、住所地方管轄スル地方長官ナキトキハ警視總監ニ提出スベシ

- 一 氏名、生年月日及住所
- 二 被保險者臺帳ノ記號及番號
- 三 被保險者資格喪失ノ申請ヲ爲ス事由

第十四條 被保險者ハ同時ニ二以上ノ業務ニ使用セラルルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ地方長官ニ提出スベシ但シ當該二以上ノ業務ニ使用セラルルコトニ付被保險者ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第十二條ノ規定ニ依

- ル届出ヲ爲スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 被保險者ノ氏名及生年月日
- 二 被保險者臺帳ノ記號及番號
- 三 各業務ニ付被保險者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所
- 四 各業務ニ付被保險者ガ現ニ使用セラルル各事業所ノ名稱及所在地

第十五條 強制被保險者又ハ任意被保險者ハ其ノ氏名ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク變更後ノ氏名及變更ノ年月日ヲ事業主ニ申出ヅベシ

第十六條 事業主ハ前條ノ規定ニ依ル申出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ

地方長官ニ提出スベシ但シ當該被保險者ノ氏名ノ變更ニ付事業主ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第二十條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 事業主ノ氏名及住所
- 二 事業所ノ名稱及所在地
- 三 被保險者ノ氏名及生年月日
- 四 被保險者臺帳ノ記號及番號
- 五 變更前ノ氏名及變更ノ年月日

第十七條 事業主ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ使用セラルル被保險者ニシテ當時坑内作業ニ從事スルモノ(以下坑内夫タル被保險者ト稱ス)ガ其ノ他ノ被保險者ト爲ルニ至リタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者ガ坑内夫タル被保險者ト爲ルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ五日以内ニ地方長官ニ提出スベシ

- 一 事業主ノ氏名及住所
- 二 事業所ノ名稱及所在地
- 三 被保險者ノ氏名及生年月日
- 四 被保險者臺帳ノ記號及番號
- 五 坑内夫タル被保險者又ハ其ノ他ノ被保險者ト爲ルニ至リタル年月日

第十八條 事業主ハ事業ノ種類、事業主ノ氏名若ハ住所又ハ事業所ノ名稱若ハ所在地ニ變更アリタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ五日以内ニ地方長官ニ提出スベシ但シ當該事項ノ變更ニ付事業主ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第二十條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 事業主ノ氏名及住所
- 二 事業所ノ名稱及所在地
- 三 變更前ノ事項及變更後ノ事項並ニ變更ノ年月日

第十九條 事業主ニ變更アリタルトキハ事業主及事業主タリシ者ハ連署ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ五日以内ニ地方長官ニ提出スベシ但シ當該事業主ノ變更ニ付事業主及事業主タリシ者ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第十八條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 事業ノ種類及新舊名稱
  - 二 事業所ノ所在地
  - 三 變更ノ年月日及事由
  - 四 事業主及事業主タリシ者ノ氏名及住所
- 事業ノ一部ニ付事業主ノ變更アリタル場合ニ於テハ前項ノ届書ニ其ノ變更アリタル事業ニ使用セラルル被保險者ノ氏名並ニ被保險者臺帳ノ記號及番號ヲ附記スベシ

第二十條 任意繼續被保險者ハ其ノ氏名又ハ住所ニ變更アリタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ地方長官、住所地方管轄スル地方長官ナキトキハ警視總監ニ提出スベシ

- 一 氏名、生年月日及住所
- 二 被保險者臺帳ノ記號及番號
- 三 變更前ノ氏名又ハ住所
- 四 變更ノ年月日

第二十一條 令第十條第二號ノ規定ニ依リ被保險者タラザラントスル申請ヲ爲サントスル者ハ事業主ノ同意ヲ得テ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スルニ至リタル日ヨリ

一月以内ニ地方長官ニ提出スベシ

一 申請者ノ氏名、生年月日及住所

二 申請者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所

三 申請者ガ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地

四 前號ノ事業所ニ使用セラルルニ至リタル年月日

五 強制被保険者ト爲ルベキ資格ヲ有スルニ至リタル年月日

六 令第四十條第二項ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ旨

前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 申請者ノ生年月日ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戸籍ノ抄本

二 事業主ノ同意書

第二十二條 令第十條第三號ノ規定ニ依リ季節的業務ニ使用セラルル者ヲ被保険者タラザル者トシテ指定ス但シ其ノ者ガ繼續シテ六月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 健康保險ノ被保険者タラザル任意被保険者ヲ使用スル事業主ハ令第四條第二項ノ規定ニ依リ其ノ被保険者ノ標準報酬ノ變更ヲ要スルニ至リタルトキハ遲滞ナク様式第五號ニ依ル届書(正副二通)ヲ地方長官ニ提出スベシ

第二十四條 地方長官ハ健康保險ノ被保険者タラザル任意被保険者ヲ使用スル事業主ニ對シ地方長官ノ定ムル日ノ現在ニ於ケル其ノ被保険者ノ報酬月額算定ノ基礎ノ届出ヲ命ズルコトヲ得

事業主ハ前項ノ規定ニ依ル命令アリタルトキハ様式第五號ニ依ル届書(正副二通)ヲ前項ニ定ムル日ヨリ十日以内ニ地方長官ニ提出スベシ

第二十五條 健康保險組合ノ管掌スル健康保險ノ被保險者タル被保険者ヲ使用スル事業主ハ其ノ被保險者ニ付健康保險組合ヨリ健康保險法施行規則第五條第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ變更ノ決定ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク様式第五號ニ依ル届書(正副二通)ヲ地方長官ニ提出スベシ

第二十六條 地方長官ハ健康保險ノ被保険者タラザル者ヨリ第五條ノ規定ニ依リ申請アリタルトキ又ハ事業主ヨリ第二十三條若ハ第二十四條第二項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ遲滞ナク被保険者ノ標準報酬ヲ決定シ之ヲ事業主ニ通知スベシ標準報酬ノ變更シタルトキ亦同ジ

第二十七條 任意繼續被保険者ハ其ノ標準報酬ノ減額ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官、住所地ヲ管轄スル地方長官ナキトキハ警視總監ニ提出スベシ

一 氏名、生年月日及住所

二 被保険者ノ帳簿ノ記號及番號

三 現在ノ標準報酬ノ等級

四 希望スル標準報酬ノ等級

任意繼續被保険者ト爲ルト同時ニ標準報酬ノ減額ヲ受ケントスルトキハ其ノ標準報酬ノ減額ノ申請ハ第十二條ノ申請書ニ前項第三號及第四號ニ掲グル事項ヲ附記シテ之ヲ爲スコトヲ得

第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル申請アリタルトキハ地方長官、住所地ヲ管轄スル地方長官ナキトキハ警視總監ハ其ノ標準報酬ヲ減額シ之ヲ其ノ被保險者ニ通知スベシ

第三章 保險給付

第一節 總則

第二十八條 左ニ掲グル場合ニ於テハ同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ被保險者トシテ引續キ使用セラレタル實期間六月未滿ナルトキト雖モ其ノ期間ニ於ケル被保險者タリシ期間ハ之ヲ被保險者タリシ期間ニ合算ス

一 被保險者ガ死亡シタル場合

二 被保險者ガ廢疾ト爲ルニ至リタル場合

三 被保險者ガ事業ノ都合ニ依リ解雇セラレタル場合

四 被保險者ガ疾病、負傷又ハ老衰ノ爲引續キ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルニ因リ退職シタル場合

五 被保險者ガ陸海軍ニ徵集又ハ召集セラレタルニ因リ退職シタル場合

六 被保險者ガ徵用セラレタルニ因リ退職シタル場合

七 被保險者ガ就業規則又ハ之ニ準ズベキモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルニ因リ退職シタル場合

八 被保險者ガ事業主ノ同意ヲ得テ退職シタル場合

九 女子タル被保險者ガ婚姻ノ爲退職シタル場合

第二十九條 養老年金ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ廢疾年金ヲ受クル権利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ廢疾年金ハ之ヲ支給セズ養老年金ヲ受クル権利ヲ有ス

ルニ至リタル者ガ同時ニ廢疾年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキ亦同ジ

廢疾年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ養老年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタルトキハ其ノ權利ヲ有スル者ノ選擇ニ依リ一ノ年金ヲ支給ス

第三十條 内地ニ住所地ヲ有スル被保險者、被保險者タリシ者又ハ其ノ他ノ者ヨリ保險院長官ニ提出スル保險給付ニ關スル請求書又ハ届書ハ住所地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シテ之ヲ提出スベシ

第二節 養老年金

第三十一條 養老年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ養老年金證書ヲ交付ス

養老年金證書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 氏名、生年月日及住所

二 被保險者臺帳ノ記號及番號

三 最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル年月日

四 最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地

五 同一ノ事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ同一ノ工場、事業場若ハ事業ニ於テ引續キ被保險者タリシ期間十年以上ナル者ニ在リテハ當該事業主ノ氏名又ハ當該事業所ノ名稱

六 法第三十一條第二項ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ旨

七 第二十九條第二項ノ規定ニ依リ養老年金ノ受給ヲ選擇スル者ニ在リテハ其ノ旨

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 生年月日ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戸籍ノ

抄本

二 印鑑票

三 廢疾年金證書ノ交付ヲ受ケタル者ニシテ前項ノ請求書ニ同項第七號ニ掲グル事項ヲ記載シタルモノニ在リテハ其ノ證書(廢疾年金證書ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書)

保險院長官ハ前項第三號ノ規定ニ依リ廢疾年金證書又ハ事由書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ受領證ヲ提出者ニ送付スベシ

第三十二條 養老年金證書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

一 養老年金證書ノ記號及番號

二 養老年金受給者ノ氏名、生年月日及男女別

三 養老年金ノ額

四 養老年金ノ支給開始ノ年月

第三十三條 法第三十五條第一項ノ規定ニ依リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタル者ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ保險院長官ニ對シ養老年金證書ノ返還ヲ請求スベシ

前項ノ場合ニ於テ使用スベキ印章ハ第三十一條第二項ノ請求書ニ添附シタル印鑑票ニ捺捺シタル印章

(第三十八條ノ規定ニ依リ印章ヲ變更シタルトキハ變更後ノ印章)タルコトヲ要ス

保險院長官ハ第一項ノ規定ニ依リ請求ヲ受ケタルトキハ養老年金證書ヲ更訂シ之ヲ年金受給者ニ送付スベシ

第三十四條 養老年金ハ毎年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ養老年金又ハ養老年金受給者

ガ死亡シタル場合ニ於テノ其ノ期ノ養老年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第三十五條 養老年金受給者ハ養老年金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ別ニ指定スル官署ニ就キ養老年金證書(第六條ノ規定ニ依リ養老年金證書ヲ提出シタル者ニ在リテハ養老年金證書ノ受領證)ヲ提出シテ其ノ支給ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ使用スベキ印章ハ第三十一條第二項ノ請求書ニ添附シタル印鑑票ニ捺捺シタル印章(第三十八條ノ規定ニ依リ印章ヲ變更シタルトキハ變更後ノ印章)タルコトヲ要ス

第三十六條 養老年金受給者ハ其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ保險院長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 養老年金證書ノ記號及番號

三 變更前ノ氏名及變更ノ年月日

前項ノ届書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 養老年金證書

二 氏名ノ變更ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戸籍ノ抄本

保險院長官ハ第一項ノ届書ノ提出ヲ受ケタルトキハ其ノ届書ニ添附シタル養老年金證書ヲ更訂シ之ヲ養老年金受給者ニ送付スベシ

第三十七條 養老年金受給者ハ其ノ住所ヲ變更シタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ遲滞ナク

保險院長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 養老年金證書ノ記號及番號

三 養老年金證書ノ記號及番號

三 變更前ノ住所及變更ノ年月日

第三十八條 養老年金受給者ハ第三十一條第二項ノ請求書ニ添附シタル印鑑票ニ押捺シタル印章ヲ變更セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ニ新印鑑票ヲ添ヘ之ヲ保険院長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所  
二 養老年金證書ノ記號及番號

第三十九條 養老年金受給者ハ毎年三月中ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ニ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル其ノ者ノ生存ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戸籍ノ抄本ヲ添ヘ之ヲ保険院長官ニ提出スベシ但シ其ノ年ニ於テ養老年金受給者ト爲リタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 氏名及住所  
二 養老年金證書ノ記號及番號

前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ニ對シテハ其ノ届出アル迄法第五十五條第二項ノ規定ニ依リ養老年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトアルベシ

第四十條 養老年金受給者ハ養老年金證書ヲ亡失シタルトキ又ハ養老年金證書ガ毀損汚斑シテ不判明ト爲リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル再交付ノ請求書ヲ保険院長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所  
二 養老年金證書ノ記號及番號  
三 亡失シタルトキハ其ノ事實

養老年金證書ガ毀損汚斑シテ不判明ト爲リタル場合ノ再交付ノ請求ナルトキハ前項ノ請求書ニハ其ノ養老年金證書ヲ添附スベシ

第四十一條 養老年金證書ノ再交付アリタルトキハ從

前ノ養老年金證書ハ其ノ效力ヲ失フ

第四十二條 養老年金受給者ガ死亡シタルトキハ其ノ遺族ハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ保険院長官ニ提出スベシ

一 届出者ノ氏名及住所  
二 養老年金受給者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 養老年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

第四十三條 養老年金受給者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者ガ支給ヲ受タル權利ヲ有スル年金ニシテ支給ヲ受ケザリシモノノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ保険院長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名及住所  
二 養老年金受給者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日  
三 養老年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

四 養老年金受給者ト請求者トノ續柄

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ  
一 養老年金證書（之ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書）  
二 養老年金受給者ノ死亡ニ因ル相續關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本

第四十四條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ハ令第十四條但書ノ規定ニ依リ法第三十三條又ハ法第三十四條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受クベキ者ヲ豫告ニ依リ指定セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ

タル豫告書ヲ保険院長官ニ提出スベシ其ノ指定ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一 豫告者ノ氏名、生年月日及住所  
二 被保險者臺帳ノ記號及番號（豫告者ガ養老年金受給者ナルトキハ養老年金證書ノ記號及番號）

三 指定セラルル者ノ氏名、生年月日及住所並ニ豫告者トノ續柄又ハ關係

前項ノ豫告書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ  
一 指定セラルル者ト豫告者トノ續柄ヲ證スベキ書類  
二 豫告書ニ押捺シタル印章ニ付テノ市町村長ノ印鑑證明書

第四十五條 前條ノ指定ヲ取消サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル豫告取消書ヲ保険院長官ニ提出スベシ

一 豫告者ノ氏名、生年月日及住所  
二 被保險者臺帳ノ記號及番號（豫告者ガ養老年金受給者ナルトキハ養老年金證書ノ記號及番號）

三 指定セラレタル者ノ氏名  
前項ノ届書ニハ之ニ押捺シタル印章ニ付テノ市町村長ノ印鑑證明書ヲ添附スベシ

第四十六條 法第三十三條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ保険院長官ニ提出スベシ  
一 請求者ノ氏名、生年月日及住所  
二 養老年金受給者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日  
三 養老年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

四 養老年金受給者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨

五 請求者ガ令第十九條各號ニ掲グル者ナルトキハ他ニ同條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナント認ムル旨、同條第三號ニ掲グル者ナルトキハ自己ノ外ニ之ニ該當スル者ナント認ムル旨

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ  
一 養老年金受給者ノ死亡當時其ノ家ニ在ル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本

二 養老年金受給者ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ檢視調書ニ記載シタル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ハルベキ書類

三 請求者ガ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル配偶者ナルトキハ其ノ事實ヲ認め得ベキ書類

四 請求者ガ令第十九條第三號ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ其ノ事實ヲ認め得ベキ書類

五 請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ遺言書ノ寫

第四十七條 法第三十四條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ  
一 請求者ノ氏名、生年月日及住所  
二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ被保險者臺帳ノ記號及番號(不詳ナルトキハ其ノ旨)

四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨

五 請求者ガ令第十九條各號ニ掲グル者ナルトキハ他ニ同條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナント認ムル旨、同條第三號ニ掲グル者ナルトキハ自己ノ外ニ之ニ該當スル者ナント認ムル旨

前條第二項ノ規定ハ前項ノ請求書ニ之ヲ準用ス  
第三節 廢疾年金及廢疾手當金

第四十八條 廢疾年金又ハ廢疾手當金ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ令第二十二條ニ規定スル期間經過ノ日(其ノ期間内ニ廢疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ガ治癒シタルトキハ其ノ治癒シタル日)ヨリ十日以内ニ保險院長官ニ提出スベシ

一 氏名、及住所生年月日  
二 被保險者臺帳ノ記號及番號  
三 被保險者ニ在リテハ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地

四 被保險者タリシ者ニ在リテハ最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル年月日並ニ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地

五 廢疾ノ原因タル疾病又ハ負傷ノ傷病名及發病又ハ負傷ノ年月日並ニ治癒シタリヤ否ヤ及治癒シタルトキハ其ノ年月日

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ  
一 廢疾ノ狀態ノ程度及疾病又ハ負傷ノ經過ニ關ス

ル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書

二 印鑑票

第四十九條 前條第一項ノ請求書ノ提出アリタルトキハ保險院長官ハ其ノ給付ニ關スル決定ヲ爲シ之ヲ請求者ニ通知スベシ

前項ノ場合ニ於テ廢疾年金ヲ受クル權利ヲ有スルモノト決定シタルトキハ保險院長官ハ請求者ニ廢疾年金證書ヲ交付ス

第五十條 廢疾年金證書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス  
一 廢疾年金證書ノ記號及番號  
二 廢疾年金受給者ノ氏名、生年月日及男女別  
三 廢疾年金ノ額

第五十一條 廢疾年金受給者ハ毎年三月中ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ保險院長官ニ提出スベシ  
但シ其ノ年ニ於テ廢疾年金受給者ト爲リタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 氏名及住所  
二 廢疾年金證書ノ記號及番號

前項ノ届書ニハ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル其ノ者ノ生存ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戸籍ノ抄本ヲ添附スベシ但シ保險院長官ノ指定シタル者ニ在リテハ其ノ者ノ生存ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戸籍ノ抄本ニ代ヘ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタル廢疾ノ現狀ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ證明書ヲ添附スベシ

前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ニ對シテハ其ノ届出アル迄法第五十五條第二項ノ規定ニ依リ廢疾年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトアルベシ

第五十二條 癱疾年金受給者ハ其ノ癱疾ガ癱疾年金ヲ受クル程度ノ状態ニ該當セザルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ十日以内ニ保険院長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 癱疾年金證書ノ記號及番號

三 癱疾ガ癱疾年金ヲ受クル程度ノ状態ニ該當セザルニ至リタル年月日(年月日ガ不詳ナルトキハ其ノ推定ノ年月日)

前項ノ届書ニハ癱疾年金證書ヲ添附スベシ但シ之ヲ添付スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書ヲ添附スベシ

保險院長官ハ前項ノ規定ニ依リ癱疾年金證書又ハ事由書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク受領證ヲ届出者ニ送付スベシ

第五十三條 癱疾ガ癱疾年金ヲ受クル程度ノ状態ニ該當セザルニ至リタル場合及第二十九條第二項ノ規定ニ依リ養老年金ノ受給ヲ選擇シタル場合ニ於テノ其ノ期ノ癱疾年金ハ支給期日ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テノ其ノ期ノ癱疾年金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別ニ指定スル官署ニ就キ第三十一條第四項又ハ前條第三項ノ受領書ヲ提示シテ其ノ支給ヲ受クベシ

第五十四條 第三十三條乃至第三十八條及第四十條乃至第四十三條ノ規定ハ癱疾年金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第五十五條 第四十四條乃至第四十六條ノ規定ハ法第三十八條又ハ法第三十九條ノ規定ニ依ル一時金ノ支

給ニ關シ之ヲ準用ス

#### 第四節 遺族年金

第五十六條 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ遺族年金證書ヲ交付ス

遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ但シ第五十七條第一項ノ請求書ヲ提出スベキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ被保險者臺帳ノ記號及番號(被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ養老年金又ハ癱疾年金受給者ナリシトキハ養老年金證書又ハ癱疾年金證書ノ記號及番號)(何レモ不詳ナルトキハ其ノ旨)

四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ家ニ在ル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍ノ謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ

檢視調書ニ記載シタル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ハルベキ書類

三 請求者ガ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル配偶者ナルトキハ其ノ事實ヲ認め得ベキ書類

四 請求者ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡

當時六十歳未満ノ男子タル配偶者ナルトキハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癱疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認め得ベキ書類

五 請求者ガ配偶者ニ非ザルトキハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認め得ベキ書類

六 請求者ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十五歳以上ノ直系卑屬又ハ六十歳未満ノ直系尊屬ナルトキハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癱疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認め得ベキ書類

七 印鑑票

第五十七條 法第四十六條ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ハ遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスルコトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名及生年月日

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄

四 前遺族年金受給者ノ氏名

五 前遺族年金受給者ノ遺族年金證書ノ記號及番號(不詳ナルトキハ其ノ旨)

六 前遺族年金受給者ガ遺族年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル年月日及其ノ事由  
前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 前遺族年金受給者が死亡シタル場合ニ於テハ其ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ檢視調査ニ記載シタル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ハルベキ書類

二 請求當時ニ於ケル請求者ノ戶籍ノ謄本

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類

四 請求者ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十五歳以上ノ直系卑屬又ハ六十歳未満ノ直系尊屬ナルトキハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認メ得ベキ書類

五 印鑑票

遺族年金ノ支給ヲ受クベキ先順位者タル者ヨリ前條第二項ノ請求書ノ提出ナキ場合ニ於テ法第四十六條ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ガ遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ前條ノ例ニ依ルベシ

前項ノ規定ニ依リ遺族年金證書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ請求書ニ第一項第四號及第六號ニ掲グル事項ヲ附記シ第二項第一號ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

第五十八條 遺族年金證書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

一 遺族年金證書ノ記號及番號

二 遺族年金受給者ノ氏名、生年月日及男女別

三 遺族年金ノ額

四 遺族年金ノ支給開始ノ年月及支給期間

第五十九條 遺族年金受給者ハ毎年三月中ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル屆書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

但シ其ノ年ニ於テ遺族年金受給者ト爲リタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 氏名及住所

二 遺族年金證書ノ記號及番號

前項ノ屆書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 届出者ノ生存ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戶籍ノ抄本ニシテ届出ノ日前一月以内ノ間ニ於テ作製セラレタルモノ

二 届出者ガ令第十六條第一項後段又ハ第二項ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ現ニ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認メ得ベキ書類

第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザル者ニ對シテハ其ノ届出アル迄法第五十五條第二項ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトアルベシ

第六十條 令第十七條ノ規定ニ依リ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 申請者ノ氏名、生年月日及住所  
二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名及生年月日  
三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト申請者トノ續柄

四 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニシテ所在不明ナルモノノ氏名

五 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニシテ所在不明ナルモノノ遺族年金證書ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）

六 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ所在不明ト爲リタル年月日及其ノ事由

前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 遺族年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ引續キ一年以上所在不明ナルコトヲ證スルニ足ル書類

二 申請當時ニ於ケル申請者ノ戶籍ノ謄本

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ認メ得ベキ書類

四 申請者ガ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十五歳以上ノ直系卑屬又ハ六十歳未満ノ直系尊屬ナルトキハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ認メ得ベキ書類

第六十一條 遺族年金受給者ハ令第二十二條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル屆書ヲ十日以内ニ保險院長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所  
二 遺族年金證書ノ記號及番號

三 令第二十二條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル年月日及其ノ事由

前項ノ屆書ニハ遺族年金證書ヲ添附スベシ但シ之ヲ添付スルコト能ハザルトキハ其ノ事由書ヲ添附スベシ

保險院長官ハ前項ノ規定ニ依リ遺族年金證書又ハ事由書ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク受領證ヲ届出者ニ送付スベシ

第六十二條 遺族年金受給者ガ令第二十二條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ期ノ遺族年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

遺族年金受給者ガ令第二十二條各號ノ一ニ該當スル

ニ至リタル場合ニ於テノ其ノ期ノ遺族年金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ別ニ指定スル官署ニ就キ前條第三項ノ受領證ヲ提示シテ其ノ支給ヲ受クベシ

第六十三條 法第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄又ハ關係及請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ旨

四 請求者ガ令第十九條各號ニ掲グル者ナルトキハ他ニ同條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナシト認ムル旨、同條第三號ニ掲グル者ナルトキハ自己ノ外ニ之ニ該當スル者ナシト認ムル旨

五 前遺族年金受給者ノ氏名

六 前遺族年金受給者ノ遺族年金證書ノ記號及番號(不詳ナルトキハ其ノ旨)

七 前遺族年金受給者ガ遺族年金ヲ受ケル權利ヲ失ヒタル年月日及其ノ事由

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 遺族年金受給者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ檢視調書ニ記載シタル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ハルベキ書類

二 請求者ガ届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル配偶者ナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類

三 請求者ガ令第十九條第三號ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ其ノ事實ヲ認メ得ベキ書類

四 請求者ガ令第十九條但書ノ規定ニ依ル遺言ニ依リ指定セラレタル者ナルトキハ其ノ遺言書ノ寫

第六十四條 第三十四條乃至第三十八條及第四十條乃至第四十三條ノ規定ハ遺族年金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第六十五條 第四十四條及第四十五條ノ規定ハ法第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

#### 第五節 脱退手當金

第六十六條 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於ケル脱退手當金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 請求者ノ氏名、生年月日及住所

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ氏名、生年月日及死亡ノ年月日

三 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ被保險者臺帳ノ記號及番號(不詳ナルトキハ其ノ旨)

四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地

(不詳ノ事項アルトキハ其ノ旨)

五 被保險者又ハ被保險者タリシ者ト請求者トノ續柄

六 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ法第七十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ其ノ旨

前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ニ關シ市町村長ニ提出シタル死亡診斷書、死體檢案書若ハ

檢視調書ニ記載シタル事項ノ市町村長ノ證明書又ハ之ニ代ハルベキ書類

二 被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡ニ因ル相續關係ヲ明瞭ニシ得ル戸籍謄本又ハ除カレタル戸籍ノ謄本

第六十七條 被保險者タリシ者ハ脱退手當金ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 氏名、生年月日及住所

二 被保險者臺帳ノ記號及番號

三 最後ニ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル年月日

四 最後ニ被保險者トシテ使用セラレタル事業所ノ名稱及所在地

五 第四十八條第一項ノ規定ニ依ル請求ヲ爲シタル者ニ在リテハ其ノ旨

六 法第七十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ旨

前項第六號ニ掲グル事項ヲ記載シタル者ニ在リテハ前項ノ請求書ニ其ノ者ノ生年月日ニ關スル市町村長ノ證明書又ハ戸籍ノ抄本ヲ添附スベシ

第六十八條 法第五十一條ノ規定ニ依ル支給金ノ支給ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所

二 廢疾年金證書ノ記號及番號

三 第五十二條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタル年月日

#### 第四章 雜則

第六十九條 法第十條ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ爲

ス場合ニ於テハ當該官吏ハ様式第六號ニ依ル證票ヲ携帶スベシ

第七十條 令第七條第一項ノ規定ニ依リ發スル督促狀ハ様式第七號ニ依ル

第七十一條 廳府縣(東京府ヲ除ク)ノ官吏ガ滯納處分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ス場合ニ於テ示スベキ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證票ハ様式第八號ニ依ル

第七十二條 法第十三條ノ規定ニ依ル公告ハ道府縣廳(東京府ニ在リテハ警視廳)又ハ勞働者年金保險ノ事務ヲ分掌スル廳府縣出張所ニ之ヲ爲スベシ

第七十三條 令第二十七條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ事業所毎ニ之ヲ備フベシ

一 被保險者ノ氏名

二 控除シタル保險料ノ金額

三 控除シタル年月日

第七十四條 任意繼續被保險者ハ毎月ノ保險料ヲ其ノ月十日迄ニ納付スベシ

第七十五條 事業主ハ勞働者年金保險ニ關スル書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ二年間保存スベシ

第七十六條 本令ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スベキ左ニ掲グル事項ニ付テハ事業主ハ豫メ代理人ヲ選任シ之ヲ處理セシムルコトヲ得

一 第三條、第六條第二項、第九條、第十條、第十四條、第十七條、第十八條、第二十三條、第二十四條第二項及第二十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコト

二 第六條第二項ノ規定ニ依ル養老年金證書又ハ廢疾年金證書ノ提出ヲ爲スコト

三 第七條第二項ノ規定ニ依ル受領證ノ交付ヲ爲スコト

四 第八條第三項ノ規定ニ依ル記番號通知票ノ交付ヲ爲スコト

五 第二十六條第二項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ告知ヲ爲スコト

事業主ハ前項ノ規定ニ依リ代理人ヲ選任シタルトキハ地方長官ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

事業主ガ地方長官ニ對シ健康保險法施行規則第八條ノ第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルトキハ併セテ前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルモノト看做ス

第七十七條 本令ノ規定ニ依リ申請書、請求書又ハ届書ニ事業主ノ同意書、市町村長ノ證明書又ハ醫師若ハ齒科醫師ノ診斷書ヲ添附スベキ場合ニ於テ其ノ申請書、請求書又ハ届書ニ相當ノ記載ヲ受ケタルトキハ證明書又ハ診斷書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第七十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第四條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者

二 第五條ノ規定ニ依ル申請書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

三 正當ノ理由ナクシテ第六條第一項ノ規定ニ依ル養老年金證書又ハ廢疾年金證書ノ提出ヲ爲サザル者

四 第十四條、第二十條、第五十二條第一項又ハ第六十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

附則

第七十九條 本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十八條乃至第六十八條、第七十條乃至第七十四條及第八十一條乃至第百條ノ規定ハ昭和十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十條 政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者タル者ガ昭和十七年二月一日前ニ於テ強制被保險者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テハ第三條ノ規定ニ拘ラズ事業主ハ同條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要セズ

第三條ノ規定ニ依ル届出ノ期間ハ昭和十七年二月一日前ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ關シテハ昭和十七年二月一日ヨリ十日以内トシ、第二十一條ノ規定ニ依ル申請ノ期間ハ昭和十七年二月一日前ニ於テ被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スルニ至リタル者ニ關シテハ昭和十七年二月一日ヨリ一月以内トス

第八十一條 法第七十二條第一項ノ規定ニ該當スル者ヲ使用スル事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ昭和十七年六月一日ヨリ十日以内ニ保險院長官ニ提出スベシ

一 法第七十二條第一項ノ規定ニ該當スル被保險者ノ氏名及生年月日

二 被保險者ノ帳帳ノ記號及番號

三 被保險者ガ昭和十七年六月一日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ現ニ使用セラルル工場、事業場若ハ事業ニ同日迄引續キ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラレタル期間

事業主ハ前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ被保險者ニ告知スベシ

事業主ハ前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ被保險者ニ告知スベシ

第八十二條 令第三十二條ノ規定ニ依リ被保險者タラザラントスル申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 申請者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所
- 三 申請者ガ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地

四 共済組合ノ名稱及所在地

第八十三條 令第三十四條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書(正副二通)ヲ保險院長官ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ氏名、生年月日及住所
- 二 申請者ノ被保險者臺帳ノ記號及番號(記番號通知票ノ交付ヲ受ケザル者ニ在リテハ其ノ旨)
- 三 申請者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所
- 四 申請者ガ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地
- 五 申請者ガ前號ノ事業所ニ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラルルニ至リタル年月日

- 六 郵便年金證書ノ記號番號
- 七 年金契約者ノ氏名
- 八 年金契約ノ效力發生ノ年月日
- 九 團體郵便年金ノ記號番號
- 十 團體郵便年金組合ノ名稱及所在地
- 十一 團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ氏名前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 年金契約者ノ同意書
- 二 當該年金契約ガ昭和十七年六月一日現在ニ於テ

郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クルモノナルコトノ團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ證明書

第八十四條 令第三十五條第一項ノ規定ニ依ル利息ノ計算ハ各回ノ掛金ニ付其ノ拂込ノ月ノ翌月ヨリ起算シ昭和十七年六月一日ヨリ三年ヲ經過シタル日ノ屬スル月迄ノ期間ニ對シ複利計算ニ依リ之ヲ爲スモノトス

第八十五條 令第三十四條ノ規定ニ依リ平均標準報酬額ヲ改定シタルトキハ保險院長官ハ其ノ旨ヲ第八十三條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲シタル者ニ通知ス

第八十六條 令第三十五條第二項ノ規定ニ依ル差額アルトキハ保險院簡易保險局長ハ返還金支拂通知書ヲ返還金受取人ニ送付ス

返還金受取人前項ノ通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ通知書ニ記名捺印シ郵便年金證書及郵便年金通帳ノ受領證ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ之ヲ提出シ返還金ノ拂渡ヲ受クベシ

第八十七條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タラザラントスル申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書(正副二通)ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 申請書ノ氏名、生年月日及住所
- 二 申請書ノ被保險者臺帳ノ記號及番號(記番號通知票ノ交付ヲ受ケザル者ニ在リテハ其ノ旨)
- 三 申請者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所

四 申請者ガ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在地

五 申請者ガ前號ノ事業所ニ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ使用セラルルニ至リタル年月日

六 郵便年金證書ノ記號番號

七 年金契約者ノ氏名

八 年金契約ノ效力發生ノ年月日

九 年金契約ニ對スル毎半年ノ豫定掛金額

十 前號ノ豫定掛金額中事業主ノ負擔スル豫定額

十一 健康保險ノ標準報酬ノ等級

十二 坑内夫ナルトキハ其ノ旨

十三 團體郵便年金ノ記號番號

十四 團體郵便年金組合ノ名稱及所在地

十五 團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ氏名前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 事業主ノ同意書

二 左ニ掲グル事項ニ關スル團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ證明書

(イ) 申請者ガ現ニ組合員タルコト

(ロ) 當該年金契約ガ昭和十七年六月一日現在ニ於テ郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クルモノナルコト

第八十八條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者タラザラル者ハ前條第一項第一號、第三號、第四號、第七號又ハ第十一號乃至第十五號ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル屆書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 氏名、生年月日及住所

二 郵便年金證書ノ記號番號

三 變更前ノ事項及變更後ノ事項並ニ變更ノ年月日

第八十九條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但

書ノ規定ニ依リ被保險者タラザル者ハ令第四十條第

一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルコトヲ知りタル

トキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ事業主ニ申出ヅベシ

第九十三條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但

書ノ規定ニ依リ被保險者タラザル者ガ令第四十條第

一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ事業主ハ

左ニ掲グル事項ヲ記載シタル屆書ヲ五日以内ニ地方

長官ニ提出スベシ

一 事業主ノ氏名及住所

二 事業所ノ名稱及所在地

三 令第四十條第一項ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格

ヲ取得シタル者ノ氏名及生年月日

四 令第四十條第一項各號ノ何レニ該當スルヤノ別

及該當スルニ至リタル年月日

五 健康保險ノ標準報酬ノ等級

六 坑内夫ナルトキハ其ノ旨

七 郵便年金證書ノ記號番號

八 團體郵便年金ノ記號番號

九 事業主ハ前項ノ規定ニ依ル屆出ヲ爲シタルトキハ第

三條ノ規定ニ依ル屆出ヲ爲スコトヲ要セズ

第一項ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スベキ届出ハ第七十

六條第一項ノ規定ニ依リ事業主ノ選任シタル代理人

ヲシテ之ヲ處理セシムルコトヲ得

第九十四條 令第三十七條又ハ令第三十九條第一項但

書ノ規定ニ依リ被保險者タラザル者ハ強制被保險者

ト爲ルベキ資格ヲ有スル者タラザルニ至リタルトキ

ハ遲滞ナク左ニ掲グル事項ヲ記載シタル屆書ヲ保險

院長官ニ提出スベシ

一 届出者ノ氏名、生年月日及住所

二 届出者ガ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在

地(其ノ業務ニ使用セラレザルニ至リタルニ因リ

強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者タラザル

ニ至リタル者ニ在リテハ最後ニ使用セラレタル事

業所ノ名稱及所在地)

三 前號ノ事業所ノ事業主ノ氏名及住所

四 強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者タラザ

ルニ至リタル年月日及其ノ事由

五 郵便年金證書ノ記號番號

六 團體郵便年金ノ記號番號

第九十五條 令第四十一條ノ規定ニ依ル申請ヲ爲サン

トスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書(正

副二通)ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 申請者ノ氏名、生年月日及住所

二 申請者ヲ使用スル事業主ノ氏名及住所

三 申請者ガ現ニ使用セラルル事業所ノ名稱及所在

地

四 令第三十九條第一項又ハ令第四十條第一項第一

號ノ規定ニ該當スルニ至リタル年月日

五 郵便年金證書ノ記號番號

六 年金契約者ノ氏名

七 團體郵便年金ノ記號番號

八 團體郵便年金組合ノ名稱及所在地

九 團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ氏名

前項ノ申請者ニハ年金契約者ノ同意書ヲ添付スベシ

第一項ノ申請書ヲ提出シタル者ハ其ノ申請書ノ寫ト

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

一 健康保險ノ標準報酬ノ等級

二 健康保險ノ標準報酬ノ等級

三 健康保險ノ標準報酬ノ等級

四 健康保險ノ標準報酬ノ等級

共ニ郵便年金證書及郵便年金通帳ヲ郵便局ニ提出シ其ノ受領證ヲ受取ルベシ

第九十六條 令第四十二條第二項ノ規定ニ依ル差額アルトキハ保險院簡易保險局長ハ返還金支拂通知書ヲ返還金受取人ニ送付ス

返還金受取人前項ノ通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ其ノ通知書ニ記名捺印シ郵便年金證書及郵便年金通帳ノ受領證ヲ添ヘ通知書ニ指定シタル郵便局ニ之ヲ提出シ返還金ノ拂渡ヲ受クベシ

第九十七條 第八十三條、第八十七條又ハ第九十五條ノ規定ニ依ル申請書ニ事業主若ハ年金契約者ノ同意書又ハ團體郵便年金組合ノ組合代表者ノ證明書ヲ添付スベキ場合ニ於テ其ノ申請書ニ相當ノ記載ヲ受ケタルトキハ同意書又ハ證明書ノ添付ヲ省略スルコトヲ得

第九十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第八十八條、第八十九條又ハ第九十四條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

二 第九十一條ノ規定ニ依ル記載ヲ怠リ又ハ其ノ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

三 第九十二條ノ規定ニ依ル申出ヲ怠リタル者

第九十九條 第八十三條乃至前條ノ規定ハ令第四十四條ノ規定ニ該當スル者ガ強制被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

第一百條 郵便年金令第十四條ノ規定ノ適用ヲ受クル郵便年金契約ノ年金受取人ガ被保險者ト爲リタル場合ニ於テ團體郵便年金中ヨリ脱退シタルトキ又ハ同令

同條ノ規定ノ適用ヲ受クル郵便年金契約ノ年金受取人ニシテ被保險者タルモノガ團體郵便年金中ヨリ脱退シタルトキハ團體郵便年金組合ノ組合代表者ハ團體郵便年金規則第十五條ノ規定ニ依ル團體郵便年金脱退通知書ノ備考欄ニ其ノ年金受取人ガ被保險者ナル旨ヲ記載スベシ

(備考) 各號様式表ヲ省略。

### 米穀生産獎勵金交付規則の公布

昭和十六年十二月五日付官報を以て公布されたる米穀生産獎勵金交付規則を掲ぐれば次の如くである。

#### 米穀生産獎勵金交付規則

(昭和十六年十二月五日  
農林省令第九十八號)

第一條 農林大臣ハ米穀ノ生産ヲ確保スル爲本則ニ依リ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ハ毎年左ニ掲グル當該年産ノ米穀ニ付米穀生産者ニ之ヲ交付ス

一 自作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ  
二 小作者ニ在リテハ管理米トシテ出荷シタルモノ  
及小作料トシテ納付シタルモノ

第三條 獎勵金ノ額ハ玄米又ハ精米ニ付テハ一石當五圓トシ粗ニ付テハ十貫當九十錢トス

第四條 米穀生産者獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ第二條ニ掲グル米穀ニ付米穀管理事務取扱員ノ確認ヲ受クベシ

第五條 米穀管理事務取扱員前條ノ確認ヲ爲シタルトキハ當該米穀生産者ニ對シ其ノ氏名及獎勵金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ノ數量ヲ記載シタル證明

書ヲ交付スベシ

第六條 米穀生産者獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ前條ノ規定ニ依リ米穀管理事務取扱員ヨリ交付ヲ受ケタル證明書ヲ當該生産者ガ販賣組合ノ組合員タル場合ニ在リテハ其ノ所屬スル販賣組合、組合員ニ非ザル場合ニ在リテハ其ノ獎勵金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ヲ寄託シタル農業倉庫業者又ハ其ノ所屬スル農事實行組合ノ加入スル販賣組合ニ提出スベシ

第七條 販賣組合又ハ農業倉庫業者ハ前後ノ規定ニ依リ米穀生産者ノ提出シタル證明書ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ノ數量ニ付獎勵金交付請求書ヲ作成シ之ニ米穀管理事務取扱員ノ證明ヲ受ケ當該道府縣ヲ區域トスル販賣組合聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第八條 販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ販賣組合又ハ農業倉庫業者ノ送付シタル獎勵金交付請求書ニ依リ當該道府縣ニ於ケル獎勵金ノ交付ヲ受クルコトヲ得ベキ米穀ノ數量ニ付獎勵金交付請求書ヲ作成シ之ニ農産物検査所長ノ證明ヲ受ケ全國購買販賣組合聯合會ニ之ヲ送付スベシ

第九條 全國購買販賣組合聯合會ハ前條ノ規定ニ依リ販賣組合聯合會ノ送付シタル獎勵金交付請求書ニ依リ獎勵金ノ交付ヲ農林大臣ニ申請スベシ

第十條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタル者獎勵金交付ノ申請ニ關シ不正ノ行爲アリタルトキハ農林大臣ハ交付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

附則

本令ハ昭和十六年十二月十五日ヨリ之ヲ施行ス  
本令ハ沖繩縣ニ之ヲ施行セズ

財團法人人口問題研究會の同會主催  
人口問題東北地方協議會報告書の刊  
行

財團法人人口問題研究會が昨昭和十六年六月仙臺市  
を中心として開催した人口問題東北地方協議會につ  
ては既に本誌本欄所報の如くであるが、同會に於ては  
今般右協議會に於ける特別公演及び研究報告を中心と  
せる右協議會報告書を「東北人口なる標題の下に同會  
編人口問題資料第四十六輯として刊行した。收むる所  
すべて東北人口に關する各般の眞摯なる研究報告を載  
せ同好者の參考文獻として極めて便利である。所收研  
究題名竝に報告者名を掲ぐれば以下の如くである。

「東北人口」所收研究報告題竝に報告

者名

特別報告

我國人口の趨勢と人口政策確立要綱

人口問題研究所企畫部長、經理 中川友長

東北地方人的資源増強に對する東北更新會の施設

東北更新會理事 香川昌康

東北振興問題

研究報告

〔第一部〕

東北地方人口分布概観

東北帝大法文學部講師 田中館秀三

東北人口の動態性變動に就いて

人口問題研究會研究員 増田重喜

東北地方に於ける所得と人口

早川三代治

東北六縣公表戸口當り生産力の質的吟味

栃木縣統計課長 加地成雄

移植民政策と人口問題

上原轍三郎

名子制度の地理的分布

北海道帝大農學部教授 山口彌一郎

宮城縣下農漁村二、三例の人口構成圖

宮城縣師範學校教諭 田邊一郎

舊仙臺藩の人口政策

東北學院高等學部教授 玉山勇

米澤藩の人口問題

山形縣師範學校教諭 長井政太郎

舊南部領に於ける二、三の人口問題

岩手師範學校教諭 森嘉兵衛

徳川時代の青森縣内に於けるアイヌの分布と津輕

藩の政策 青森縣立圖書館々長 吉岡龍太郎

國土計畫と人口

商工省屬託 吉田秀夫

國土計畫と東北産業の地位

東北産業科學研究所主事 小岩忠一郎

都市配置との關聯に於てみたる奥羽地方人口供給

力に關する若干の考察 人口問題研究所研究員 館稔

同 研究官補 上田正夫

國土計畫への社會政策的反省

同 同 窪田嘉彰

國土計畫より見たる人口及び産業配分の方法に就

いて 仙臺土木出張所々長工博 金森誠之

東北地方に於ける農業勞働力の特性

積雪地方農村經濟調査所農林技師 小池保

〔第二部〕

青森縣の出生率に就いて

厚生科學研究所教授醫師 川上理一

流早死産より見たる東北地方の特質

厚生科學研究所助手 久保秀史

死産及新産兒死亡の原因と之が豫防對策に就いて

東北帝大醫學部講師 九島勝司

岩手縣の無醫村の出生と死亡の關係

東北帝大醫學部助教授醫師 篠田紀

東北六縣に於ける乳兒死亡に就いて

岩手病院院長醫師 根本四郎

東北地方に於ける乳幼兒死亡率を高むる

疾患に就いて 大阪府社會課地方技師 丸山博

乳幼兒の檢診に就いて

日本赤十字社岩手支都府院長醫師 南出英憲

當地方に於ける性病の蔓延現況特にワ氏反應集團

檢診成績 仙臺市厚生部長醫師 鈴木芳之助

東北農村の結核問題

東北帝大醫學部助教授醫師 伊藤實

仙臺市内に於ける各種集團の結核狀況

東北帝大助教授醫師 海老名敏郎

冷害凶作と兒童の身長體重發育

東北帝大助教授醫師 中村隆

岩手稗食地方の榮養に就いて

東北帝大助教授醫師 安倍弘毅

榮養改善による罹病率死亡率の減少に就いて

岩手縣學專門學校教授醫師 工藤祐三

腦溢血死亡者の統計的觀察

東京榮養學校講師 佐藤壽子

酒田保健所長 石井正